

令和 8 年 度

薬 務 行 政 概 要

福岡県保健医療介護部薬務課

目 次

第1 総括	
1 係事務分掌表	1
2 令和8年度当初予算	5
3 附属機関等	7
第2 薬事	
1 薬事審議会	8
2 薬事許可事務	8
(1) 薬事等許可	9
(2) 薬剤師免許申請者数等	9
3 福岡県薬事審議会規則	10
4 薬と健康の週間	13
(1) 令和7年度「薬と健康の週間」実施要領	13
(2) 実施状況	13
(3) 薬事功労者表彰	14
5 福岡県薬業団体連合会助成	14
6 福岡県薬業団体連合会会則	15
7 福岡県薬業団体連合会	17
8 公益法人の状況	18
第3 血液対策	
1 血液事業	19
(1) 献血推進事業	19
(2) 献血受入施設の設置状況	19
(3) 血液製剤使用適正化普及事業	19
2 献血事業の状況	20
(1) 年度別献血者数	20
(2) 令和7年度の献血状況	20
第4 監視	
1 薬事監視指導	22
(1) 令和7年度薬事監視指導状況	23
(2) 県が実施した行政処分事例	24
(3) 不良・不適正表示医薬品等や違法広告の指導・取締り	24
(4) 無承認無許可医薬品の指導・取締り	24

(5) 薬事講習会・研修会	25
2 薬事情報センター	26
3 医薬品等の供給体制の整備	30
4 かかりつけ薬剤師・薬局の推進	32
5 ジェネリック医薬品の使用促進	33
6 医薬品の適正使用促進	34
 第5 生産指導	
1 医薬品等製造（販売）業及び毒物劇物製造（輸入）業の許可・登録事務	35
(1) 業態別業者数	35
(2) 医薬品等製造（販売）業及び毒物劇物製造（輸入）業の許可・登録等申請件数	36
(3) 保健所等別業者数	36
2 毒物劇物販売業登録事務	37
(1) 保健福祉環境事務所別毒物劇物販売業者登録数	37
(2) 毒物劇物取扱者試験	37
3 医薬品等の供給・品質確保対策	38
(1) 医薬品等の製造施設等に係る指導状況	38
(2) ワクチン等供給状況	39
4 薬事産業の指導育成	41
(1) 医薬品等生産金額年次別推移	41
(2) 許認可等講習会等	43
(3) 医療福祉機器関連産業振興事業	43
5 毒物劇物安全確保対策	44
(1) 毒物劇物監視指導状況	44
(2) 農薬安全使用運動	45
(3) 農薬事故発生状況	45
(4) 災害、事故等における毒物劇物事故対策	45
(5) 業務上取扱者に対する監視指導	45
6 災害、事故時等における毒物劇物地域対策協議会	46
(1) 毒物劇物事故が生じた際の迅速なる除害活動	46
(2) 各事業者における事故未然防止対策	50
7 家庭用品の安全確保対策	52
(1) 試買検査	52
(2) 有害物質を含有する家庭用品の規制基準概要	53

第6	麻薬	
1	麻薬・覚醒剤等取扱者の免許・登録事務	57
(1)	麻薬・覚醒剤等取扱施設年次推移	57
(2)	申請・届出処理件数	57
(3)	麻薬等取扱者数	58
2	麻薬・覚醒剤・大麻等の取締り、指導状況	59
(1)	麻薬等取扱施設	59
(2)	向精神薬取扱施設	60
(3)	覚醒剤（原料）取扱施設	61
(4)	不正大麻・けし栽培取締状況	62
(5)	麻薬等事故状況	62
(6)	麻薬取扱者指導状況	63
3	麻薬中毒者対策	63
(1)	麻薬中毒者の届出、通報、措置入院状況	63
(2)	観察指導対象者	63
(3)	麻薬中毒者相談状況	63
4	麻薬・覚醒剤・大麻・シンナー等薬物乱用対策	64
(1)	麻薬・覚醒剤・大麻・シンナー等薬物乱用概要	64
(2)	薬物乱用対策の推進	64
5	福岡県薬物の濫用防止に関する条例	69
6	参考資料	69
(1)	福岡県麻薬中毒審査会	69
(2)	福岡県薬物乱用対策推進本部	71
(3)	福岡県薬物乱用防止指導員	81
(4)	薬物乱用防止県民運動	83
(5)	福岡県覚醒剤・麻薬禍対策協議会設置要綱	86
(6)	注射器の取扱指針	87
(7)	福岡県薬物乱用防止啓発窓口事業実施要領	87
(8)	薬物乱用防止啓発資材一覧	88
第7	その他	
1	資格別現員	92
2	保健福祉（環境）事務所・保健所の所管区域及び所在地	93
3	都道府県薬務主管課名簿	95

第 1 総 括

1 係事務分掌表

(薬事係)

係名・係長	係 員 (副)	分 担 事 務
薬事係長 (本課長補佐) 1 係の総括 に関するこ と	主事 (一般事務)	1 予算・決算に関すること 2 収入に関すること 3 薬事審議会に関すること 4 条例・規則の改正に関すること 5 議会に関すること 6 公益・一般法人の許認可・指導に関すること（公益） 7 卸売販売業及び再生医療等製品販売業の許可に関すること（副） 8 登録販売者制度（販売従事登録）に関すること（新規除く） 9 献血功労者表彰式に関すること 10 県・保健所設置市薬務関係業務打合せ会議に関すること 11 薬務担当課長・担当者会議に関すること 12 薬剤師免許に関すること（主） 13 価格調査に関すること（副）
	主任技師 (薬剤師)	1 災害時医薬品の備蓄に関すること 2 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄に関すること 3 安定ヨウ素剤の備蓄・配布に関すること 4 薬局機能情報提供制度の運用に関すること 5 血液事業に関すること（市町村推進協議会連合会及び表彰式に関することを除く） 6 福岡地域防災計画に関すること 7 卸売販売業及び再生医療等製品販売業の許可に関すること（主） 8 登録販売者制度（販売従事登録）に関すること（新規） 9 健康サポート薬局、特定販売の報告に関すること 10 取扱処方箋数届出に関すること 11 医療用資材の備蓄に関すること（業務委託契約ほか）。 12 薬務担当課長・担当者会議に関すること（副） 13 価格調査に関すること（副）
	主事 (一般事務)	1 庶務全般に関すること(会計年度任用職員を含む) (サービス、給与、時間外、福利厚生、物品備品管理) 2 経費の支出に関すること 3 公益・一般法人の許認可・指導に関すること（移行） 4 配置販売業の許可、配置従事者身分証明書に関すること。 5 血液事業に関すること（市町村推進協議会連合会に関すること） 6 薬務情報システムの運用管理に関すること 7 薬剤師免許に関すること（副） 8 価格調査に関すること（主） 9 薬事監視員証作成等に関すること 10 卸売販売業及び再生医療等製品販売業の許可に関すること（変更届） 11 薬務行政概要に関すること 12 医療用資材の備蓄に関すること（在庫管理、特別配布） 13 文書管理、情報管理に関すること

(監視係)

係名・係長	係員 (副)	分 担 事 務
監視係長 (薬剤師)	技術主査 (薬剤師)	1 薬局、医薬品販売業等の監視指導に関すること 2 不良医薬品、無承認無許可医薬品、偽造医薬品等に関すること 3 広告の監視指導に関すること 4 認定薬局（審査、相談対応等）に関すること 5 法改正に関すること 6 薬剤師確保に関すること 7 薬業団体に関すること（薬と健康の週間、表彰含む） 8 電子処方箋導入促進に関すること 9 医薬品の安全対策（安定供給含む）に関すること 10 時事的な事項（医療費適正化、フォーミュラリ、緊急避妊薬等）に関すること
1 係の総括に関すること 2 医薬品の適正使用全般に関すること	主任技師 (薬剤師)	1～4 及び 5 おくすり適正使用促進事業に関すること 6 登録販売者試験（検討会）に関すること 7 災害時の調剤支援事業に関すること 8 健康食品安全対策に関すること 9 監視計画及び一斉取締りに関すること 10 行政報告に関すること 11 薬剤耐性（AMR）対策に関すること
	主任技師 (薬剤師)	1～4 及び 5 認定薬局（総括）に関すること 6 ジェネリック医薬品に関すること 7 登録販売者試験（運営）に関すること 8 広告監視協議会に関すること 9 セルフメディケーション推進事業に関すること 10 薬事監視員の研修指導に関すること 11 薬事情報センターに関すること

(生産指導係)

係名・係長	係 員 (副)	分 担 事 務
参事補佐兼 生産指導係長 (薬剤師) 1 係の総括 に関するこ と 2 医療機器 産業振興に 関すること	主任技師 (薬剤師)	1 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売業者等並びに毒物劇物製造（輸入）業者等の監視指導に関すること 2 医薬品医療機器等法承認取得等支援に関すること 3 毒物劇物製造（輸入）業の登録に関すること（※2） 4 毒物劇物適正化事業に関すること 5 治験・臨床研究拠点等整備事業に関すること 6 薬事工業生産動態統計に関すること 7 F D申請システムの総合整備に関すること 8 条例等の改正に関すること 9 ※1及び※2の新規・更新・届出に関すること（分担地区）
		1 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売業者等並びに毒物劇物製造（輸入）業者等の監視指導に関すること 2 P I C / S 対応医薬品 G M P 適合性調査に関すること 3 医薬品 G M P 調査員の教育訓練に関すること 4 医薬品の製造業・製造販売業の許可に関すること（薬局製造販売医薬品を含む） 5 医薬品の製造販売承認に関すること 6 毒物劇物取扱者試験に関すること 7 再生医療等製品の製造・製造販売業の許可に関すること 8 医薬品の研究開発及び生産振興に関すること 9 ※1及び※2の新規・更新・届出に関すること（分担地区）
		1 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売業者等並びに毒物劇物製造（輸入）業者等の監視指導に関すること 2 医療機器製造業・製造販売業の許可に関すること（販売業・貸与業を含む） 3 医薬部外品の製造・製造販売業の許可に関すること 4 医薬部外品の製造販売承認に関すること 5 医薬部外品の G M P 適合性調査に関すること 6 検定検査事務委託費に関すること 7 採血業の許可・指導に関すること 8 医薬部外品の研究開発及び生産振興に関すること 9 ※1及び※2の新規・更新・届出に関すること（分担地区）
		1 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売業者等並びに毒物劇物製造（輸入）業者等の監視指導に関すること 2 化粧品製造業・製造販売業の許可に関すること 3 体外診断薬の製造・製造販売業の許可に関すること 4 医療機器修理業の許可に関すること（※1） 5 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること 6 緊急医薬品（国有ワクチン）の需給に関すること 7 係文書の収受に関すること 8 化粧品の研究開発及び生産振興に関すること 9 ※1及び※2の新規・更新・届出に関すること（分担地区）

(麻 薬 係)

係名・係長	係員 (副)	分 担 事 務
麻薬係長 (薬剤師) 1 係の総括・ 予算に関する こと 2 薬物乱用 対策全般に 関すること	主任主事 (一般事務)	1 麻薬取扱者免許（県域以外の施用・管理）に関すること 2 届出の集計、回覧に関すること 3 厚生労働省半期報に関すること 4 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止月間に関すること 5 薬物乱用防止啓発窓口事業に関すること 6 啓発資材の管理及び作成に関すること 7 薬物乱用防止啓発サイトに関すること 8 補助金に関すること 9 文書管理に関すること 10 照会・回答に関すること
	主任技師 (薬剤師)	① 麻薬・覚醒剤等取扱施設の立入指導に関すること ② 麻薬等廃棄、事故調査、年間届に関すること【福岡市】 ③ 薬物事犯（危険ドラッグ含む）の捜査に関すること 1 麻薬取扱者免許（県域の施用・管理）に関すること 2 違法薬物乱用防止啓発に関すること 3 立入検査に関すること 4 危険ドラッグに関すること 5 薬物乱用防止指導員に関すること
	主任技師 (薬剤師)	①～③及び ※ ②の地区割は【久留米市、県域】 1 少年用大麻再乱用防止プログラムに関すること 2 大麻乱用防止サポート窓口に関すること 3 薬物再乱用対策に関すること（副） 4 その他麻薬以外の免許等に関すること 5 薬物濫用防止条例に関すること 6 覚醒剤・麻薬禍対策協議会に関すること 7 「ダメ。ゼッタイ。」普及事業に関すること 8 薬事等監視員研修に関すること
	主任技師 (薬剤師)	①～③及び ※ ②の地区割は【北九州市】 1 法令改正、審査基準、処分基準等に関すること 2 薬物再乱用対策に関すること（主） 3 大学に関する啓発に関すること 4 市販薬の乱用対策に関すること 5 街頭啓発に関すること 6 病院診療所薬剤師研修会に関すること 7 麻薬取扱者免許（卸・研究）に関すること 8 麻薬中毒者に関すること 9 国庫帰属に関すること 10 法令職任免に関すること
	主任技師 (薬剤師)	①～③及び ※ ②の地区割は【福岡市】 1 麻薬取扱者免許（小売）に関すること 2 麻薬小売業者間譲渡許可に関すること 3 薬物乱用対策推進本部に関すること 4 薬物乱用防止講習会講師団講師に関すること 5 麻薬小売業者研修会に関すること 6 不正大麻・けし撲滅に関すること 7 表彰に関すること 8 捜査関係事項照会に関すること

2 令和8年度当初予算

(単位:千円)

事業事項名	予算額	左の財源内訳		説明	R7年度 当初予算
		特 定	一 般		
(1)医薬品等の 安全性の確保	174,871	144,470	30,401		153,177
薬業関係団体 助成費	1,706		1,706	福岡県薬業団体連合会の事業に要する経費の一部補助 セルフメディケーションに精通した専門家の養成に要する経費	1,318
薬事情報センター 事業費	15,490		15,490	(公社)福岡県薬剤師会が行う薬事情報センターの事業に要する経費の一部補助	15,010
薬務関係業務 委託費	21,937	21,937		薬事経済調査及び検定検査事務の委託費	21,937
健康食品 安全対策事業費	3,821		3,821	健康食品等の健康被害防止のための買上検査、収去検査等に要する経費	3,821
薬事監視費	303		303	医薬品医療機器等法に基づく薬局等医薬品販売業の構造設備、取扱等の取締に要する経費	301
薬事指導費	412	412		医薬品医療機器等法に基づく医薬品販売業の許可等に関する経費	409
毒物等取締及び 登録事務費	3,733	3,520	213	毒劇物取締法に基づく取締指導及び取扱者の登録等に要する経費	3,662
毒劇物管理 適正化対策費	42		42	登録義務のない劇物使用事業所の実態を把握し保健衛生上の危害防止対策に要する経費	42
医薬品等 生産指導振興費	1,212	1,212		医薬品医療機器等法に基づく医薬品等の製造業の許可及び立入検査等に要する経費	1,208
ジェネリック医薬 品使用促進費	21,852	21,852		関係者協議会の設置とモデル病院での促進に関する経費	21,846
家庭用品取締費	75		75	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく家庭用品の取締に関する経費	75
医薬品登録販売者 養成費	66,414	66,414		登録販売者試験の実施に要する経費	62,665
薬剤師確保・養成事 業費	9,558	9,558		薬剤師の従事先における地域偏在や業務偏在の解消に向けた薬剤師確保に係る経費の一部補助	8,453
医療・福祉機器関連 産業振興費	5,638		5,638	医療機器の迅速な実用化を促進するための支援に要する経費	4,540

事業事項名	予算額	左の財源内訳		説 明	R7 年度 当初予 算
		特定	一般		
おくすり適正使用 促進費	3,113		3,113	高齢者の服用薬剤の適正化を図る ための事業の実施に要する経費	3,194
治験施設施設整備 費補助金	19,565	19,565		治験施設の拡充整備に要する経費 の一部補助	4,696
(2) 災害時の医薬品 供給体制の確保	14,348	6,462	7,886		13,110
災害時緊急医薬品 等備蓄事業費	13,351	6,462	6,889	大規模災害時における初動救護医 療のための医薬品等の備蓄及び救 護医療に必要な経費	12,446
災害時の調剤支援 事業	997		997	災害支援薬剤師（リーダー）の継 続研修に要する経費	664
(3) 薬物乱用防止の 推進	93,013	47,652	45,361		78,025
薬物乱用対策 推進事業費	5,755		5,755	薬物乱用防止に関する啓発及び薬 物相談窓口の開設に要する経費 麻薬及び向精神薬取締法に基づく 麻薬中毒審査会及び覚醒剤・麻薬 禍対策協議会の設置等に要する費 用	5,679
危険ドラッグ・ 大麻等撲滅対策費	43,781		43,781	危険ドラッグ・大麻の撲滅に要す る経費	29,564
薬物再乱用対策 推進費	34,103	16,848	17,255	薬物再乱用防止に関する相談支援 事業に要する経費	31,324
麻薬取締費	237	30,531	△30,294	麻薬及び向精神薬取締法、大麻取 締法に基づく立入検査等に要する 経費	235
覚醒剤等取締費	103	250	△147	覚醒剤取締法に基づく立入検査等 に要する経費	103
少年の大麻乱用対 策事業費	9,034	23	9,011	少年の大麻再乱用防止プログラムの 実施に要する経費	11,120
(4) 血液の確保	3,810		3,810		5,130
献血推進費	3,810		3,810	献血の推進事業、血液製剤使用適 正化及び若年層献血の普及啓発に 要する経費	5,130

事業事項名	予算額	左の財源内訳		説 明	R7 年度 当初予算
		特 定	一 般		
(5)感染症対策	338,851	0	338,851		57,604
新型インフルエンザ対策費	338,851		338,851	抗インフルエンザウイルス薬の保管等に要する経費	19,559
医療用資材先駆的流通備蓄体制構築費	0		0	医療用資材の流通備蓄体制の維持等に要する経費	38,045
計	674,893	198,584	426,309		307,046

3 附属機関等

- (1)法令に基づくもの ①福岡県薬事審議会 ②福岡県麻薬中毒審査会
- (2)要領等に基づくもの ①福岡県献血推進協議会 ②福岡県市町村献血推進協議会連合会
- ③福岡県薬物乱用対策推進本部 ④福岡県覚醒剤・麻薬禍対策協議会

第 2 薬 事

1 薬事審議会

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）第3条、附属機関の設置に関する条例により設置され、薬事に関する重要な事務に関し、知事の諮問に応じ意見を答申している。

薬事審議会開催状況

開催年月日	開催場所	協議事項	出席委員数
R8. 1. 19	県庁 行政特別西会議室	【議題】 (1) 薬機法改正とオーバードーズ対策について 【報告事項】 (1) 認定薬局制度の運用状況について (2) 大麻取締法等の改正に係る対応状況について (3) 県内で発生した毒物流出事故について	12名

2 薬事許可事務

- (1) 医薬品医療機器等法第4条、第6条の2、第6条の3、第24条、第26条、第30条、第34条、第39条及び第40条の5の規定に基づく許可等を行う。

① 令和7年度薬局、医薬品販売業等許可等申請件数

区分	薬局	地域 連携 薬局	専門医療 機関連携 薬局（が ん）	医 薬 品 販 売 業						高度管理 医療機器 等販売業 ・貸与業	再生医療 等製品 販売業	合計
				店 舗 販売業	薬種商 販売業	卸 売 販売業	特 例 販売業	新配置 販売業	既存配置 販 売 業			
新規	85	15	4	21	－	32	－	1	－	89	0	247
更新	155	104	8	61	－	47	0	5	4	112	2	498

② 登録販売者試験（過去5年分）

試験期日	出願者数	受験者数	合格者（合格率）
R3. 12. 12	3,451名	2,891名	1,405名（48.6%）
R4. 12. 11	2,943名	2,426名	1,415名（58.3%）
R5. 12. 10	3,739名	2,719名	1,451名（53.4%）
R6. 12. 15	5,694名	4,019名	1,242名（30.9%）
R7. 12. 21	5,981名	4,138名	1,127名（27.2%）

③ 令和7年度末薬局、医薬品販売業等件数

種別 保健所名	薬局	医薬品販売業							高度管理 医療機器 等販売業 ・貸与業	再生医療 等製品 販売業	合計	地域 連携 薬局	専門医 療機関 連携薬 局（が ん）	認定 薬局 合計	（参考） 新配置 従事者	（参考） 既存配置 従事者
		店舗 販売業	薬種商 販売業	卸売 販売業	特例 販売業	新配置 販売業	既存配置 販売業	小計								
筑紫	222	83	0	23	0	4	6	116	269	3	610	14	0	14	21	7
粕屋	139	80	0	41	0	0	1	122	170	0	431	7	0	7	6	7
糸島	58	24	0	4	0	0	0	28	37	0	123	1	0	1	3	0
宗像・遠賀	125	60	0	5	0	0	0	65	104	0	294	7	0	7	5	6
嘉穂・鞍手	163	72	0	25	1	0	2	100	158	4	425	5	0	5	4	4
田川	71	31	1	2	0	0	1	35	60	0	166	0	0	0	0	1
北筑後	103	47	1	17	0	1	1	67	84	0	254	5	0	5	4	3
南筑後	223	99	0	25	1	7	3	135	170	4	532	5	0	5	29	8
京築	103	48	0	10	0	0	0	58	84	0	245	7	0	7	8	2
小計	1,207	544	2	152	2	12	14	726	1,136	11	3,080	51	0	51	80	38
北九州市	632	231	0	103	1	8	5	348	637	15	1,632	16	0	16	43	11
福岡市	959	407	0	230	2	5	9	653	1,487	18	3,117	35	6	41	37	16
久留米市	208	62	0	39	0	3	1	105	210	11	534	4	2	6	21	10
県外	-	-	-	-	-	28	27	55	-	-	55	-	-	-	-	-
小計	1,799	700	0	372	3	44	42	1,161	2,334	44	5,338	55	8	63	101	37
合計	3,006	1,244	2	524	5	56	56	1,887	3,470	55	8,418	106	8	114	181	75

- (2) 薬剤師法第2条、同法施行令第5条、第8条、第9条及び第6条の規定に基づく申請について事務を行う。
薬剤師免許申請者数等

種別 年度	免許申請	名簿訂正	書換交付	再交付	登録消除
R3	420	277	288	29	10
R4	373	235	231	26	15
R5	391	236	232	31	7
R6	408	237	232	26	8
R7	412	289	283	17	15

3 福岡県薬事審議会規則

昭和36年8月1日
福岡県規則第72号

改正 昭和38年10月31日規則第72号
昭和50年8月25日規則第57号
昭和51年3月29日規則第20号
平成10年4月1日規則第19号
平成20年3月31日規則第38号
令和3年6月1日規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、付属機関の設置に関する条例(昭和28年福岡県条例第39号)第3条の規定に基づき、福岡県薬事審議会(以下「審議会」という。)の位置、所掌事務、組織、委員その他の構成員及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第2条 審議会は、保健医療介護部薬務課内に置く。(平10規則19・平20規則38・一部改正)

(所掌事務)

第3条 審議会は、知事の諮問に応じて次の各号に掲げる事項を調査審議し、意見を答申するものとする。

- (1) 薬事従事者の研修その他の資質の向上に関すること。
- (2) 薬事衛生思想の普及向上に関すること。
- (3) 医薬品等の取扱いの適正に関すること。
- (4) 医薬品等の広告の適正に関すること。
- (5) 農薬等毒物又は劇物による危害の防止に関すること。
- (6) 医薬品等の生産振興助成に関すること。
- (7) 医薬品等の流通に関すること。
- (8) 地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定に関すること。(令3規則37・一部改正)
- (9) その他の薬事に関すること。(昭38規則72・昭50規則57・一部改正)

(組織)

第4条 審議会は、委員13人で組織する。(昭51規則20・一部改正)

(委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者の内から知事が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者4人
- (2) 消費者4人
- (3) 薬事に関する業務に従事する者5人

2 前項各号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 知事は、委員が心身に故障があるため職務の遂行ができないとき、又は委員たるに適しない非行があると認められるときは、第2項の規定にかかわらず当該委員を解任し、又は解嘱することができる。(昭38規則72・昭51規則20・一部改正)

(会長)

第 6 条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者が、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決を行うことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決することによる。

(幹事)

第 8 条 審議会に幹事を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、保健医療介護部薬務課で処理する。（平 10 規則 19・平 20 規則 38・一部改正）

(補則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の議を経て会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 38 年規則第 72 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 38 年 10 月 17 日から適用する。

附 則（昭和 50 年規則第 57 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 51 年規則第 20 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 10 年規則第 19 号）抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年規則第 38 号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第 37 号）

この規則は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

福岡県薬事審議会委員名簿

(五十音順)

令和7年9月現在

(任期：令和7年3月22日～令和9年3月21日)

氏 名	所属団体、役職名	備 考
うちだ 内田 まやこ	一般社団法人福岡県病院薬剤師会会長	
おおど 大戸 しげひろ 茂弘	九州大学 名誉教授 特命教授	
おだ 小田 まさとし 真稔	公益社団法人福岡県薬剤師会会長	
くすのき 楠木 れい 玲	弁護士	
くわの 桑野 やすゆき 恭行	公益社団法人福岡県医師会常任理事	
こがねまる 小金丸 みほ 美穂	特定非営利活動法人消費者支援機構福岡 専門部会検討委員	
こだま 小玉 こうじ 康二	福岡県医薬品卸業協会会長	
ささき 佐々木 としひろ 享宏	一般社団法人福岡県医薬品登録販売者協会会長	
ちょう 長 ひろうみ 裕海	福岡県議会議員	
のだ 野田 りつこ 律子	公益財団法人福岡県女性財団常務理事	
はやし 林 としのぶ 稔展	福岡大学薬学部教授	
もりた 森田 けいこ 桂子	公益社団法人福岡県製薬工業協会副会長	
やすこうち 安河内 ひろこ 浩子	福岡県地域婦人会連絡協議会委員	

4 薬と健康の週間

(1) 令和7年度福岡県「薬と健康の週間」実施要領

1 目的

「薬と健康の週間」は、医薬品や薬剤師等の専門家の役割に関する正しい知識を広く県民に普及啓発することにより、県民の保健衛生の維持向上に寄与することを目的とする。

2 実施期間

令和7年10月17日（金）～23日（木）

3 実施機関

福岡県、福岡県薬業団体連合会

4 実施事項

(1) 総論

上記1の目的を達成するため、関係機関との緊密な連携のもと、啓発活動を実施する。

(2) 福岡県保健医療介護部薬務課及び福岡県薬業団体連合会における実施事項

ア 「くすりと健康フェア2025」の開催

薬剤師・薬局の基本的な役割及びかかりつけ薬剤師・薬局を持つことによる利点等について県民の理解が深まるよう分かりやすく紹介するとともに、医薬品に関する正しい知識が広く県民に浸透するよう積極的に普及啓発を行う。

イ 多様な媒体を活用した情報発信

「薬と健康の週間」を周知するとともに、薬剤師の職能及び医薬品の正しい使い方等について、テレビや新聞などのマス媒体や、インターネットを活用した動画やSNSなどにより積極的に普及啓発を行う。

ウ 薬事功労者の表彰

本県において薬事関係業務に従事し、保健衛生の向上に特に顕著な功績のあった者及び薬業関係団体を表彰する。

(3) 保健福祉(環境) 事務所及び薬局等における実施事項

ア 健康フェア等における啓発

健康フェア等において薬の正しい使い方に関する啓発パネルの展示及び薬の相談コーナーの設置等により医薬品についての正しい知識を普及啓発する。

イ セミナー等の開催

市町村及び薬剤師会等の協力を得て、セミナー等を開催することにより、医薬品は、使用期間、用法、用量及び保管方法等を守り、使用上の注意を十分に理解して、正しく使用しなければならないことを普及啓発する。

(4) 各団体独自の実施事項

上記1を目的とした普及啓発事業を関係団体独自で行う。

(5) 各種広報紙及びマスコミ等の活用による啓発

県及び市町村の広報誌活用並びに報道機関への資料提供等により、本事業趣旨の普及徹底を図る。

(2) 実施状況

① 啓発広報事業

ア 市町村、関係団体等の広報誌の利用及び各種報道機関に対する協力と資料の提供を行うことにより、本運動の趣旨の普及を図った。

イ 「くすりと健康フェア2025」の開催

健康サポート薬局やかかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師、医薬品の適正使用などに関するSNS（YouTube、Facebook、X(旧Twitter)、Instagram）を活用した啓発を実施した（期間：10月17日～23日）。

② 薬事功労者知事表彰

令和7年度「薬と健康の週間」の事業の一環として、福岡県において、薬事関係業務に従事し、保健衛生の向上に功績のあった方へ、福岡県薬事功労者知事表彰を実施した。

(3) 薬事功労者表彰

① 厚生労働大臣表彰

氏 名	備 考
津村 仁	現 一般社団法人福岡県医薬品登録販売者協会 会計理事
原口 亨	現 公益社団法人日本薬剤師会 副会長

② 年度別薬事功労者表彰者数

年度	R3	R4	R5	R6	R7
厚生労働大臣	2	2	1	1	2
知 事	8	7	13	12	6

5 福岡県薬業団体連合会助成

薬事関係団体の資質向上を図るため、福岡県薬業団体連合会が実施する調査、研修等の事業費の一部を助成している。

令和7年度補助額 600,000 円

6 福岡県薬業団体連合会会則

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第 1 条 この会は、福岡県薬業団体連合会（略称「福薬連」）と称し、事務所を福岡市内に置く。

(組織)

第 2 条 この会は、福岡県内の薬業関係団体をもって組織する。

(目的)

第 3 条 この会は、会員の協力のもと社会的責任の自覚に立って、薬業界の発展向上と相互連帯の強化を図り、もって国民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この会は、前条の目的を果たすため次の事業を行う。

- (1) 薬業界の相互連絡と情報交換に関すること。
- (2) 講習会、研究会等の開催。
- (3) 県民に対する薬業知識の普及宣伝。
- (4) 会員の福祉に関すること。
- (5) 優良施設、職員並びに功労者等の表彰。
- (6) その他、この会の目的達成に必要な事業。

第2章 役 員

(役員)

第 5 条 この会に、次の役員を置く。

会長	1 名
副会長	若干名
専務理事	1 名
理事	若干名（会長及び副会長を含む）
監事	2 名

(役員を選出)

第 6 条 会長及び副会長は、理事会の推薦または理事の互選により選出する。

2 専務理事は、理事の中より会長が指名する。

3 理事は、各団体がそれぞれ当該団体の役員または相当職にある者のうちから推薦した者をもってあてる。

4 監事は、理事会の推薦により選出する。

(職務及び権限)

第 7 条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときまたは欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。

3 専務理事は、会長の命を受け会務を処理する。

4 理事は、会務の執行を決定する。

5 監事は、この会の会務及び決算を監査する。

(任期)

第 8 条 役員の任期は、2 年とする。但し補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合または任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(顧問、参与)

第 9 条 この会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

第3章 会 議

(会議)

第 10 条 この会に理事会を置く。

(理事会)

第 11 条 理事会は、会長、副会長、及び理事で構成し、必要に応じて会長が召集する。理事会は次の事項を決議する。

- 1 事業計画及び年度収支予算の決定。
- 2 事業報告及び決算の承認。
- 3 会務の執行に関する事項。

(定員数)

第 12 条 理事会は理事の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 13 条 議事は出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第4章 会 計

(経費の支弁)

第 14 条 この会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第 15 条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

第5章 雑 則

(事務局)

第 16 条 この会の事務を行うため、事務局を福岡県薬剤師会館内に置く。

(雑則)

第 17 条 前各条に定めるものを除くほか、この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

附 則

この規則は、昭和50年3月18日から施行する。

7 福岡県薬業団体連合会

(令和8年4月現在)

団 体 名	代 表 者	郵便番号	連 絡 先	電 話 FAX
公益社団法人福岡県薬剤師会 (福 薬 連 事 務 局)	会長 小田 真稔	812-0018	福岡市博多区住吉2-20-15	092-271-3791 092-281-4104
一般社団法人福岡県医薬品登録販売者協会	会長 佐々木 享宏	812-0011	福岡市博多区博多駅前4-18-19博 多フロントビル204	092-411-0311 092-411-0350
福 岡 県 医 薬 品 卸 業 協 会	会長 小玉 康二	812-8585	福岡市東区箱崎ふ頭3-4-46 九州東邦 (株)	092-641-3141 092-641-3147
公益社団法人福岡県製薬工業協会	会長 岡本 隆行	833-0055	筑後市熊野994-1	0942-54-1472 0942-54-1643
福 岡 家 庭 薬 会	会長 村上 祐介	541-0041	大阪府中央区北浜1-3-14 リバーポイント北浜	080-3367-1005 06-6201-1170
福 岡 県 歯 科 用 品 商 組 合	理事長 山崎 龍也	812-0028	福岡市博多区須崎町4-23	092-283-7005 092-283-7006

8 公益法人の状況

(令和7年9月現在)

名 称 等	設立許可年月日	代 表 者 名	目 的
公益社団法人 福岡県薬剤師会 〒812-0018 福岡市博多区住吉2-20-15 TEL 092-271-3791	平成25年4月1日	小田 真稔	薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発達を図ることにより、福岡県民の健康な生活の確保・向上に寄与する。
公益社団法人 八幡薬剤師会 〒805-0059 北九州市八幡東区尾倉2-6-22 TEL 093-661-1166	平成25年4月1日	有吉 浩文	薬学及び薬業の進歩発展を図ることにより、薬剤師が医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって地域住民の健康な生活の確保・向上に寄与する。
公益社団法人 福岡県製薬工業協会 〒833-0055 筑後市熊野994-1 TEL 0942-54-1472	平成24年4月1日	岡本 隆行	公衆の厚生福祉の増進に寄与するため、会員及び、医薬品等の製造管理及び品質管理に係る従事者の倫理的学術的水準を高め、薬学及び薬業の進歩発達を図る。
公益社団法人 北九州市薬剤師会 〒805-0041 北九州市八幡東区祝町2-13-26 TEL 093-651-2255	平成24年4月1日	星野 正俊	地域薬剤師会との連携のもと、公衆衛生の向上と福祉の増進に寄与するため、薬剤師の倫理的及び学術的水準の向上と薬学薬業の進歩発達を図る。
公益財団法人 北九州生活科学センター 〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町1-4 TEL 093-881-8282	平成24年4月1日	市村 清隆	保健衛生及び環境に関する検査、調査、研究、啓発及び相談等を行うことにより、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与する。
公益社団法人 福岡県医薬品配置協会 〒812-0016 福岡市博多区博多駅南5-6-26-201号 TEL 092-451-2303	平成23年4月1日	下坂 隆雄	配置薬制度を通じて県民の保健衛生の向上に寄与し、会員の職能的水準を高め、もって地域社会に貢献する。
一般社団法人 福岡市薬剤師会 〒810-0021 福岡市中央区今泉1-1-1 TEL 092-714-4416	平成25年4月1日	木原 太郎	薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発達を図ることにより、福岡市民の健康な生活の確保・向上に寄与する。
一般社団法人 田川薬剤師会 〒827-0002 田川郡川崎町池尻607-1 TEL 0947-42-8883	平成25年4月1日	中原 学	薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発達を図ることにより、地域住民の健康な生活の確保・向上に寄与する。
一般社団法人 直方鞍手薬剤師会 〒822-0015 直方市古町8-12 TEL 0949-29-7055	平成25年4月1日	宮坂 圭三	薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発達を図ることにより、地域住民の健康な生活の確保・向上に寄与する。

第 3 血液对策

1 血液事業

(1) 献血推進事業

昭和 39 年 8 月献血推進について閣議決定され、医療用の血液は献血によって確保するとの基本方針が出されたが、本県においては同年 12 月に「福岡県献血推進協議会」を設置した。また県内市町村に献血推進協議会が設置されているが、県ではこれら推進協議会の指導育成に努めるとともに、県献血運動推進大会を開催するなど献血啓発に努め、さらに計画献血等の充実により、県民が必要とする輸血用血液の確保と円滑な需給を図っている。

昭和 61 年度には新献血事業がスタートし、献血者登録制度等の活用により、良質で安全な血液を確保するため、400ml 献血及び成分献血を中心とした献血制度の推進を図っている。

平成 15 年 7 月に、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が施行され、血液事業に係る関係者の責務が明文化され、国・都道府県・市町村・血液センター等の役割が明確になった。

平成 25 年 7 月 5 日に、皇太子殿下の御臨席を賜り、福岡国際会議場において「第 49 回献血運動推進全国大会」を開催した。

医療技術の進歩や血液製剤の適正使用の推進等により、5 年後、10 年後の血液製剤の需要は横ばいから減少傾向であると予想されている。しかし、若年層献血者数は減少傾向にあることから、将来にわたり安定的に血液製剤を供給する体制を維持するためには、若年層献血者の確保が重要な課題となっている。このことを考慮し、関係団体と連携して複数回献血者や若年層献血者の確保等の献血運動を推進するとともに、医療機関における一層の血液製剤の適正使用を促すことにより、安定的な需給体制の確保に努めている。

(2) 献血受入施設の設置状況

血液センター	施設名	所在地	電話
福岡県 赤十字血液センター管内	献血ルーム おっしょい博多	福岡市博多区博多駅中央街 2-1 博多バスターミナル 8 階	092-476-1400
	献血ルーム イオンモール香椎浜	福岡市東区香椎浜 3 丁目 12-1 イオンモール香椎浜 2 階	092-410-6811
	献血ルーム 天神西通り	福岡市中央区大名 1-15-1 天神西通りスクエア 地下 1 階	092-726-1188
福岡県赤十字血液センター 北九州事業所管内	献血ルーム くろさきクローバー	北九州市八幡西区西曲里町 3-1 イオンタウン黒崎 1 階	093-644-1211
	献血ルーム 魚町銀天街	北九州市小倉北区魚町 1 丁目 3 番 3 号 白樺ビル	093-551-1211

(3) 血液製剤使用適正化普及事業

血液製剤の有効利用を図るため、国において「血液製剤の使用指針」及び「輸血療法の実施に関する指針」が策定され、本県では、この指針に基づき、「福岡県合同輸血療法委員会」を開催し、血液製剤使用適正化の推進を図っている。

2 献血事業の状況

(1) 年度別献血者数

(単位：人)

年 度	400ml 献血	成分献血	200ml 献血	合計
R2	148, 546	64, 262	65	212, 873
R3	148, 329	65, 621	231	214, 181
R4	152, 530	64, 395	568	217, 493
R5	153, 267	65, 275	396	218, 938
R6	155, 404	64, 767	471	220, 641
R7	153, 485	64, 859	801	219, 145

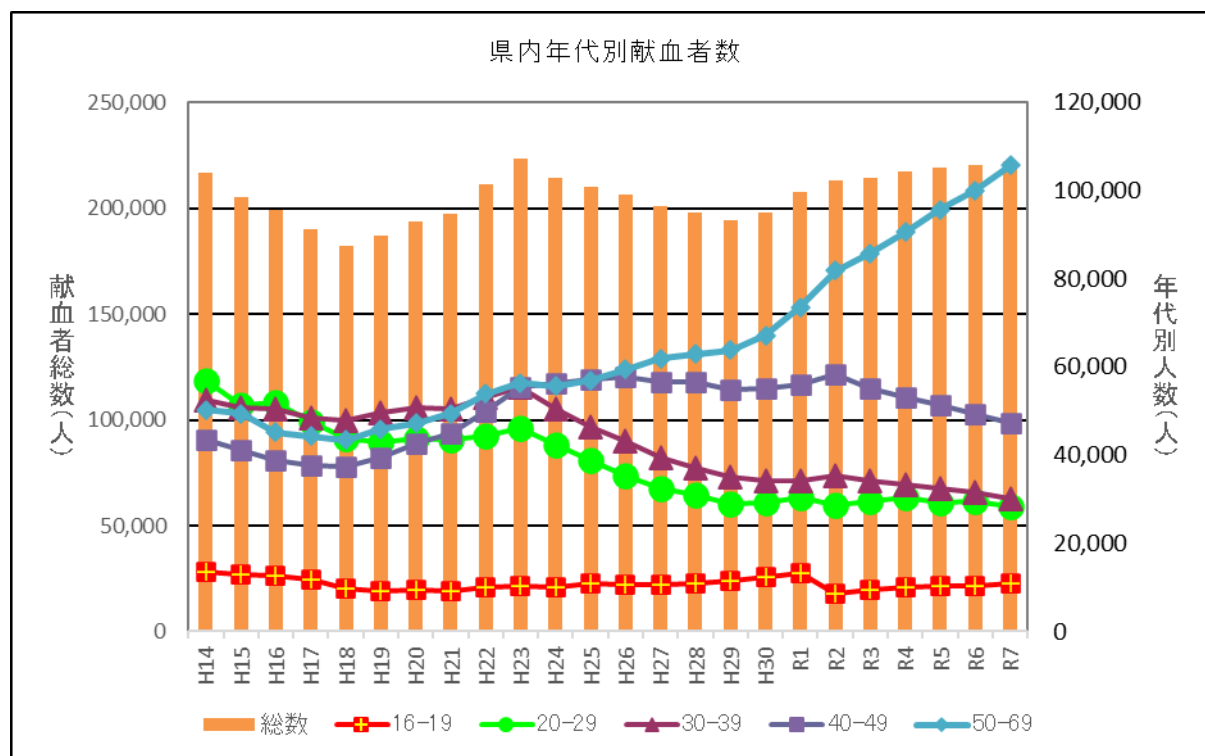
(2) 令和7年度の献血状況

ア 令和7年度受入施設献血状況

内 訳	献血参加者数(A)			献血者数(B)			献血不適格者(A-B)		
	移動献血	出張所	計	移動献血	出張所	計	血色素不足	その他	計
人 数	112,663	126,148	238,811	103,103	116,042	219,145	6,445	13,221	19,666
構成比	47.2%	52.8%	100.0%	47.0%	53.0%	100.0%	32.8%	67.2%	100.0%

イ 令和7年度年齢別・性別献血者数

年齢(才) 性別	16～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	計
男性	7,827	17,859	21,076	34,080	48,407	25,603	154,852
女性	2,996	10,424	9,094	13,059	19,557	9,163	64,293
計	10,823	28,283	30,170	47,139	67,964	34,766	219,145
構成比	4.9%	12.9%	13.8%	21.5%	31.0%	15.9%	100.0%



第 4 監 視

1 薬事監視指導

不良な医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品（以下「医薬品等」という。）や不正表示医薬品等が製造され、流通することを未然に防止し、医薬品等の適正な供給、使用及び品質の確保を図るため、薬事監視員が製造業者、薬局及び医薬品販売業者等に立入検査を実施している。

また、医薬品の取扱いや管理状況の確認及び医薬品の収去検査を行う等、不良医薬品、不正表示医薬品等の排除に重点を置く監視指導を実施している。

- ① 医薬品販売業者等に対し、医薬品等一斉監視指導を中心に計画的に立入調査を実施している。
- ② 広告監視により、医薬品的な効能効果を標榜する健康食品等無承認無許可医薬品の監視指導を実施している。
- ③ 医薬品成分を含有するいわゆる健康食品（無承認無許可医薬品）による県民の健康被害を防止するため、収去及び買上検査を実施している。
- ④ 医薬品医療機器等法関連法令等の周知徹底のため、薬局、医薬品販売業者に対し、講習会を開催している。

(1)令和7年度薬事監視指導状況

				違反発見件数（年度中）																													
				許可・登録・届出施設数	立入検査施設数	違反発見施設数	特定販売実施施設数（年度末現在）	無許可・無登録・無届業	無承認品	不良品	不正表示品	虚偽・誇大広告	特定疾病用医薬品等の広告	未承認医薬品等の広告	毒劇薬の譲渡等	毒劇薬の貯蔵陳列	譲処方箋医薬品等の販売	制限品目の販売	構造設備の不備	販売体制等の不備	特定販売に係る違反	管理薬品販売業者違反	製造販売の不備	法令遵守体制整備	品質管理の不備	指定薬物の製造	指定薬物の輸入	販売・薬物授与等の	指定薬物等の広告	その他			
医薬品	局 製造業	業		3,007	560	259	156		0	0	1	1	0	0	0	31	3	0	37	51	1	78		6							228		
		専業	大臣許可分		0	0		0		0		0	0	0	0	0				0					0							0	
			知事許可分	53	3	0		0		0		0	0	0	0	0				0					0							0	
			業		133	23	6		0		0		0	0	0	0	0	0	0	2					0								4
	製販売業	第1種	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0				0	0	0						0	
		第2種	16	1	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0				0	0	0						0	
		業	133	23	4		0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0					0								3	
	店舗販売業		1,246	229	75	299	0	0	0	0	12	0	2	0	0	0	0	0	18	20	1	6		5								37	
	卸売販売業		536	24	1			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0		0							1	
	業種商販売業		2	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0										0	
	特例販売業		5	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0		0														0
	配置	販売業	113	0	0				0	0	0	0	0	0	0				0		0		0		0								0
		従事者	260	0	0				0	0	0	0	0	0	0					0													0
	業務上取り扱う施設			445	27				4	0	2	0	0	0		23							0										3
医薬部外品	製造業		57	9	0			0		0		0							0					0								0	
	製造販売業		51	6	0			0	0	0	0	0											0	0	0							0	
	販売業			154	0				0	0	0	0																				0	
	業務上取り扱う施設			41	0				0	0	0	0																					0
化粧品	製造業		151	25	0			0		0		0							0					0								0	
	製造販売業		174	23	6			0	0	0	0	0												4	0	6						0	
	販売業			117	0				0	0	0	0																				0	
	業務上取り扱う施設			7	0				0	0	0	0																					0
医療機器	製造業	修理業		117	15	0			0		0		0		0									0								0	
		大臣許可分		0	0			0		0		0		0						0				0								0	
	製販売業	知事許可分	364	69	0				0		0		0		0					0				0									0
		第1種	15	2	1				0	0	0	0	0		0					0					1	0	1						0
		第2種	31	4	4				0	0	0	0	0		0					0				2	0	4							0
	販売業	第3種	15	4	2				0	0	0	0	0		0					0				0	0	2							0
		高度管理医療機器等	3,454	565	107				2	0	0	0	0		0					1				2									133
		管理医療機器	17,984	218	66				1	0	0	0	0		0					0				0									66
		一般医療機器		32	1					0	0	0	1		0									0									0
	貸与業	高度管理医療機器等	1,654	226	35				1	0	0	0	0		0					0				0									41
		管理医療機器	1,214	15	0				0	0	0	0	0		0					0				0									0
		一般医療機器		3	0					0	0	0	0		0									0									0
業務上取り扱う施設			329	1					0	0	0	0		0																		1	
体外診断用医薬品	製造業		2	0	0			0		0		0		0										0								0	
	製造販売業		1	0	0			0	0	0	0	0		0					0				0	0	0							0	
	業務上取り扱う施設			97	0				0	0	0	0																					0
再生医療等製品	製造業			0	0			0		0		0	0	0	0					0				0									0
	製造販売業		0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0					0				0	0	0						0	
	販売業		56	1	0			0	0	0	0	0	0	0	0					0				0								0	
	業務上取り扱う施設			16	0				0	0	0	0	0	0	0																		0
小計				30,844	3,286	595	455	4	4	0	4	14	0	2	0	54	3	0	58	71	2	84	7	13	13	0	0	0	0	0	517		
指定薬物等を取り扱う施設					3	0			0																		0	0	0	0	0	0	
総計				30,844	3,289	595	455	4	4	0	4	14	0	2	0	54	3	0	58	71	2	84	7	13	13	0	0	0	0	0	0	517	

(2) 県が実施した行政処分事例（平成 28 年度以降）

処分年月	業種	違反内容	処分内容	適用条文
R5. 12	医薬品製造業	(1) 医薬品について、承認書に記載のない方法により試験を行っていた。 (2) 業務を適正に確保するために必要な体制の整備等、所要の措置を講じていなかった。（製造する医薬品について不適切な試験行為が行われていたが、これを探知することができなかった。） (3) 不適切な試験行為の発端となった逸脱発生当時、製品品質に重大な影響が及ぶ恐れのある事象が発生していたにもかかわらず、所要の措置を講じる指示及び進捗管理を実施していなかった。	改善命令（公表）	法第 18 条第 3 項に基づく法施行規則第 96 条 法第 18 条の 2 第 3 項第 2 号及び第 3 号 法第 17 条第 8 項で準用する法第 8 条第 1 項

【業態別、年度別行政処分（県実施）件数推移（平成 28 年度～令和 7 年度）】

業種 \ 年度	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	計
薬 局											0
店 舗 販 売 業											0
卸 売 販 売 業											0
薬 種 商 販 売 業											0
特 例 販 売 業											0
配 置 販 売 業											0
製 造 販 売 業											0
製 造 業								1			1
計	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1

(3) 不良・不適正表示医薬品等や違法広告の指導・取締り

製造業者及び製造販売業者に対する調査指導や市場流通製品の収去検査等を実施することにより、不良・不正表示医薬品等の流通防止や市場からの排除に努めている。

また、医薬品等の虚偽・誇大広告や、医薬品等ではないものに医薬品的効能効果を標榜する違法広告は、消費者に誤った認識を与え、保健衛生上問題が生じるおそれがあるため、インターネット、新聞、チラシ及びテレビ等の広告監視を行い、その適正化を図っている。

(4) 無承認無許可医薬品の指導・取締り

医薬品を流通させるためには、有効性と安全性を確認することを目的として、あらかじめ承認を受ける必要がある。さらに、製造販売しようとする者はあらかじめ許可を受けなければならない。

しかし、承認も許可も受けていない医薬品（無承認無許可医薬品）が、いわゆる健康食品として流通している事案が発生している。

無承認無許可医薬品は、有効性はもちろん安全性が確認されておらず、効果が得られないばかりか健康被害を発生させるおそれがあるため、消費者への保健衛生上の影響は重大と考えており、特に監視指導を強化している。

＜健康食品買上げ検査＞

近年の健康志向の高まり、インターネットなどで手軽に通信販売ができるようになったことを背景に、外国製のサプリメントを輸入販売する者が増えているが、外国でサプリメントとして流通している物の中には、国内では医薬品に該当する物がある。

医薬品成分を含有した不正な健康食品が多く流通していることを踏まえ、抜き打ちで買上げ検査を実施している。

特に、インターネット上で痩身や強壯の目的で販売されている健康食品を中心に買上げ、検査の結果、医薬品成分の含有を確認した場合には、違反事業者の責任で市場から違反製品を回収させるとともに、報道発表及び県庁ホームページ掲載等により、違反製品の摂取中止を広く県民に呼びかけている。

【令和7年度買上げ検査結果】

検査製品数	30（痩身目的：14製品、強壯目的：16製品）
違反製品数	1
違反製品名 （医薬品成分名）	タダラフィル

【買上げ検査結果（平成28年度～令和7年度）】

年 度	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
検査製品数	25	30	30	30	30	30	30	30	30	30	295
違反製品数	7	3	5	2	0	3	2	1	1	1	25

(5) 薬事講習会・研修会

医薬品の適正使用の推進の観点から、関係業者への講習会・研修会を開催している。

また、他機関・団体の主催する講習会等へ講師を派遣している。

【令和7年度実績】

日付	講習会・研修会の名称	会場	出席者数
R7. 6. 11	医薬品登録販売者生涯学習研修会	福岡商工会議所	173 名
R7. 10. 9	医薬品登録販売者生涯学習研修会	福岡商工会議所	217 名
R7. 11. 3	医薬品登録販売者生涯学習研修会	福岡商工会議所	177 名

2 薬事情報センター

(1) 設置主旨

近年の医療水準の向上と医薬品の進歩は、多種多様な薬事情報の必要性を生じている。医薬品は生命健康の保持に欠くことができないものである反面、好ましくない副作用をもつので、両刃の剣といわれている。

医薬品の有効性と安全性を期するためのデータバンクとして、昭和 55 年 10 月県薬剤師会館に薬事情報センターを設置し、医療従事者及び消費者に薬事情報を提供し、医療の向上に寄与している。

(2) 業務概要

福岡県薬剤師会薬事情報センターは、昨今の情報流通の革新に対応し、インターネットをはじめ、あらゆる情報通信メディアを活用するとともに行政機関（厚生労働省、県保健医療介護部薬務課、保健所等）、医療関係団体（公益社団法人福岡県医師会、一般社団法人福岡県歯科医師会、公益社団法人日本薬剤師会等）、製薬企業等と連携を図り、最新の情報収集に努めている。

さらに、収集した情報については、評価して整理保管し、緊急性を要する情報については、医薬品等情報ネットワーク（電子メール・FAX）や SNS（Twitter）を通じ提供し、また、能動的、受動的な情報提供を行っている。

また、昭和 63 年 1 月 7 日から同センターに「くすりなんでもテレホン」を設置しており、情報範囲は医薬品にとどまらず、医薬部外品・化粧品・医療機器・農薬・化学物質・健康食品等多岐にわたり広範な分野で一般県民にも対応すべく体制が整えられている。

このテレホンサービスは毎週月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時 30 分まで、専用電話 (092-271-1585) により質問・相談に応じているほか、メールフォームや LINE による質問受付も実施している。

(3) 実施主体並びに運営費等

実施主体：公益社団法人福岡県薬剤師会（会長 小田 真稔）

所在地：福岡市博多区住吉 2 丁目 20 番 15 号（TEL:092-271-3791）

運営：公益社団法人福岡県薬剤師会に薬事情報センター運営委員会を設置し、運営にあたる。

補助金：令和 7 年度 1,501 万円（福岡県薬事情報センター運営事業）

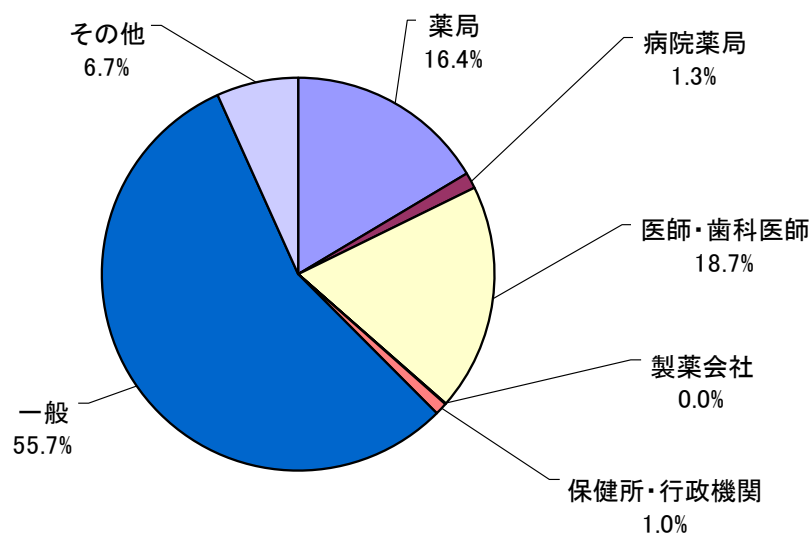
(4) 主な事業内容 (令和3年度～令和7年度)

① 医療関係者や一般県民等からの質問に対する調査・回答

ア 質問件数(質問者からの内訳)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
会 員	薬 局 ・ 薬 店	397	385	379	317	276
	病院・診療所薬局	7	8	9	6	9
	製 薬 会 社	4	0	0	1	0
	医 薬 品 卸	3	1	0	2	1
	保健所・行政機関	15	37	16	19	17
	県 内 支 部	6	3	4	2	7
	そ の 他	113	80	70	80	63
	小 計	545	514	478	427	373
会 員 外	医 師 ・ 歯 科 医 師	276	278	277	244	314
	病院・診療所薬局	14	20	9	21	13
	県 外 薬 剤 師 会	20	9	18	27	11
	一 般 消 費 者	1,338	1,638	1,631	1,620	936
	そ の 他	19	15	16	11	32
	小 計	1,667	1,960	1,951	1,958	1,306
合 計		2,212	2,474	2,429	2,385	1,679

令和7年度 質問件数内訳 (総件数1,679件)

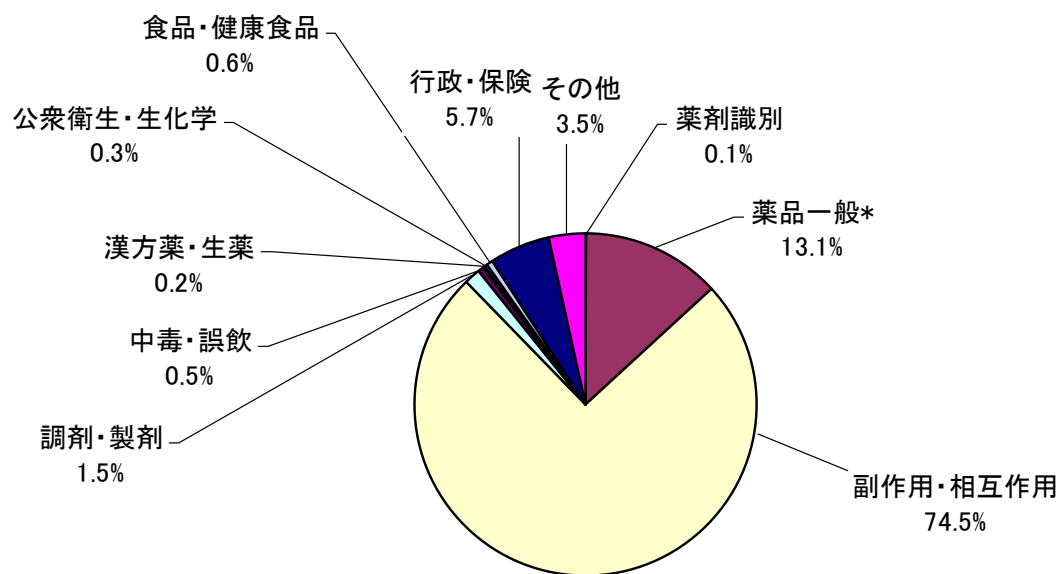


イ 調査件数 (質問内容)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
薬 剤 識 別	8	31	10	6	3
薬 品 一 般 *	958	1,141	1,090	1,169	716
副 作 用 ・ 相 互 作 用	3,056	3,624	4,094	3,789	4,067
調 剤 ・ 製 剤	83	65	102	102	83
中 毒 ・ 誤 飲	47	56	58	47	29
漢 方 薬 ・ 生 薬	44	34	9	30	10
公 衆 衛 生 ・ 生 化 学	26	26	30	21	15
食 品 ・ 健 康 食 品	33	37	60	65	32
行 政 ・ 保 険	319	386	355	372	312
そ の 他	240	220	245	242	189
合 計	4,814	5,620	6,053	5,843	5,456

* 市販の有無、用法、用量、治療法など

令和7年度 調査件数内訳 (総件数5,456件)



② 医薬品等の情報提供

- －「医薬品情報」を「ふくおか県薬会報」に掲載。隔月発行
- －「薬事情報センターのページ」を「県医報（県医師会会報）」に掲載。月１回発行
- －医薬品適正使用情報を「歯界時報（県歯科医師会会報）」に掲載。月１回発行
- －ホームページにより、よくある質問や医薬品情報、医療関係記事等を提供。適宜更新。
- －メールマガジンにより、緊急安全性情報等を会員や医療関係団体等へ提供。
- －臨床の現場で活用できる「くすりについてのQ&A集」を発行、デジタル化し、ホームページにより提供。
- －一般県民向けパンフレット「読むおクスリ」、「上手に使おう健康食品 Vol. 10」をホームページにより提供。
- －日本薬剤師会と文献データベース BUNSAKU を共同構築。
- －「ドーピング防止ホットライン」を実施し、競技者等からの相談に対応。
- －公益財団法人福岡県スポーツ協会の「スポーツ医・科学委員会」へ関連情報を提供し、福岡県のスポーツ振興に協力。 他

③ 講演会・研修会における講演等

- 5月25日 福岡県薬剤師会 学会発表スキルアップセミナー
～どのように研究の種を見つけ、育て、発表につなげたか～
- 2月21日 アンチ・ドーピング研修会
「2026年禁止表国際基準の変更点」講演

④ その他

- －各種学会、会議等への参加。 他

3 医薬品等の供給体制の整備

(1) 災害時備蓄医薬品

平成7年1月17日に阪神・淡路大震災という未曾有の大地震が発生した。

大震災による悲惨な状況を目のあたりにして、本県においても各種支援を行うとともに、保健環境部（当時）においては急遽、医薬品等の支援及び医療救護班の派遣を行った。

福岡県もこのような大規模災害に対応するために、地域防災計画の見直しを行い、また、平成7年11月8日、九州・山口地方知事会において九州・山口9県応援協定が締結され、災害の協力体制の整備が図られた。

県の災害備蓄物資のうち、災害医療に不可欠な医療品等においては、初動医療のための外科的治療を目的として総計2万人分の医療用具・医薬品等を平成7年度に県下5か所の県立病院に備蓄した。

その後、県立病院の民間移譲等により、平成17年度4月からは、県下8か所の医薬品卸売販売業者及び医療機器販売業者において、流通備蓄（一部保管備蓄）の形態をとっている。

平成8年8月には、県備蓄医薬品等の運搬及び供給について、福岡県医薬品卸業協会及び福岡県医療機器協会と協定を締結している。

この事業に併せて、災害緊急医薬品等供給体制整備検討会を設け、①医薬品が不足した場合の供給方法、②災害時に備え付けておくべき慢性疾患用医薬品等の種類、③情報伝達の方法、④広域支援の方法等について検討を行い、災害時に医薬品の安全供給体制の設備を図っている。

備蓄概要

大規模災害発生直後の被災負傷者（2万人相当）に対する必要な医薬品等を県下4ブロック（福岡県医薬品卸業協会・福岡県医療機器協会各1か所／ブロック、計8か所）に備蓄し、その保管管理を委託。

緊急医薬品等1セット（1,000人分）の内容

区 分	品 名	備蓄方法	品目数		備蓄先
診療創傷セット	縫合糸、手術用手袋等	流 通	4	56	医 療 機 器 協 会 会 員
	血圧計、携帯型心電計、聴診器、 外科剪刀、止血鉗子、鉗子立 等	保 管	52		
蘇生気管セット	口腔吸引チューブ、気管切開チューブ 等	流 通	6	23	
	手動式蘇生器、自動蘇生器、鼻鏡、 咽頭鏡セット 等	保 管	17		
衛生材料セット	滅菌ガーゼ、注射器、包帯 等	流 通	14	21	医 薬 品 卸 業 協 会 会 員
	皮膚用鉛筆、石けん 等	保 管	7		
事務用品セット	筆記用具 等	保 管	32	32	
医薬品セット	抗生物質、消毒剤、解熱鎮痛剤 等	流 通	73	73	
合 計				205	

(2) モバイルファーマシーの運用

災害によりライフラインが寸断され、薬局の調剤機能が停止した被災地では、持病等を治療中の避難者に対する医薬品供給体制の確保が必要となる。この問題を解決するため、令和2年度、公益社団法人福岡県薬剤師会が、県の補助を受け、薬局機能を搭載した機動力のある災害対応医薬品供給車両（モバイルファーマシー）を導入した。

この事業に併せて、福岡県災害時医薬品供給体制検討会を設けてモバイルファーマシーの運用に係る検討を行い、福岡県医薬品卸業協会が車両を保管し、災害時に県の要請により医薬品を搭載して、県薬剤師会の薬剤師が乗務の上、被災地へ出動し、避難所等で調剤を行う運用を決定した（行政、薬剤師会、医薬品卸団体の三者連携によるモバイルファーマシーの運用は、全国初）。

4 かかりつけ薬剤師・薬局の推進

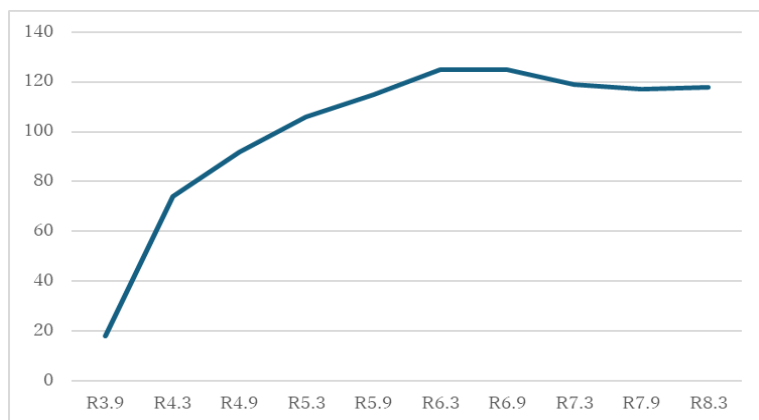
薬局薬剤師については、平成 27 年に厚生労働省が作成した「患者のための薬局ビジョン」において、かかりつけ薬剤師・薬局の機能の推進、対物中心の業務から対人中心の業務へのシフトを図り、対人業務の強化や医療機関等との地域連携等を実現することとし、また、患者が自身に適した薬局を主体的に選択できるよう、認定薬局（地域連携薬局、専門医療機関連携薬局）制度等により、一定の機能を有する薬局について表示又は名称を使用できる制度が導入されている。

本県では、かかりつけ薬局の機能を強化し、患者のための薬局ビジョンを推進するため、平成 28 年度に「薬局間連携促進によるかかりつけ機能強化事業」及び「薬局による安心な暮らし推進事業」、平成 29 年度に「患者情報に基づく安全な薬物療法提供推進事業」及び「薬局・薬剤師が支える安心な暮らし推進事業」を実施している。また、令和元年度は地域における薬剤師・薬局の機能強化及び調査・検討事業として「患者から選択される薬局のための機能強化事業」を実施している。

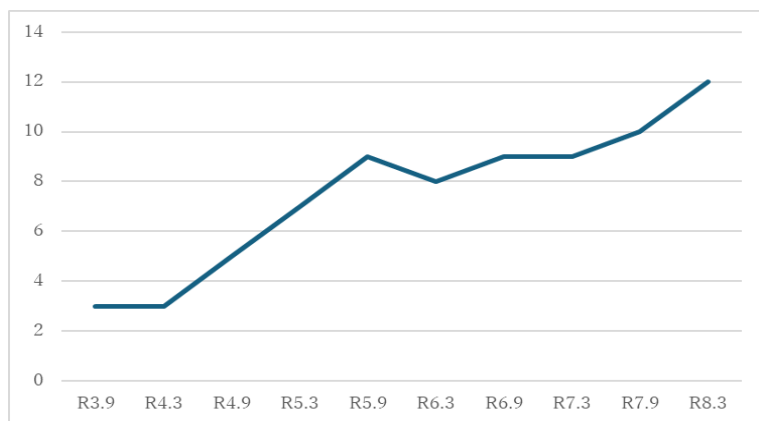
また、近年、医療分野におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）が進められており、オンライン資格確認等システムを通じた各種医療情報の共有、電子処方箋の導入、オンライン診療や服薬指導のルール整備等、ICT等の技術発展に伴い、薬剤師を取り巻く環境も急速に変化している。これらの技術を効果的に活用することで、業務の効率化だけでなく、対人業務の充実に繋がることが期待される。

そのため、令和6年度から令和7年度まで電子処方箋の導入に向けた「福岡県電子処方箋導入促進費補助事業」を実施している。

○地域連携薬局数の推移



○専門医療機関連携薬局数の推移



5 ジェネリック医薬品の使用促進

ジェネリック医薬品（以下「GE」という。）は、先発医薬品と有効成分、同じ効き目を持つ医薬品である。

福岡県は、県民 1 人当たりの医療費が全国平均に比べて高く、特に高齢者の医療費においては、平成 14 年度以降、1 人当たりの年間医療費が全国 1 位の高さである。

先発医薬品に較べて安価な GE の使用は、一人一人の行動が医療費の削減に直結し、医療の質を維持しつつ、医療費の過度な増大を抑える効果が確実に現れることから、本県では GE の使用促進を重要な施策として捉え、医療関係者や県民が GE を利用しやすい環境整備に取り組んでいる。

具体的には、平成 19 年 8 月に、有識者、関係団体及びモデル病院等からなる福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会を設置、現状の把握や解決策の検討を行っている。

令和 7 年度までの主な取組は以下のとおり。

- (1) 福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会の開催（年 1～4 回）
- (2) 第三者機関による品質確認（16 成分、73 品目検査、全て基準に適合）
- (3) 採用マニュアルの作成配布
- (4) 啓発ポスター・リーフレットの作成配布
- (5) モデル病院採用 GE リスト及び福岡県ジェネリック医薬品使用量上位品目リストの作成配布
- (6) 医療機関向けガイドブックの作成配布
- (7) 医療関係者への研修会の実施
- (8) 広報誌、新聞、テレビを利用した県民啓発
- (9) 福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会中間報告書の作成
- (10) 後期高齢者医療広域連合及びモデル市町村の国民健康保険の被保険者を対象に、GE に替えた場合の薬剤費削減可能額の通知、同通知への啓発リーフレットの同封
- (11) 製剤設計に基づく GE の特徴の評価（汎用 GE リストの作成）
- (12) 地域での講習会を開催（医療関係者向け）
- (13) ジェネリック医薬品情報コーナーの開設
- (14) 県政出前講座の実施
- (15) 地域協議会事業の実施（筑紫地区、飯塚地区、八女筑後地区、田川地区、北九州市、福岡市）
地域関係者（県、市町村、地域医師会、地域薬剤師会、基幹病院、基幹薬局等）がジェネリック医薬品の普及に関する取組に係る情報を共有し、連携した取組を実施できるよう協議会を実施。各地域において基幹病院採用 GE リストを作成・配布等を行っている。
- (16) レセプトデータを活用した GE 普及状況の詳細な分析
- (17) 県内市町村を対象にアンケート及びヒアリング調査を実施し、各市町村の取組や課題について情報共有
- (18) 子ども世代を対象に、GE 使用を促進する啓発リーフレット及び保険証や「子ども医療証」に貼付可能な GE 希望シールを作成配布
- (19) アビスパ福岡、ギラヴァンツ北九州及び福岡ソフトバンクホークスとコラボレーションし、ロゴやマスコットのデザインを使用した GE 希望シールの作成配布
- (20) 医療の現場において医薬品の供給不足に関する説明の際に活用可能な資材を作成・公表
- (21) バイオシミラー使用促進の啓発ポスター・リーフレットの作成配布
- (22) バイオシミラー使用促進の医師・薬剤師向け啓発セミナーの開催

この他、現状を把握するために、以下の調査を随時行っている。

- (1) 県政モニター、医療機関、薬局を対象とした調査
- (2) 卸売販売業者等を対象とした県内流通量（数量シェア等）の調査

6 医薬品の適正使用促進

高齢者、特に75歳以上の高齢者の増加に伴い、高齢者に対する薬物療法の需要はますます高まっている。一方、加齢に伴う生理的な変化によって薬物動態や薬物反応性が一般成人とは異なることや複数の併存疾患をそれぞれ治療するために投与された薬剤同士で薬物相互作用が起こりやすく、薬物有害事象が問題となりやすい。同時に、生活機能や生活環境の変化により薬剤服用にも問題を生じやすい状況がある。

そのため、厚生労働省では、平成29年4月に「高齢者医薬品適正使用検討会」を設置し、薬物療法の安全対策を推進するために、安全性確保必要な事項調査・検討を進めており、平成30年5月に「高齢者の医薬品適正使用の指針（総論編）」が取りまとめられた。

本県でも、医薬品の適正使用を促進するため、平成30年度から新たに、有識者及び関係団体等による「福岡県医薬品適正使用促進連絡協議会」を設置し、現状の把握や解決策の検討を行っている。

令和7年度までの主な取組は以下のとおり。

- (1) 福岡県医薬品適正使用促進連絡協議会の開催
- (2) お薬手帳活用促進事業の実施
- (3) 高齢者の医薬品適正使用の指針に基づいた薬物療法適正化モデル事業の実施
- (4) ポリファーマシーに関する研修会の開催
- (5) 県政出前講座、各種イベント等を活用した県民啓発

第5 生産指導

1 医薬品等製造（販売）業及び毒物劇物製造（輸入）業の許可・登録事務

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品に係る製造（販売）業の許可又は登録（医薬品医療機器等法第12条第1項、第13条第1項、第23条の2第1項、第23条の2の3第1項、第23条の20第1項及び第23条の22第1項）並びに毒物劇物の製造（輸入）業の登録（毒物及び劇物取締法第4条第1項）を行っている。

(1) 業態別業者数

(令和8年3月31日現在)

	製造販売業	業者数	製造業等	業者数
医薬品	第1種医薬品	0	医薬品(大臣権限)	4
			医薬品(無菌)	2
	第2種医薬品	16	医薬品(一般)	38
			医薬品(包装等)	9
医薬部外品	医薬部外品	49	医薬部外品(無菌)	0
			医薬部外品(一般)	20
			医薬部外品(包装等)	35
化粧品	化粧品	172	化粧品(一般)	76
			化粧品(包装等)	73
医療機器	第1種医療機器	15	医療機器（登録）	110
	第2種医療機器	30		
	第3種医療機器	14		
			医療機器修理業	365
体外診断用医薬品	体外診断用医薬品	1	体外診断用医薬品	2
毒物劇物			毒物劇物製造	82
			毒物劇物輸入	28

※令和8年3月31日現在、福岡県内で再生医療等製品製造販売業・製造業の許可を取得している業者はいない。

(2) 医薬品等製造（販売）業及び毒物劇物製造（輸入）業の許可・登録等申請件数（令和7年度）

	医薬品			医薬部外品		化粧品		医療機器			再生医療等製品		体外診断用医薬品		毒物劇物
	製販	製造	薬局	製販	製造	製販	製造	製販	製造	修理	製販	製造	製販	製造	
新規許可（登録）	1	2	2	4	5	14	15	5	7	20	0	0	0	0	4
区分追加・変更許可（登録）	/	0	/	/	0	/	0	/	/	8	/	0	/	/	5
製造販売承認（県承認）	0	/	4	6	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
製造販売一変承認（県承認）	0	/	0	2	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
製造販売届	/	/	2	/	/	3827	/	/	/	/	/	/	/	/	/

「薬局」：「薬局製造販売医薬品」の製造販売業と製造業を合わせて1件として計上する。

また、製造販売承認及び製造販売届は、それぞれ、製造所単位で1件として計上する。

(3) 保健所等別業者数

(令和8年3月31日現在)

区 分 保健所等		医薬品		医薬部外品		化粧品		医療機器			体外診		毒物劇物	
		製販	製造	製販	製造	製販	製造	製販	製造	修理	製販	製造	製造	輸入
県保健福祉 （環境） 事務所	筑 紫	0	0	6	6	16	15	6	9	27	0	0	1	0
	糸 島	1	1	2	1	4	2	1	3	1	0	0	1	1
	粕 屋	1	5	1	8	7	16	2	12	14	0	1	9	0
	宗像・遠賀	0	1	1	2	4	6	1	2	2	0	0	2	0
	嘉穂・鞍手	1	7	5	2	5	2	2	8	10	0	0	3	0
	田 川	0	1	0	0	0	0	1	2	2	0	0	2	0
	北 筑 後	0	4	1	2	4	6	3	4	3	0	0	1	0
	南 筑 後	2	8	2	1	5	5	3	9	7	0	0	14	0
	京 築	1	6	0	0	2	2	1	3	0	0	0	2	2
小 計		8	33	18	22	47	54	20	52	66	0	1	35	3
北九州市		3	15	5	11	19	21	10	15	55	0	0	36	8
福岡市		5	1	25	20	95	65	26	38	219	1	0	8	15
久留米市		2	4	1	2	11	9	3	5	25	0	1	3	2
保健所設置市 合 計		8	20	31	33	125	95	39	58	299	1	1	47	25
合 計		16	53	49	55	172	149	59	110	365	1	2	82	28

医薬品：「薬局製造販売医薬品」を除く。

2 毒物劇物販売業登録事務

毒物及び劇物取締法第4条第1項の規定に基づく毒物劇物販売業者の登録、及び同法第8条第1項の規定に基づく毒物劇物取扱者の資格試験を実施している。

(1) 保健福祉環境事務所別毒物劇物販売業者登録数

(令和8年3月31日現在)

保健福祉環境事務所 区 分	一般販売業	農業用品目 販 売 業	特定品目 販 売 業	計
筑 紫 保 健 福 祉 環 境 事 務 所	82	6	4	92
粕 屋 保 健 福 祉 事 務 所	79	5	7	91
糸 島 保 健 福 祉 事 務 所	15	4	0	19
宗 像 ・ 遠 賀 保 健 福 祉 環 境 事 務 所	26	6	0	32
嘉 穂 ・ 鞍 手 保 健 福 祉 環 境 事 務 所	63	17	7	87
田 川 保 健 福 祉 事 務 所	11	7	2	20
北 筑 後 保 健 福 祉 環 境 事 務 所	31	30	3	64
南 筑 後 保 健 福 祉 環 境 事 務 所	99	52	10	161
京 築 保 健 福 祉 環 境 事 務 所	37	23	1	61
計	443	150	34	627

(2) 毒物劇物取扱者試験

(令和7年度)

区 分	一 般	農業用品目	特定品目	計
出 願 者	574	144	7	725
受 験 者	541	140	6	687
合 格 者	278	26	0	304

3 医薬品等の供給・品質確保対策

(1) 医薬品等の製造施設等に係る指導状況

近年、様々な科学技術を駆使した医薬品、医療機器等が開発され、その製品も多様化している状況の中で、それぞれの製品の特性に応じた品質、有効性及び安全性を確保していくことが求められている。

また、医薬品、医療機器等に関する市場への責任を明確化し、市販後安全対策の一層の充実を図るとともに、企業形態の多様化への対応、国際的な整合性の確保等の観点から、医薬品、医療機器等を市場に提供するに当たって、従来の製造業、輸入販売業の許可制度を基本とする体系から、製造販売業と製造業の許可制度を基本とする体系へ移行した。

製造販売業は、製造(委託製品を含む。)又は輸入された医薬品等を出荷・上市する形態であり、許可の要件として、品質管理の基準(GQP)又は品質管理等に係る業務を行う体制の基準(QMS体制)並びに製造販売後安全管理の基準(GVP)を満たす必要がある。

一方、製造業は、製造行為のみを行う業態であり、自らが製造等した製品を直接、卸売販売業者等に販売することはできない。

これまで、品目に着目した基準として製造業の許可要件とされていた製造所の製造管理又は品質管理の基準(GMP)への適合については、製造販売業者が市場に出荷又は上市することについて承認する仕組みとして、製造販売承認に改められた。

平成 26 年 11 月には、薬事法等の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 84 号)が施行され、医薬品、医療機器等の安全かつ迅速な提供の確保を図るため、添付文書の届出義務の創設、医療機器の登録認証機関による認証範囲の拡大、再生医療等製品の条件及び期限付承認制度の創設等の所要の措置が講じられた。

平成 28 年 1 月、血液製剤等の製造に係る製造所が製造する医薬品について、承認書と異なる製造方法での製造が行われてきた不正行為とその組織的な隠蔽が判明し、業務停止命令が行われた。これを契機として、必要に応じ、無通告での立入検査実施等、医薬品製造所に係る立入検査等の徹底・強化が図られることとなった。

また、令和 3 年 2 月から 3 月にかけて、複数の医薬品製造所で、承認書と異なる製造方法での製造等が行われていたこと等が判明し、業務停止命令が行われた。これを契機として、医薬品製造所に係る無通告立入検査強化や医薬品製造所等に対する処理基準が制定されることとなった。

① 医薬品等の品質管理に関する制度の流れ

昭和 44 年 WHO が GMP (Good Manufacturing Practice) の実施を勧告

昭和 51 年 GMP (医薬品の製造管理及び品質に関する基準) 実施に向けて行政指導開始

昭和 55 年 薬事法の「医薬品の製造管理及び品質管理(昭和 54 年制定)」が施行

昭和 63 年 医療用具の GMP 実施に向けて行政指導開始

平成 06 年 医薬品製造業で GMP (医薬品の製造管理及び品質管理規制) が許可要件化

平成 07 年 医療用具製造業で GMP が許可要件化

平成 11 年 医薬部外品製造業で GMP が許可要件化

平成 11 年 医薬品等の輸入販売業で GMP I が許可要件化

平成 17 年 製造販売業制度の施行

平成 26 年 PIC/S 加盟、医薬品医療機器等法に基づく、医療機器及び再生医療等製品の特性を踏まえた新制度の施行

令和 3 年 国際整合性を踏まえた、医薬品医療機器等法及び GMP 省令の一部改正

令和 7 年 医薬品・医療機器の供給体制や品質管理に向けて医薬品医療機器等法の一部改正

② 医薬品等GMP適合性調査申請件数

(令和7年度)

			医 薬 品	医薬部外品
承認／一部変更承認 申 請 時	無 菌		0	0
	一 般		9	0
	包 装 等		4	0
輸 出 時	無 菌		0	0
	一 般		15	0
	包 装 等		0	0
定 期 調 査	無 菌	基本	0	0
	一 般	基本	11	0
	包 装 等	基本	4	0
輸 出 用 定 期 調 査	無 菌	基本	0	0
	一 般	基本	0	0
	包 装 等	基本	0	0

(2) ワクチン等供給状況

① 国有ワクチン類の供給

緊急治療用として国が備蓄している医薬品（以下「国有ワクチン類」という。）については、国及び県で連携して備蓄体制をとっており、医療機関から供給依頼に応じて厚生労働省に供給申請をするとともに、保管所であるKMバイオロジクス株式会社から供給を受け、申請医療機関に交付している。

【国有ワクチン類】

種 類	県備蓄	国備蓄
乾燥A・B・E・F型ボツリヌスウマ抗毒素	○	○
乾燥E型ボツリヌスウマ抗毒素		○
乾燥ガスエソウマ抗毒素	○	○
乾燥ジフテリアウマ抗毒素	○	○
乾燥組織培養不活性化狂犬病ワクチン（市販品あり）		○

② 県内で備蓄している国有ワクチン類の供給

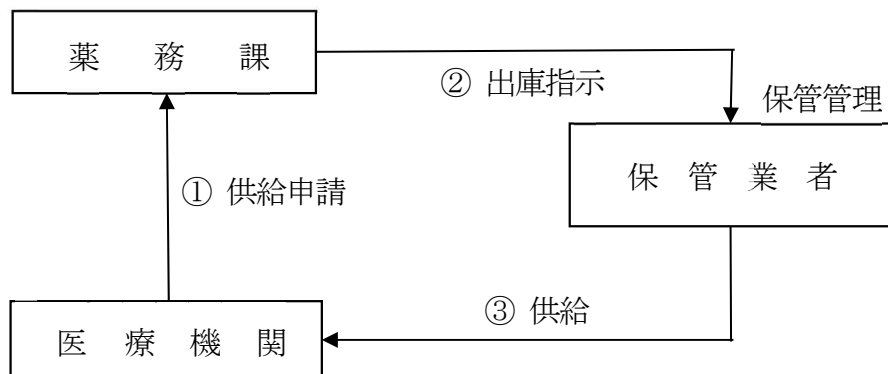
夜間、日祝祭日の緊急時に備え、県内2地区で血液供給業者に常時保管依頼し、県の指示で出庫している。県内で備蓄している国有ワクチン類の保管業者及び保管量は次のとおりである。

地区	所在地	営業所	国有ワクチン類保管量	
福岡 ・ 筑後	〒818-8588 筑紫野市 上古賀1-2-1	福岡県 赤十字血液センター TEL：092-921-1400	乾燥A・B・E・F型ボツリヌスウマ抗毒素 乾燥ガスエソウマ抗毒素 乾燥ジフテリアウマ抗毒素	2本 0本 2本
筑豊 ・ 北九州	〒806-0044 北九州市八幡西区 相生町15-1	福岡県 赤十字血液センター 北九州市事業所 TEL：093-631-1211	乾燥A・B・E・F型ボツリヌスウマ抗毒素 乾燥ガスエソウマ抗毒素 乾燥ジフテリアウマ抗毒素	2本 0本 2本

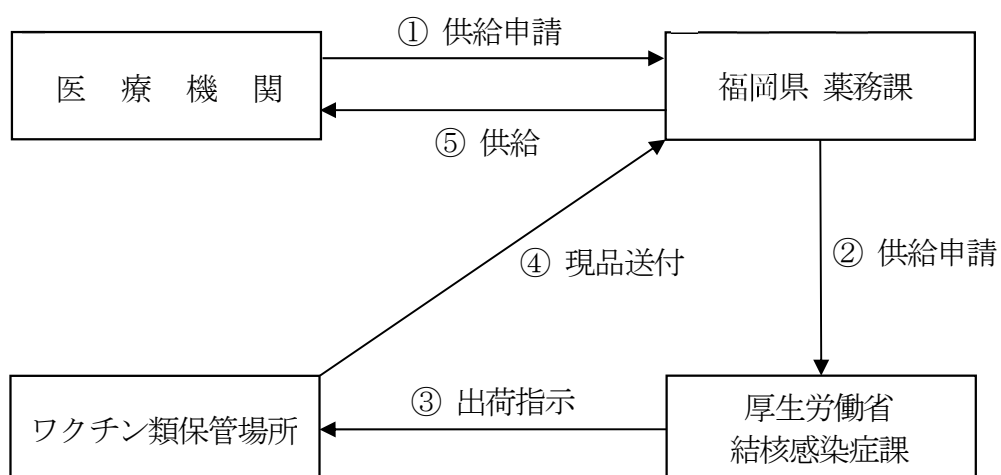
【国有ワクチン類購入・供給実績】

年度		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
乾燥A・B・E・F型 ボツリヌスウマ抗毒 素	購入											
	供給											
乾燥E型ボツリヌス ウマ抗毒素	購入											
	供給											
乾燥ガスエソ ウマ抗毒素	購入			8								
	供給											
乾燥ジフテリア ウマ抗毒素	購入	4				4						
	供給											

【県が備蓄している国有ワクチン類の供給経路図】



【国が備蓄している国有ワクチン類の供給経路図】

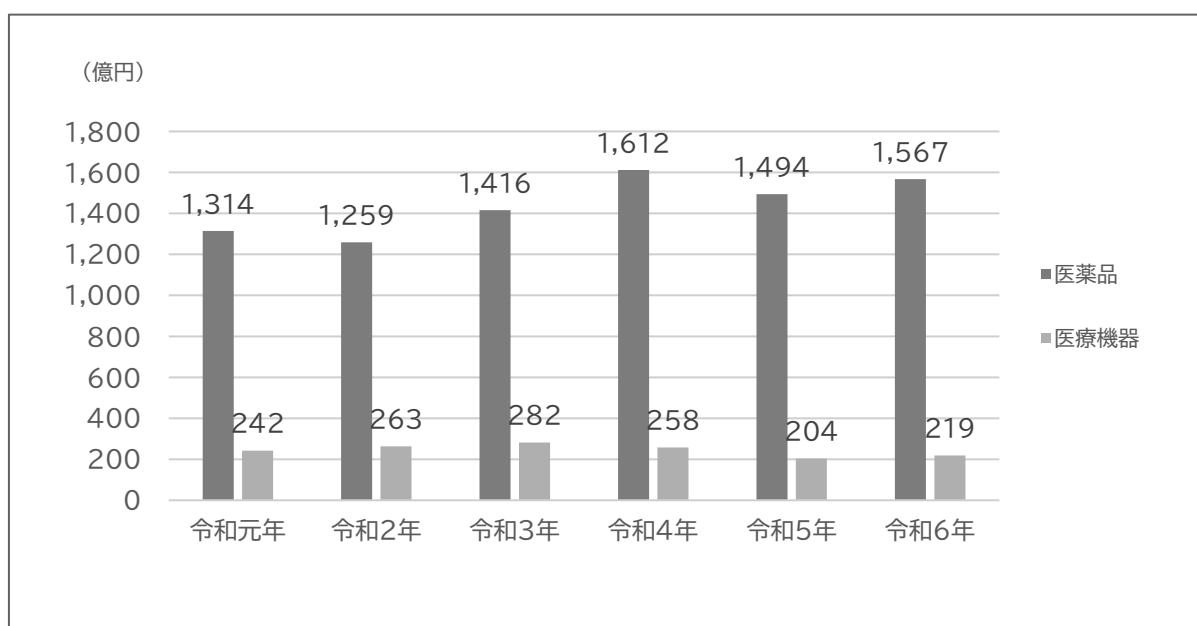
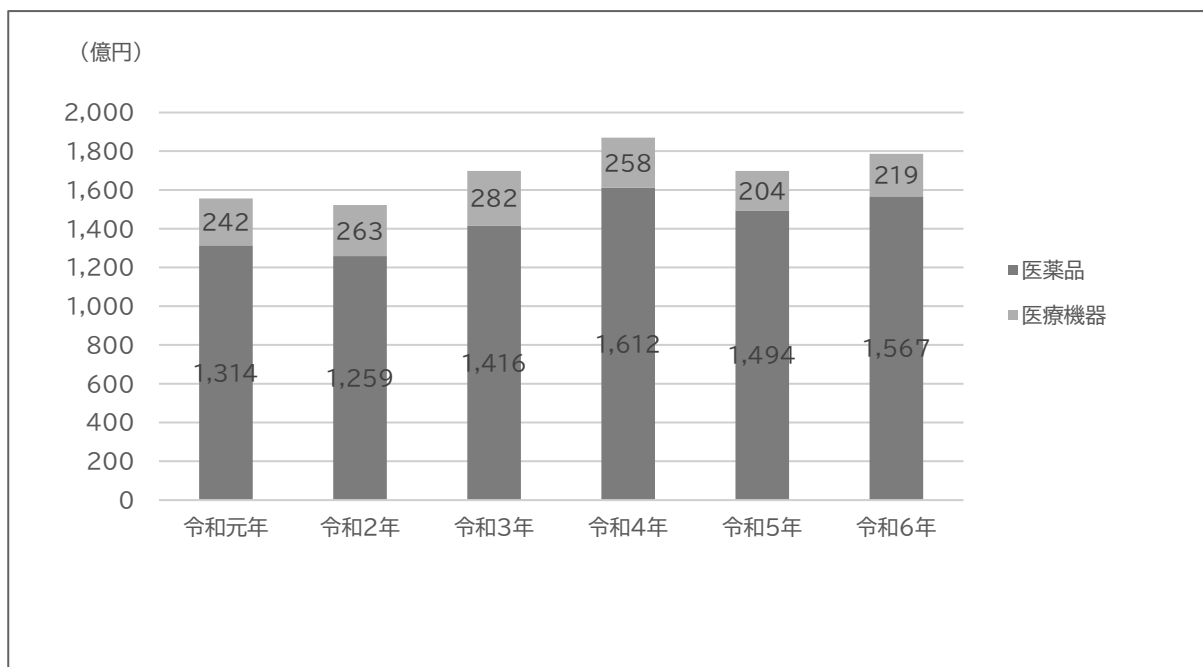


4 薬事産業の指導育成

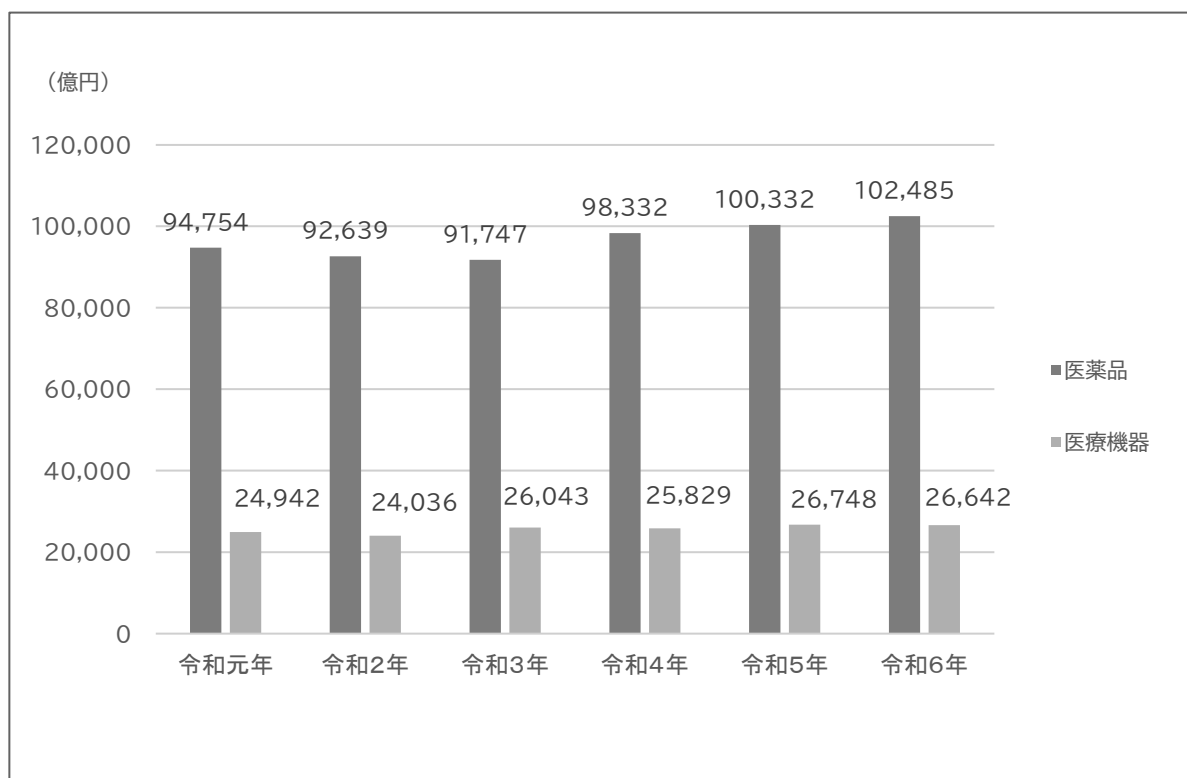
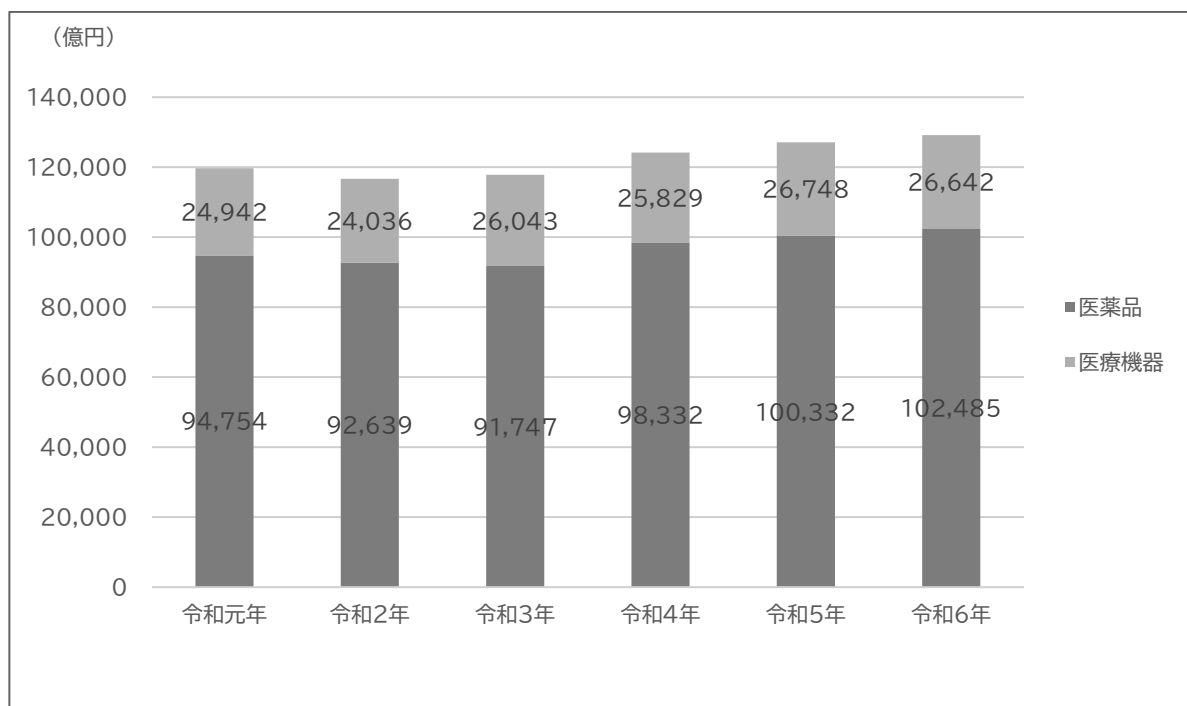
(1) 医薬品等生産金額年次別推移

福岡県及び全国の医薬品、医療機器の生産金額の推移は次のとおりである。

福 岡 県						(単位：億円)
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
医 薬 品	1,314	1,259	1,416	1,612	1,494	1,567
医 療 機 器	242	263	282	258	204	219
計	1,556	1,522	1,698	1,870	1,698	1,786



		全 国					(単位：億円)
	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	
医 薬 品	94,754	92,639	91,747	98,332	100,332	102,485	
医 療 機 器	24,942	24,036	26,043	25,829	26,748	26,642	
計	119,696	116,675	117,790	124,161	127,080	129,127	



(出典：薬事工業生産動態統計年報)

(2) 許認可等講習会等（令和7年度）

医薬品等薬事講習会

実施時期：令和7年11月28日

(3) 医療福祉機器関連産業振興事業

平成26年度から、保健医療介護部と商工部が連携し、企業が医療機器を製品化するに当たって必要となる医薬品医療機器等法に規定された要件等をクリアするための支援事業を展開している。

具体的施策として、当課において「開発相談コンシェルジュ体制」の整備、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）によるレギュラトリーサイエンス総合相談（薬事戦略相談）及び厚生労働省による保険相談の県内「出張相談窓口」設置、薬事規制や保険適用に関するセミナー開催を実施している。

【令和7年度実績】

1 福岡県開発相談コンシェルジュ事業

(1) 外部専門家の登録状況

17名の専門家を確保（関東：8名、関西：1名、福岡：8名）し、専門分野（承認・認証、技術基準、治験、統計、保険適用）に応じて、個別相談による助言を行っている。

(2) 外部専門家の相談・助言実績

11件の相談を受理。

(3) 薬務課職員の相談・助言実績

125件の相談を受理。

2 PMDAレギュラトリーサイエンス総合相談（薬事戦略相談）出張相談窓口事業

第30回（令和7年7月30日） 4件

第31回（令和7年11月20日） 3件

第32回（令和8年2月19日） 3件

3 厚生労働省 保険相談 出張相談窓口事業

第5回（令和7年11月20日） 4件

4 薬事セミナー

年月日	令和7年7月30日	令和7年11月20日	令和8年2月19日
開催場所	アクロス福岡	福岡県中小企業振興センター	アクロス福岡
参加者数	58名	45名	54名

5 毒物劇物安全確保対策

(1) 毒物劇物監視指導状況

(令和7年度)

	登録年度 又は届出 施設数	立入検査 施行施設 数	違反発見 施設数	の物定毒 収のめ物 去の疑劇 い毒物 の物又は ある劇物 もの含は 有物政 令有物 令有物	た物又試 も劇は験 の物政の 含有結果 物で定め である毒 物劇物	無登録・ 無許可 施設数	処 分 件 数			
							登録・ 許可取消	業務 停止	設備 改善	その他
製造業	82	31	3							0
輸入業	28	5	1							0
一般販売業	1703 (1256)	272 (221)	52 (43)			2 (2)				5 (5)
農業用品目販売業	212 (57)	26 (12)	4 (2)							0 (0)
特定品目販売業	81 (45)	13 (8)	4 (1)							0 (0)
電気めっき事業	18 (8)	1 (1)	0 (0)							0 (0)
金属熱処理事業	2 (1)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
毒物劇物運送事業	65 (43)	2 (1)	0 (0)							0 (0)
しろあり防除事業	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
法第22条第5項の者		463 (291)	95 (54)							0 (0)
特定毒物研究者	54 (39)	5 (2)	0 (0)							0 (0)
計	2245 (1449)	818 (536)	159 (100)			2 (2)				5 (5)

注：() 内は政令市（内数）を示す。

(2) 農薬安全使用運動

農薬による危被害を防止するため毎年 6～8 月の 3 か月間を「農薬安全使用運動月間」とし、農林水産部食の安全・地産地消課と協力して、農協、種苗等農薬販売業者の立入調査及び講習会を開催し、農薬の適正な取扱いを指導している。

講習会開催日：令和 7 年 8 月 5 日

会 場：福岡県庁講堂

(3) 農薬事故発生状況

区分	散布中		散布外		自殺		不明		計
	死亡	中毒	死亡	中毒	死亡	中毒	死亡	中毒	
5 年度						6		1	7
6 年度						5			5
7 年度		1			1	6		2	10

注 1：（ ）はパラコートによるもの

注 2：下記の救命救急センターを設置する医療機関 10 施設からの報告を集計したものである。

北九州市立八幡病院・北九州総合病院・福岡県済生会福岡総合病院・福岡大学病院・九州大学病院・飯塚病院・久留米大学病院・聖マリア病院・福岡東医療センター・九州医療センター

(4) 災害、事故等における毒物劇物事故対策

毒物及び劇物取締法においては、業務上取扱者に対して、事故等における応急措置及び関係機関への通報が義務付けられているところであり、災害時や事故等における毒劇物の流出、飛散による県民の健康を守るためには、各関係機関の連携した対応が求められる。

また、除害活動に関する情報や除害物資・保護具を所有する毒物劇物取扱事業者の相互応援も望まれることから、「災害、事故等における毒物劇物地域対策協議会」を開催し、災害及び事故等における円滑な対策を講じるための体制を協議している。

(5) 業務上取扱者に対する監視指導

毒物劇物業務上取扱者については、毒物及び劇物取締法第 22 条第 5 項により、保有している毒物劇物の保管管理等の徹底が求められている。

各種製造業者に対する毒物劇物の保有状況の調査を実施し、毒物劇物を保有している業者を対象に立入調査をしている。

6 災害、事故時等における毒物劇物地域対策協議会

○ 目的

災害、事故等によりおける毒物劇物の流出等が発生した場合（以下「毒物劇物災害等発生時」という。）、被害拡大防止措置等は、第一義的には原因事業者自らが実施するものである。しかし、運送中の事故等、その規模や状況によっては、周辺住民に危害を及ぼすのみならず、原因事業者単独では処理できない場合が想定され、除害活動に係る連絡、協力体制の整備が求められている。

そこで、除害活動に係る関係者間の連絡、協力体制を整備、確立することを目的に、「災害、事故時等における毒物劇物地域対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

○ 構成

協議会は、消防機関、警察機関、行政機関及び毒物劇物関係事業者等で構成する。

(1) 毒物劇物事故が生じた際の迅速なる除害活動

〔毒物劇物に係る事故等の連携体制〕

○ 連絡体制

ア 初期通報（毒物及び劇物取締法第 17 条）

毒物及び劇物取締法に基づき、事故原因者は、当該事故の応急措置を行うとともに、保健所、警察署及び消防機関（以下「初期通報機関」という。）に通報することとされている。

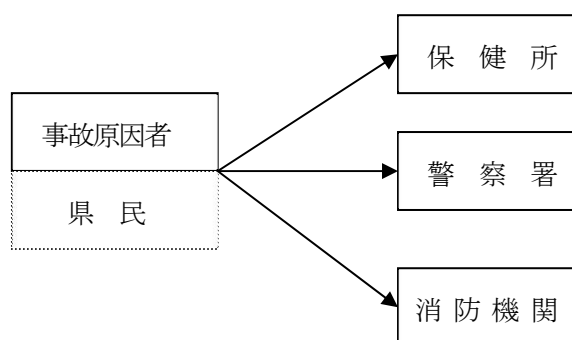


図1 初期通報

イ 情報共有

アにより得た情報は、各関係行政機関相互に速やかに情報提供を行うとともに、以下のとおり所要の措置を講じる。

消防は、消火や緊急救助を主とした活動を、警察は被害拡大防止及び円滑なる除害のための避難誘導や交通規制などを目的とした緊急出動を、保健所は初期には物資情報等の提供を、また、その後の毒物及び劇物取締法に基づく事業者への措置を行うために、相互に情報伝達を行う。

各関係行政機関は、次の連絡図による情報の授受を行うものとする。

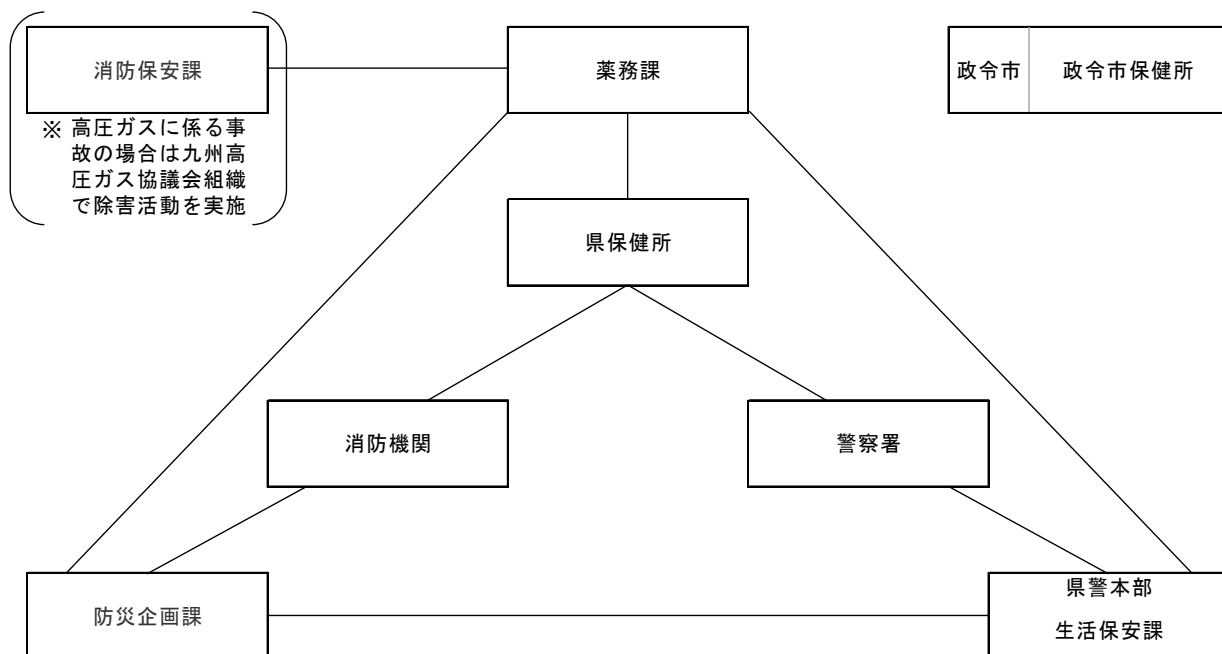


図2 各関係行政機関の連絡図

ウ 除害物資等の調達

(ア) 調達依頼

毒物劇物取扱事業場が備蓄している除害物資及び保護具を常々把握する一方、除害活動に物資の提供等が可能な事業場の情報を整理し、関係行政機関で所有するなど情報の共有化が重要であり、これには毒物劇物取扱事業場の協力が不可欠である。

現時点で、協力可能事業場を組み入れた除害物資等の調達手段は次のとおりである。

(イ) 除害物資、保護具の運搬方法

除害物資及び保護具の提供協力事業場から、事故等の処理現場へ運搬するまでの手段としては、事故の状況等により臨機応変に対応することになる。

○ 除害活動が迅速に行えるよう下図①～③の手段により確保する。

- ① 事故原因者が自ら処理を実施するとともに、除害物資等を調達する。
- ② 県保健福祉環境事務所または薬務課を通じて、除害物資・保護具の提供協力が可能な事業場（以下「災害発生時協力可能事業所」という。）へ協力を依頼し、除害物資等の調達を図る。
- ③ 必要に応じ、警察・消防から直接「災害発生時協力可能事業所」へ除害物資・保護具の提供協力を依頼し、調達を図ることも可能とする。

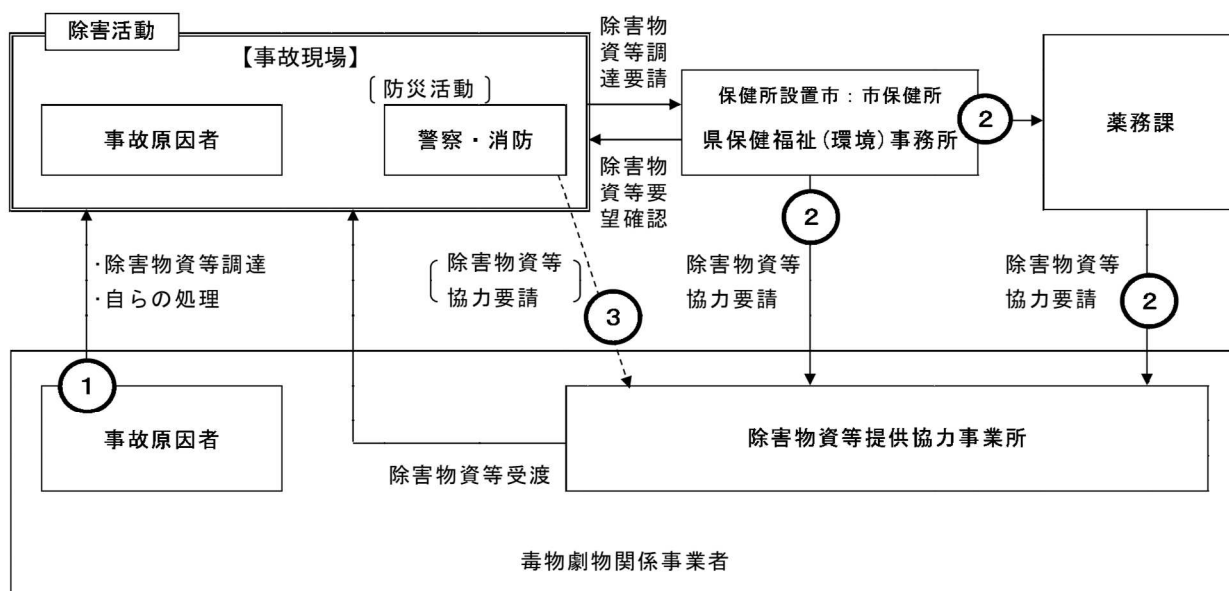


図3 除害活動支援図

エ 交通規制・避難措置等による被害拡大の防止

迅速な除害活動のためには、事故現場周辺の交通規制が必要となり、また、流出した物資・流出状況・流出量によっては、付近住民の避難誘導指示、更には避難勧告等の措置が求められることから、基本的な連絡を次により行うこととする。

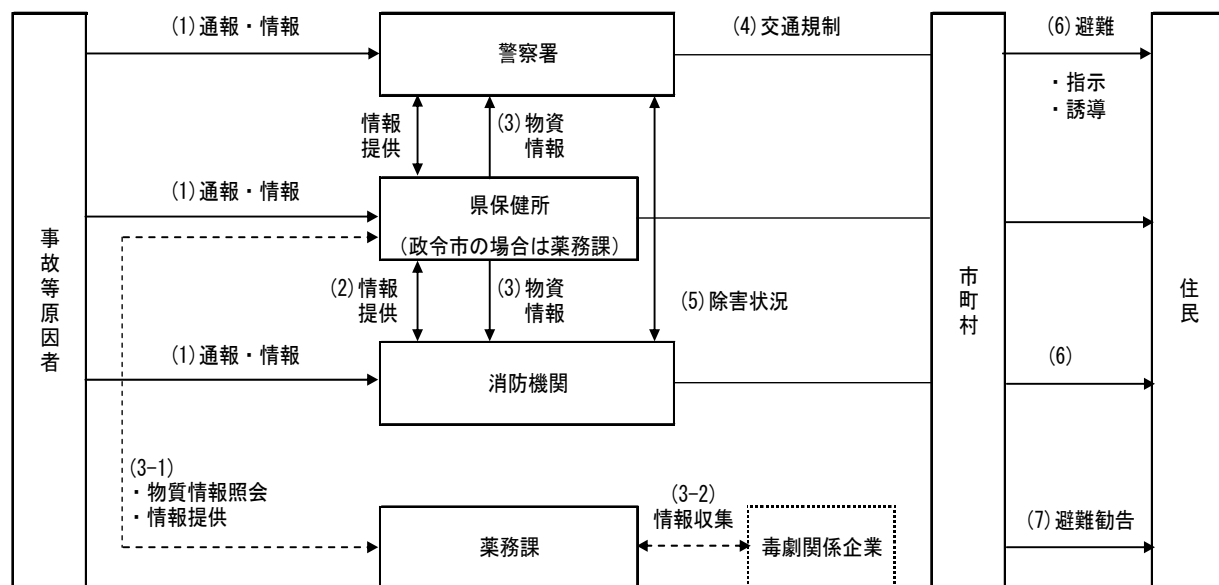


図4 除害活動等連絡図

オ 情報の共有化及び情報の更新等

関係機関が除害物資、保護等の所在情報をあらかじめ共有することで、迅速な初期対応が可能となることから、毒物劇物取扱事業場が備蓄している除害物資及び保護具を常々把握する一方、事前情報提供了承企業の情報を整理し、関係機関で保有するなど情報の共有化が重要である。

(2) 各事業者における事故未然防止対策

〔事故を未然に防ぐため、各事業場で実施（規定）すべき事項〕

毒物劇物による危害防止対策を体系的にまとめたものが、危害防止規定であり、事業場における毒物劇物に係る管理・責任・連絡体制等を明確にし、保健衛生上の危害の発生・拡大を防止することを目的として事業者が自主的に規定すべきものである。

○ 事故を未然に防ぐため、各事業場で実施（規定）すべき事項

ア 図面等の整備

事業所の位置、構造及び設備を明示した書類及び図面の整備を行うこと。

イ 職務と組織に関する事項

次の作業について、管理・責任体制を明確すること。

- (ア) 毒物劇物の貯蔵・取扱いに係る作業
- (イ) 毒物劇物の取扱設備等の点検・保守
- (ウ) 事故時の通報・応急措置

ウ 貯蔵・取扱い等作業方法に関する事項

毒物劇物の取扱いに係る次の作業手順について、具体的に規定すること。

- (ア) 受入、貯蔵、出庫、調整、製造、使用、廃棄等に関する作業手順
- (イ) 装置・機器類の作業（操作）手順
- (ウ) 異常により作業を停止する際の手順

エ 設備等の点検方法に関する事項

毒物劇物の貯蔵場所（倉庫・タンク等）、製造所（製造設備等）、運搬装置・容器、パイプライン、ピット、処理施設及び事故時等に使用する除害物資・保護具等の点検に関する作業手順を具体的に規定すること。

オ 設備等の整備・補修に関する事項

毒物劇物の貯蔵場所（倉庫・タンク等）、製造所（製造設備等）、運搬装置・容器、パイプライン、ピット、処理施設及び事故時等に使用する除害物資・保護具等の整備・補修に関する作業手順を具体的に規定すること。

カ 運搬車両に関する事項

次の事項について、具体的に規定すること。

- (ア) タンク、保護具等の点検項目及び頻度
- (イ) イエローカード等の応急措置を記載した書面の携帯

キ 事故時の通報・応急措置活動に関する事項

次の事項について、具体的に規定すること。

- (ア) 事故時の連絡・通報体制
- (イ) 事故処理体制
- (ウ) 応急措置活動の手順（除害物資・保護具の保管及び調達方法を含む）

ク 関係者の教育・訓練に関する事項

ア～キの事項等について関係者に周知・徹底を図るために計画的に実施すること。

ケ その他の必要事項

その他各取扱い事業場において、必要と思われる事項について規定すること。

災害、事故時等における毒物劇物地域対策協議会設置要領

1 目的

災害及び事故等による毒物劇物の流出等が発生した場合、被害拡大防止措置等は、第一義的には原因事業者自らが実施するものである。しかし、運送中の事故等、その規模や状況によっては、周辺住民に危害を及ぼすのみならず、原因事業者単独では処理できない場合が想定され、除外活動に係る連絡、協力体制の整備が求められる。

そこで、除外活動に係る関係者間の連絡、協力体制を整備、協力体制を整備、確立することを目的に設置する。

2 協議会の開催地域

地域の実情に応じたものにするため、次の県内4地域で構成する。

- (1) 北九州地域 (2) 福岡地域 (3) 筑豊地域 (4) 筑後地域

3 協議会の構成

協議会は、消防機関、警察機関、行政機関及び毒物劇物関係事業者等で構成する。

4 協議事項

協力可能事業場（毒物劇物取扱事業場の実態調査による）を含めた関係者により、次の事項について協議を行う。

- (1) 毒物劇物災害等発生時における関係機関の等の連携強化に関すること
 - 1) 情報の共有化
 - 2) 連絡体制の整備
 - 3) 除害物資・防護具の入手方法
 - 4) 情報の更新及び見直し
- (2) 事業所における事故未然防止対策の推進

7 家庭用品の安全確保対策

(1) 試買検査

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第7条の規定に基づき、試買検査を実施している。
令和4年度の試買検査結果は、50品目を買い上げて検査したところ、全て適であった。

(令和7年度)

区 分 \ 項 目		ホルムアルデヒド			塩 化 水 素 ・ 硫 酸	メ タ ノ ー ル	水 酸 化 ナ トリ ウム	水 酸 化 カ リ ウ ム	ア ゾ 化 合 物	合 計	検査結果
		生 以 後 2 4 月 の 内	生 を 後 2 4 月 以 内 の 除 く	計							
織 維 製 品	おしめ	1		1						1	全て適
	おしめカバー	3		3						3	
	よだれ掛け	4		4						4	
	下着	6	5	11					5	16	
	中衣	3		3					2	5	
	外衣			0						0	
	手袋	1		1						1	
	くつ下	4	5	9						9	
	帽子	4		4						4	
	寝衣		2	2						2	
	テーブル掛け			0					1	1	
	ハンカチーフ			0					1	1	
	タオル、バスマット			0					1	1	
	家庭用接着剤			0						0	
家庭用化学製品	かつら等の接着剤			0						0	
	家庭用塗料			0						0	
	家庭用ワックス			0						0	
	靴墨・靴クリーム			0						0	
	家庭用エアゾル製品			0						0	
	住宅用洗浄剤			0						0	
	家庭用洗浄剤			0			2			2	
	合 計	26	12	38	0	0	2	10		50	

(2) 有害物質を含有する家庭用品の規制基準概要

有害物質	用途	対象家庭用品	基準	基準設定の考え方	毒性	備考
塩化水素 硫酸	洗浄剤	住宅用の洗浄剤で液体状のもの(塩化水素又は硫酸を含有する製剤たる劇物を除く)	酸の量として 10%以下及び所定の容器強度を有すること	容器の破損等により内容物がこぼれ、人体に被害を及ぼさないようにするもの。	皮膚障害 粘膜の炎症 吸入によって肺障害	S49.10.1 から施行 (S55.4.1 に一部改正)
塩化ビニル	噴射剤	家庭用エアゾル製品	所定の試験法で検出せず(赤外吸収スペクトル法)	塩化ビニル(モノマー)が発癌性を有することから、家庭用品への使用は認めないものとする。	発癌性	S49.10.1 から施行
4,6-ジクロル- 7-(2,4,5-トリ クロルフェノ キシ)-2-トリ フルオルメチ ルベンズイミ ダゾール (略称:DTTB)	防虫 加工剤	①繊維製品のうち おしめカバー、下着、 寝衣、手袋、くつ下、 中衣、外衣、帽子、 寝具及び床敷物 ②家庭用毛糸	30ppm 以下(試料 1g あたり 30ug 以下)(電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ)	本品は、経皮・経口急性毒性が極めて強く、肝臓障害や生殖器障害等の毒性を有し、また抗原性も有していることから、家庭用品への使用を認めないものとする。	経皮・経口 急性毒性 肝臓障害 生殖器障害	S57.4.1 から施行
ジベンゾ [a,h] アント ラセン	木材 防腐剤	①クレオソート油を含有する家庭用の木材防腐剤及び木材防虫剤 ②クレオソート油及びその混合物で処理された家庭用の防腐木材及び防虫木材	①10ppm 以下(試料 1g あたり 10ug 以下)(ガスクロマトグラフ質量分析計) ②3ppm 以下(試料 1g あたり 3ug 以下)(ガスクロマトグラフ質量分析計)	ジベンゾ [a,h] アントラセンが発癌性を有することから、家庭用品への使用を規制するものである。	発癌性	H16.6.15 から施行
水酸化ナトリウム 水酸化カリウム	洗浄剤	家庭用の洗浄剤で液体状のもの(水酸化ナトリウム又は水酸化カリウムを含有する製剤たる劇物を除く)	アルカリの量として 5%以下及び所定の容器強度を有すること	容器の破損等により内容物がこぼれ、人体に被害を及ぼさないようにするもの。	皮膚障害 粘膜の炎症	S55.4.1 から施行
テトラクロロ エチレン	溶剤	家庭用エアゾル製品 家庭用の洗浄剤	0.1%以下(電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ)	本品は継続的に人体に吸引された場合には体内蓄積し、肝障害、腎障害又は中枢神経障害を起こす恐れがあるので、家庭用品への使用を規制するものである。	肝障害 腎障害 中枢神経障害	S58.10.1 から施行
トリクロロエ チレン	溶剤	家庭用エアゾル製品 家庭用の洗浄剤	0.1%以下(電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ)	本品は継続的に人体に吸引された場合には体内蓄積し、肝障害、腎障害又は中枢神経障害を起こす恐れがあるので、家庭用品への使用を規制するものである。	肝障害 腎障害 中枢神経障害 皮膚障害	S58.10.1 から施行

トリス(1-アジリジニル)ホスフィンオキシド (略称:APO)	防災加工剤	繊維製品のうち 寝衣、寝具、カーテン 及び床敷物	所定の試験法で 検出せず(炎光光度型検出器付き ガスクロマトグラフ)	トリス(1-アジリジニル)ホスフィンオキシドは、経皮・経口毒性が強く、また造血機能障害等の毒性もあることから、家庭用品への使用は認めないものとする。	経皮・経口 急性毒性 造血機能障害 生殖器障害	S53.1.1 から施行 (S53.11.1 に一部改正)
トリス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェイト (略称:TDBPP)	防災加工剤	繊維製品のうち 寝衣、寝具、カーテン 及び床敷物	所定の試験法で 検出せず(炎光光度型検出器付き ガスクロマトグラフ)	トリス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェイトは、発癌性を有し、また経皮的にも吸収されやすいことから家庭用品への使用は認めないものとする。	発癌性	S53.11.1 から施行
トリフェニル 錫化合物	防菌・防かび剤	①繊維製品のうち おしめ、おしめカバー、 よだれ掛け、下着、 衛生バンド、衛生パンツ、 手袋及びくつつ下 ②家庭用接着剤 ③家庭用塗料 ④家庭用ワックス ⑤くつつ墨 ⑥くつつクリーム	錫として 1ppm 以下(試料 1g あたり 1.0ug 以下)(ガスクロマトグラフ質量分析法) ※「アセトン・ヘキサン混液」 の組成は、「アセトン：ヘキサン＝3：7(v/v)」	トリフェニル錫化合物は劇物であり、皮膚刺激性を有し、また、経皮的にも吸収されやすいことから、家庭用品への使用は認めないものとする。	皮膚刺激性 経皮・経口 急性毒性	S54.1.1 から施行 (H28.4.1 に一部改正)
トリブチル錫 化合物	防菌・防かび剤	①繊維製品のうち おしめ、おしめカバー、 よだれ掛け、下着、 衛生バンド、衛生パンツ、 手袋及びくつつ下 ②家庭用接着剤 ③家庭用塗料 ④家庭用ワックス ⑤くつつ墨 ⑥くつつクリーム	錫として 1ppm 以下(試料 1g あたり 1.0ug 以下)(ガスクロマトグラフ質量分析法) ※「アセトン・ヘキサン混液」 の組成は、「アセトン：ヘキサン＝3：7(v/v)」	トリブチル錫化合物は劇物であり、皮膚刺激性を有し、また、経皮的にも家庭用品への使用は認めないものとする。	皮膚刺激性 経皮・経口 急性毒性	S55.4.1 から施行 (H28.4.1 に一部改正)
ビス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェイト 化合物	防災加工剤	繊維製品のうち 寝衣、寝具、カーテン及 び床敷物	所定の試験法 で検出できず(炎光光度型検出器 付きガスクロマトグラフ)	本品は、発癌性を有し、経皮的にも吸収されやすいことから、家庭用品への使用は認めないものとする。	発癌性	S56.9.1 から施行
ヘキサクロル エポキシオク タヒドロエン ドエキソジメ タノナフタリ ン (別名：ディルドリン)	防虫加工剤	①繊維製品のうち おしめカバー、下着、寝 衣、手袋、くつつ下、中衣、 外衣、帽子、寝具及び床敷 物 ②家庭用毛糸	30ppm 以下(試料 1g あたり 30ug 以下)(電子捕獲型検出器 付きガスクロマトグラフ)	ディルドリンは、経皮的にも吸収されて、体内蓄積する可能性があることから、家庭用品への使用は認めないものとする。	肝機能障害 中枢神経障害	S53.10.1 から施行

ベンゾ [a] アントラセン	木材 防腐剤	①クレオソート油を含有する 家庭用の木材防腐剤及び木材防虫剤 ②クレオソート油及びその混合物で処理された家庭用の防腐木材及び防虫木材	①10ppm 以下 (試料 1g あたり 10ug 以下)(ガス クロマトグラフ 質量分析計) ②3ppm 以下(試 料 1g あたり 3ug 以下)(ガス クロマトグラフ 質量分析計)	ベンゾ [a] アントラセンが発癌性を有することから、家庭用品への使用を規制するものである。	発癌性	H16.6.15 から施行
ベンゾ [a] ピレン	木材 防腐剤	①クレオソート油を含有する 家庭用の木材防腐剤及び木材防虫剤 ②クレオソート油及びその混合物で処理された家庭用の防腐木材及び防虫木材	①10ppm 以下 (試料 1g あたり 10ug 以下)(ガス クロマトグラフ 質量分析計) ②3ppm 以下(試 料 1g あたり 3ug 以下)(ガス クロマトグラフ 質量分析計)	ベンゾ [a] ピレンが発癌性を有することから、家庭用品への使用を規制するものである。	発癌性	H16.6.15 から施行
ホルムアルデ ヒド	樹脂 加工剤	①繊維製品のうち おしめ、おしめカバー、 よだれ掛け、下着、 寝衣、手袋、くつ下、 中衣、外衣、帽子、 寝具であって生後 24 ヶ 月以下の乳幼児用のもの ②(a)繊維製品のうち 下着、寝衣、手袋、 くつ下及びたび (b)かつら、つけまつげ、 つけひげ又はくつ下ど め に使用される接着剤	①所定の試験法 で吸光度差が 0.05 以下又は 16ppm 以下(試 料 1g あたり 16ug 以下) ②75ppm 以下 (試料 1g あたり 75ug 以下)(アセ チルアセトン法)	ホルムアルデヒドは抗原性が強くアレルギー感作を起こしやすい。特に乳幼児は皮膚が敏感であることなどその特殊性を考慮して、①についてはホルムアルデヒドを検出してはならないものとする。②については、各種毒性試験結果により最大無作用量を算定し、家庭用品の使用態様に応じ基準値を設定した。	粘膜刺激 皮膚アレルギー	S50.10.1 から施行 (H28.4.1 に一部改 正)
メタノール (別名：メチル アルコール)	溶剤	家庭用エアゾル製品	5w/w %以下(水 素炎型検出器付 きガスクロマト グラフ)	本品は、劇物であり、視神経障害等に毒性を有し、特にエアゾル製品として使用されるとき経気道吸収されやすいことから、家庭用品への使用を制限するものとする。	視神経障害	S57.4.1 から施行
有機水銀化合 物	防菌・ 防かび 剤	①繊維製品のうち おしめ、おしめカバー、 よだれ掛け、下着、 衛生バンド、衛生パン ツ、 手袋及びくつ下 ②家庭用接着剤 ③家庭用塗料 ④家庭用ワックス	所定の試験法で 検出せず(バック グラウンド値と しての 1ppm を 超えてはいけな い) (原子吸光 法)	有機水銀化合物は経皮的にも吸収されて、体内蓄積する可能性があることから、家庭用品への使用は認めないものとする。	中枢神経障 害 皮膚障害	S50.1.1 から施行

		⑤くつ墨 ⑥くつクリーム				
アゾ化合物 (化学的変化により容易に24種の特定芳香族アミンを生成するに限る。)	染料	①アゾ化合物を含有する染料が使用されている繊維製品のうち おしめ、おしめカバー、下着、寝衣、手袋、靴下、 中衣、外衣、帽子、寝具、 床敷物、テーブル掛け、えり飾り、ハンカチーフ並びにタオル、バスマット 及び関連商品 ②アゾ化合物が含有する染料が使用されている革製品(毛皮製品を含む。)のうち 下着、手袋、中衣、外衣、 帽子及び床敷物	所定の試験法で、それぞれの特定芳香族アミンの検出量が、試料1gあたり30ug以下(ガスクロマトグラフ質量分析法)	アゾ染料は世界中で広く用いられている染料の一つであるが、近年、アゾ染料の一部は、皮膚表面、腸内の細菌、肝臓等で還元的に分解され、発がん性又はそのおそれが指摘されている特定芳香族アミンを生ずるとの報告があり、現在、EU等においては、特定芳香族アミンを生ずるおそれのあるアゾ染料の使用が禁止されている。 我が国においても、特定芳香族アミンを生ずるおそれのあるアゾ染料については、EU等と同様の規制が必要であり規制基準の制定が必要と考えられる。 規制対象とする家庭用品については、①特に皮膚に長期間接触すると考えられる製品、②実態調査において30μg/g(EUの基準値)を超えて特定芳香族アミンが検出された製品及び③子どもが口に含む等の可能性が高い製品とすることとした。	発癌性	H28.4.1 から 施行

第6 麻 薬

1 麻薬・覚醒剤等取扱者の免許・登録事務

(1) 麻薬・覚醒剤等取扱施設年次推移（令和8年3月31日現在）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
麻薬取扱施設	5,329	5,330	5,330	5,385	5,409
麻薬研究者	59	58	58	60	66
特定麻薬等原料卸小売業者	161	161	158	161	140
けし研究者	1	1	1	1	1
大麻研究者	16	16	16		
第一種大麻草採取栽培者				1	1
覚醒剤施用機関	6	6	6	6	6
覚醒剤研究者	25	23	24	23	27
覚醒剤原料取扱者	53	52	51	50	48

(2) 申請・届出処理件数（令和7年度）

① 麻薬関係

申 請		処理件数（件）	届 出		処理件数（件）
免許申請	卸売業者	21	免許証記載事項変更届		2,509
	小売業者	1,133	業務廃止（返納）届		1,561
	管理者	463	麻薬廃棄届		1,388
	施用者	6,913	麻薬事故届		339
	研究者	40	調剤済麻薬廃棄届		1,165
免許証再交付		21			

② 向精神薬関係

申 請		処理件数（件）	届 出		処理件数（件）
卸売業者免許申請		0	免許証等記載事項変更届		1
試験研究施設設置者登録申請		0	業務廃止届		1
			向精神薬事故届		4

③ 大麻関係

申 請		処理件数（件）	届 出		処理件数（件）
第一種大麻草採取栽培者免許申請		0	登録事項変更届		2
大麻研究者免許取消申請		5	大麻廃棄届		4

④ 覚醒剤（原料）関係

申 請		処理件数（件）	届 出		処理件数（件）
指定申請	覚醒剤施用機関	1	指定証記載事項変更届		1
	覚醒剤研究者	18	業務廃止（返納）届		12
	覚醒剤原料取扱者	9	覚醒剤（原料）廃棄届		162
	覚醒剤原料研究者	0	覚醒剤（原料）事故届		5

(3) 麻薬等取扱者数

(令和8年3月31日現在)

	麻薬							第一種大麻草採取栽培者	乙種研究栽培者	覚醒剤				向精神薬	
	病院・診療所			研究施設		営業者				施用機関	研究者	原料取扱者	原料研究者	向精神薬卸売業者	向精神薬試験研究施設
	施設数	施用者	管理者	施設数	研究者	小売業者	卸売業者								
筑紫	191	753	61	1	2	187	2	1	0	1	2	2	0	0	1
粕屋	138	486	52	0	0	111	0	0	0	0	0	0	0	0	0
糸島	52	110	13	0	0	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宗像遠賀	136	384	48	1	1	113	0	0	0	0	0	1	0	0	0
嘉穂鞍手	162	770	48	1	1	133	5	0	0	0	0	6	0	0	2
田川	71	217	26	0	0	56	0	0	0	0	1	0	0	0	1
北筑後	108	276	38	0	0	86	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南筑後	221	810	90	2	2	182	5	0	0	0	0	5	0	0	3
京築	78	209	21	0	0	83	1	0	0	0	0	2	0	0	1
北九州市	550	2,801	170	5	8	536	13	0	0	2	6	13	1	0	9
福岡市	891	5,365	321	35	44	831	11	0	1	1	16	13	0	2	25
久留米市	181	1,558	60	7	8	172	4	0	0	2	2	6	0	0	8
計	2,779	13,739	948	52	66	2,537	41	1	1	6	27	50	1	2	50

2 麻薬・覚醒剤・大麻等の取締り、指導状況

麻薬取扱者等の麻薬や覚醒剤に対する認識が深まり、正規流通の麻薬、覚醒剤に係る事犯は減少している。

麻薬・覚醒剤等の安易な取扱いや管理は、不正施用等の事犯につながるおそれがあるため、今後とも厳重な指導監督が必要である。

(1) 麻薬等取扱施設

対象の5,411施設のうち543施設について重点的に立入検査を実施したところ、麻薬の取扱い上何らかの違反がみられた施設は42施設（立入調査施設の7.7%）であった。

また、個々の違反件数は43件であった。

麻薬取扱施設

(令和7年4月～令和8年3月)

事項 業種		対 象 業 務 所 数	立 入 検 査 回 数	違 反 業 務 所 数	違 反 内 容									措 置					
					不 正 所 持	譲 受 証 ・ 譲 渡 証	管 理 ・ 保 管	帳 簿	譲 受 ・ 譲 渡	施 用 に 関 する 記 録	麻 薬 処 方 せ ん の 交 付	廃 棄	そ の 計	送 致	行 政 処 分	始 末 書	そ の 他	計	
麻 薬 卸 売 業 者		41	5										0					0	
麻 薬 小 売 業 者		2,537	228	19			7	11	1				1	20			20	20	
麻 薬 診 療 施 設	病 院	419	141	11		1	6	2					1	10			10	10	
	一 般 診 療 所	2,083	150	11		1	7					1	2	11		1	10	11	
	歯 科 診 療 所	7	6											0				0	
	飼育動物診療施設	270	3	1			1			1				2			2	2	
麻 薬 研 究 者		52	2										0					0	
け し 研 究 者		1	1										0					0	
第一種大麻草採取栽培者		1	7										0					0	
合 計		5,411	543	42	0	2	21	13	1	1	0	1	4	43	0	0	1	42	43

(2) 向精神薬取扱施設

対象 12,365 施設のうち 676 施設について重点的に立入検査を実施したところ、向精神薬の取扱い上何らかの違反がみられた施設は 18 施設（立入検査施設の 2.7%）であった。

向精神薬取扱施設

(令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月)

事項 業種		対 象 業 務 所 数	立 入 検 査 回 数	違 反 業 務 所 数	違 反 内 容							措 置					
					譲 渡 し 等	向 精 神 薬 取 扱 責 任 者	管 理 ・ 保 管	廃 棄	記 録	年 間 届	そ の 他	計	送 致	行 政 処 分	始 末 書	そ の 他	計
向 精 神 薬 卸 売 業 者		2	2									0					0
免許みなし卸売販売業者		532	8									0					0
免 許 み な し 薬 局		3,007	246	7					4		3	7			3	4	7
向 精 神 薬 小 売 業 者												0					0
病 院 等	病 院	439	135	5			1		4			5				5	5
	一 般 診 療 所	4,853	228	4					4			4				4	4
	歯 科 診 療 所	2,986	53									0					0
	飼育動物診療施設	514	3	2					2			2				2	2
向精神薬試験研究施設		32	1									0					0
合 計		12,365	676	18	0	0	1	0	14	0	3	18	0	0	3	15	18

(3) 覚醒剤（原料）取扱施設

対象 11,848 施設のうち 630 施設について重点的に立入検査を実施したところ、覚醒剤（原料）の取扱い上何らかの違反がみられた施設は 5 施設（立入検査施設の 0.8%）であった。

覚醒剤（原料）取扱施設

(令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月)

業種 事項			対 象 業 務 所 数	立 入 検 査 回 数	違 反 業 務 所 数	違 反 内 容					措 置				
						管 理 ・ 保 管	記 録	譲 受 証 ・ 譲 渡 証	そ の 他	計	送 致	行 政 処 分	始 末 書	そ の 他	計
覚 醒 剤	施用 機関	大臣の指定する施用機関	4							0					0
		知事の指定する施用機関	2							0					0
	研 究 者		27	1						0					0
	計		33	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
覚 醒 剤 原 料	原 料 輸 入 業 者		0							0					0
	原 料 輸 出 業 者		0							0					0
	原 料 取 扱 者		48	3						0					0
	原 料 研 究 者		1							0					0
	薬 局		3,007	236	5	5				5				5	5
	病 院 ・ 診 療 所		8,278	388						0					0
	飼 育 動 物 診 療 施 設		514	2						0					0
	計		11,848	629	5	5	0	0	0	5	0	0	0	5	5
合 計			11,881	630	5	5	0	0	0	5	0	0	0	5	5

(4) 不正大麻・けし栽培取締状況

4月・5月・6月の3か月間「不正大麻・けし撲滅運動」を実施している。過去5年間に県内で発見（抜去）した、大麻・けしは次のとおりである。また、前年に自生や栽培のあった土地等に対しては、特に注意を促している。

不正大麻・けし栽培取締状況

() 内は発見箇所数

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
け し	14,624 株 (167)	19,675 株 (229)	25,249 株 (204)	32,936 株 (346)	34,953 株 (421)
大 麻	0	0	0	0	0

(5) 麻薬等事故状況

① 麻薬事故届出状況

令和7年度中に病院、診療所等から届け出を受けた事故は339件であった。事故の内容として、注射アンプル落下等による流出事故が284件と半数以上を占めている。

(令和7年4月～令和8年3月)

事故の種類 施設等 区分	盗 取	所在不明	喪 失	破 損	流 失	焼 失	そ の 他	計
病 院 等	0	10	0	1	277	0	36	324
研 究 者	0	0	0	0	0	0	0	0
卸売業者	0	0	0	0	6	0	0	6
小売業者	0	5	0	0	1	0	3	9
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	15	0	1	284	0	39	339

※ 施設等区分欄の「病院等」は病院及び診療所、「その他」は歯科診療所及び飼育動物診療施設を指す。

※ 事故の種類欄の「その他」の具体的な内容は、誤投与24件、誤調剤4件、無届廃棄11件である。

② 向精神薬事故届出状況

令和7年度 事故届4件（病院（盗取1件）、薬局（詐取3件））

③ 覚醒剤（原料）事故届出状況

令和7年度 事故届5件（病院（その他3件）、薬局（所在不明1件、その他1件））

(6) 麻薬取扱者指導状況

① 医療関係者に対する講習会の開催（令和7年度）

対 象 者	回 数	参加人数	講習会実施年月日
麻薬管理者	1	229	令和7年11月13日
麻薬小売業者	1	2,588	令和8年1月19日～ 令和8年2月18日 (動画配信によるオン デマンド研修)
飼育動物診療施設	1	81	令和8年2月12日～ 令和8年3月19日 (動画配信によるオン デマンド研修)

② 新規免許取得者等の指導

麻薬施用者に対しては、県医師会が行う講習会を通じて麻薬の取扱い等に当たり注意すべき事項の伝達を行っている。また、新規の麻薬取扱施設の設置者、麻薬小売業者等に対しては、新規免許交付時に取扱いの手引きを併せて交付し、指導に供している。

3 麻薬中毒者対策

(1) 麻薬中毒者の届出、通報、措置入院状況（令和7年12月31日現在）

区分 年	届 出 ・ 通 報							鑑 定 実 施	中 毒 者	措 置 入 院
	医 師	取 締 官	取 締 員	警 察 官	海 上 保 安 庁	矯 正 施 設 の 長	合 計			
7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

平成17年以降、届出等はない。

(2) 観察指導対象者（名簿登載者）（令和7年12月31日現在）

区 分	所在判明者	所在不明者	計
対 象 者	0	0	0

(3) 麻薬中毒者相談状況（中毒者の観察・指導・解除）

平成24年5月16日に所在判明者13名、平成28年1月28日に長期所在不明者7名の観察指導対象解除を行った。これにより、本県の観察対象者は、全員が解除となった。

また、近年、本県においては、麻薬中毒者の届出はされていないため、平成24年3月1日以降、麻薬中毒者相談員を任命していない。

4 麻薬・覚醒剤・大麻・シンナー等薬物乱用対策

(1) 麻薬・覚醒剤・大麻・シンナー等薬物乱用概要（福岡県警察本部より資料提供）

① 麻薬事犯の状況（検挙人員）

年	令和3年	4年	5年	6年	7年
検挙人員	12	10	38	25	39

② 大麻事犯の状況（検挙人員）

令和7年の大麻事犯検挙人員は408人と、依然として高水準で推移している。特に30歳未満の検挙人員が、大麻事犯全体の約8割を占めていることから、若年層を中心とした啓発の強化が必要である。

年	令和3年	4年	5年	6年	7年
検挙人員	398	349	475	466	408
うち少年	65	58	109	81	68

※少年は19歳以下

③ 覚醒剤事犯の状況

覚醒剤事犯は再犯者率が高く、検挙者数は依然として高い水準である。再乱用防止対策を強化する必要がある。

年	令和3年	4年	5年	6年	7年
検挙人員	498	412	371	342	378
うち少年	5	4	9	4	7

※少年は19歳以下

④ シンナー等乱用少年の状況

昭和40年代、全国で多数の少年（19歳以下）がシンナー・接着剤等の有機溶剤の乱用で補導され、大きな社会問題となったが、昭和47年の毒物及び劇物取締法の一部改正によりシンナー・接着剤の乱用が規制されたため、昭和47年以降の有機溶剤の乱用は急激に減少した。しかし、昭和50年頃から徐々に乱用者が増加し始めた。

福岡県のシンナー乱用少年の検挙補導人員は、平成15年の814人をピークに減少し、平成26年に平成12年以降続いていた全国ワースト1位から脱却し、平成26年以降の検挙者数は、ほぼゼロになっている。地域住民による自主的な街頭パトロールや警察によるパトロールの強化等の成果と考えられる。

(2) 薬物乱用対策の推進

① 薬物乱用対策のための組織

ア 福岡県薬物乱用対策推進本部

福岡県における薬物乱用対策を総合的かつ効果的に推進するため、取締機関及び行政機関等公的機関からなる福岡県薬物乱用対策推進本部（昭和38年）を設け、情報交換及び相互連絡をはじめ、薬物乱

用対策に関する総合的な計画の検討を行っている。

イ 福岡県覚醒剤・麻薬禍対策協議会

麻薬・覚醒剤等の乱用問題に関心の高い民間団体からなる福岡県覚醒剤・麻薬禍対策協議会（昭和 60 年）を設置し、公的機関とは異なる角度から薬物乱用防止対策について検討を行っている。

ウ 薬物乱用防止指導員地区協議会

地区の啓発活動を具体的に行うため、昭和 54 年に県下に 400 名（令和 8 年 3 月 31 日現在 354 名）の薬物乱用防止指導員を設置し、現在 30 地区に薬物乱用防止指導員地区協議会を設け、地区の啓発活動に従事している。

エ 福岡県薬物再乱用対策推進会議

薬物依存症者の社会復帰に向けた効果的な指導・支援などの対策を進めるため、行政機関、司法機関、医療機関、回復支援施設関係者からなる福岡県薬物再乱用対策推進会議（平成 30 年）を設置し、再乱用防止に関する課題（相談支援体制の整備、受け入れ体制整備など）について必要に応じて、協議、検討を行っている。

② 薬物乱用対策活動の状況（令和 7 年度）

ア 福岡県薬物乱用対策推進本部

a 福岡県薬物乱用対策推進本部会議の開催

会 議 名	開 催 日	協 議 事 項
代表幹事会	5 月 2 8 日	1 令和 7 年度福岡県薬物乱用対策推進本部年間スケジュール（案）について 2 令和 7 年度に各代表幹事において計画している薬物乱用防止対策について 3 福岡県薬物乱用防止第六次五か年戦略に基づく令和 6 年度フォローアップについて
幹 事 会	8 月 2 1 日	1 福岡県薬物乱用対策推進本部設置要綱一部改正（案）について 2 「国の第六次薬物乱用防止五か年戦略」フォローアップについて（報告事項） 3 薬物事犯の概況について 4 福岡県薬物乱用防止第六次五か年戦略に基づく取組計画等について
代表幹事会	1 0 月 1 4 日	1 令和 7 年度福岡県薬物乱用対策推進本部長感謝状表彰者について 2 福岡県市販薬適正使用啓発資材制作業務に係る企画提案書第 2 次審査について

b 薬物乱用防止月間

- ・ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 令和 7 年 6 月 20 日～7 月 19 日
- ・ 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止月間 令和 7 年 10 月 1 日～11 月 30 日

c 福岡県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 6・26 ヤング街頭キャンペーン

麻薬・覚醒剤・シンナー等の薬物乱用の撲滅を訴えるため、ヤング街頭キャンペーンを県下 14 か所で実施した。

d 若者向け大麻乱用防止啓発動画

大麻事犯の検挙者全体のうち、約 7 割は 10 代、20 代の若年層である。また、令和 3 年に福岡県警が少年の検挙者に行った実態調査では、有害性の認識が低く、動機は「誘われて」と回答した者が最も多いことが判明している。

このため、県ではインターネット、SNS を通じた若年層向けの啓発を推進している。令和 3 年度は、「大麻の誘いに対する断り方」を伝えるゲーム風の啓発動画を 3 本制作し、令和 4 年 1 月に県薬物乱用防止啓発サイトで公開した（令和 7 年度末時点の 3 本合計の視聴回数は約 58 万回）。

＜動画中のシーンの例＞
怪しい人物に大麻を勧められる



また、令和5年度は、大麻の誘いへの対処法を学ぶきっかけとなるアニメーション動画（15 秒、4 種類）を制作し、SNS（YouTube と TikTok）に広告を掲載し、若年層を動画視聴に誘導した（令和7 年度末時点の視聴回数は約 230 万回）。

【はっきりと断った編】

きみはどう対処する？



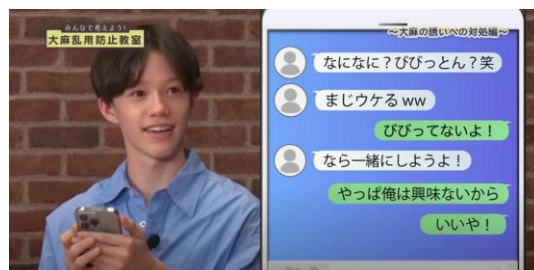
e 中学生向け「大麻乱用防止教育用動画」

若年層を中心に大麻の乱用が広がっている状況を踏まえ、令和4年度に福岡県内の中学生を対象として、大麻の有害性を啓発する動画と大麻の誘いに対する断り方を学ぶ動画の2本を製作した。中学生と専門家によるトーク番組風の動画としており、中学生がクイズや実践に挑戦しながら学ぶ内容となっている。薬物乱用防止教室（外部講師による講演）や教員がクラス単位の授業で活用することを想定し、県内の中学校に動画を配布するとともに、福岡県薬物乱用防止啓発サイトで公開している。

【大麻による健康影響編】（約14分）



【大麻の誘いへの対処編】（約18分）



イ 薬物乱用防止指導員地区協議会

薬物乱用防止の啓発活動が地域に密着した住民本位の県民運動として盛り上がる啓発体制を確立するため、福岡県薬物乱用防止指導員 354 名を軸として、地域、各界、各層の協力を得て、県下 30 地区に地区協議会を設置し、地域住民と密着した啓発運動を推進している。

事 項	講演会	街頭キャンペーン
回 数	34	239

ウ 保健福祉（環境）事務所事業

薬物乱用の未然防止を図るため、県下の各保健福祉（環境）事務所等に啓発窓口を開設し、各種講演会等の開催及び講師派遣、薬物乱用に関する資料の提供及び薬理作用等に係る相談を受けるなど地域社会における予防啓発活動を積極的に推進している。

事 項	講演会等	資料提供	相談受付
回 数	5	85	229

a 啓発資材の貸出状況

薬物乱用防止啓発資材を一般県民に貸し出し、薬物乱用の被害等の知識の普及を図っている。

貸 出 資 材	DVD	パネル	模擬麻薬
貸 出 回 数	10	0	4

b 啓発資材の配布状況

配 布 物	ポスター	パンフレット	リーフレット
配 布 数	4,069	27,340	94,000

③ 危険ドラッグ対策

危険ドラッグとは、麻薬等と同様に多幸感、快感等を高めるものとして販売されている製品であるが、乱用者自身の健康被害の発生にとどまらず、麻薬や覚醒剤等の乱用の契機となることも懸念されるものであるため、その危険性について県民に広く啓発を行っている。

また、販売店や製品の調査を行い実態把握に努めるとともに、危険ドラッグであることが疑われる製品の買上調査を実施している。当該製品が医薬品医療機器等法等に違反し、指定薬物等の検出や、無承認無許可医薬品に該当することが判明した場合には販売中止、回収等の必要な措置を講ずる。

ア 街頭啓発

例年、関係団体と連携し、北九州市、福岡市薬剤師会と共同で、若者をはじめとする県民に啓発資材の配布等啓発活動を実施し、危険ドラッグの危険性について啓発を行っている。

令和 7 年度は、ららぽーと福岡（福岡市博多区、8 月 24 日）及び JR 小倉駅南口（北九州市小倉北区、7 月 19 日）で啓発活動を実施した。

④ 薬物再乱用対策推進事業

覚醒剤は依存性が高いことから、全国的にも再犯者率は高水準となっており、本県の再犯者率は国全体の数値よりも高く推移している。

また、再犯者（刑務所入所者や保護観察対象者）には、回復プログラムが実施されているが、執行猶予判決を受ける初犯者には、その機会がないことが課題であった。

そこで、平成30年度から薬物再乱用対策推進事業を開始し、薬務課に相談支援コーディネーターを配置している。相談支援コーディネーターが福岡地方検察庁から情報提供があった初犯者と面談を行い、精神保健福祉センターや医療機関、九州厚生局麻薬取締部などの回復プログラム等実施機関、ダルクなどの回復支援施設、自助グループの紹介や同行を行い、社会復帰を支援している。

⑤ 少年用大麻再乱用防止プログラム

近年、若年層を中心に大麻の乱用が広がっている。若年期の大麻使用は依存症になるリスクを高めるため、再乱用防止の支援が重要であるが、これまで大麻を使用した少年向けの再乱用防止プログラムがないことが課題となっていた。

そこで、県では薬物依存関連分野の専門家や関係機関の協力を得て、国の研究機関の監修を経て、令和３年度に全国初の少年用大麻再乱用防止ワークブック「F－CAN（エフキャン）」を作成した。

また、少年非行に対応する専門機関である県警少年サポートセンター等が、本ワークブックを用いて少年用大麻再乱用防止プログラムを実施し、大麻乱用少年の立ち直りを支援している。

⑥ 大麻乱用防止サポート窓口

大麻を止めたいと思っている少年は、心理的、社会的な課題を抱えていることが多く、的確な相談や助言等の援助ができる専門家による相談支援や、必要な支援機関に適切につなぐ体制が必要である。

そこで、心理学の専門家（支援員）を配置し、大麻に関する問題を抱える若者がSNS等で気軽に相談できる窓口（福岡県大麻乱用防止サポート窓口）を令和６年度に新たに開設した。支援員が若者からの相談にSNS等により対応し、各個人の置かれている状況や心理学的状況を分析し、適切な支援機関（医療機関、少年サポートセンター等）につなぐことにより、若年層の立ち直りを支援する。

5 福岡県薬物の濫用防止に関する条例

福岡県において、危険ドラッグ等の薬物の乱用による被害が深刻化している状況を踏まえ、県民の健康と安全を守るとともに、県民が平穏に、かつ安心して暮らせる健全な社会を実現することを目的として、平成 26 年 12 月 25 日に「福岡県薬物の濫用防止に関する条例」を公布した。

条例の施行や罰則規定等に係る周知を行い、特定危険薬物の指定に係る体制の整備などを進め、平成 27 年 6 月 25 日に全面施行した。

6 参考資料

(1) 福岡県麻薬中毒審査会

① 麻薬及び向精神薬取締法及び同施行令

ア 麻薬及び向精神薬取締法 (麻薬中毒審査会)

第 58 条の 13 第 58 条の 8 第 4 項（第 58 条の 9 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による審査を行うため、都道府県に、麻薬中毒審査会を置く。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、条例で、第 58 条の 8 第 3 項の規定により当該都道府県知事が措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときに麻薬中毒審査会を置くものとすることができる。この場合において、当該麻薬中毒審査会は、措置入院者が退院したときに廃止されるものとする。

3 麻薬中毒者審査会の委員は、法律又は麻薬中毒者の医療に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

4 前三項に定めるもののほか、麻薬中毒審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

イ 麻薬及び向精神薬取締法施行令 (麻薬中毒審査会)

第 13 条 麻薬中毒審査会（以下「審査会」という。）に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

4 審査会は、会長が招集する。

5 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

6 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

7 法第 58 条の 13 第 1 項の規定により設置される審査会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 法第 58 条の 13 第 2 項の規定により設置される審査会の委員は、同項後段の規定により当該審査会が廃止されるときは、解任されるものとする。

9 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

② 福岡県麻薬中毒審査会運営規程

(規程の運用)

第1条 福岡県麻薬中毒審査会（以下「審査会」という。）の運営については、麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和28年政令第57号。以下「施行令」という。）第13条に定めるところによる。

(会長の選任)

第2条 施行令第13条に規定する会長の互選は、委員の過半数が出席し、無記名投票の方法で選定する。

2 出席委員に異議がないときは、指名推薦の方法によって選定することができる。

3 会長に職務を代行する者の互選については、第1項及び第2項の規定を準用する。

(審査会の招集)

第3条 会長が審査会を招集するときは、あらかじめ日時・場所及び審議事項その他必要な事項を委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合においてはこの限りではない。

(審査会の非公開)

第4条 審査会の行う審議等は、公開しない。

(幹事)

第5条 審査会に幹事若干名を置く。

2 幹事は県職員のうちから会長が指名する。

3 幹事は会長の命を受け審査会の所掌事務について委員を補佐する。

(議決の方法等)

第6条 施行令第13条による適否の審議対象者毎に別記第1号による議決書に議決の概要を記載するとともに出席委員が署名又は捺印するものとする。

(議事録の作成)

第7条 会長は会議の概要を記録し、会長及び幹事が署名捺印しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和38年10月1日より適用する。

附 則（第一次改正）

この規程は平成19年3月29日から施行する。

③ 麻薬中毒審査会委員名簿

(任期：令和6年11月4日～令和8年11月3日)

区 分	氏 名	職 業	委嘱年月日
委 員	見元 伊津子	精 神 保 健 指 定 医	令和6年11月4日
委 員	後藤 英一郎	精 神 保 健 指 定 医	令和6年11月4日
委 員	一坊寺 麻希	弁 護 士	令和6年11月4日
委 員	小松本 卓	福 岡 家 庭 裁 判 所 判 事	令和7年1月10日
委 員	前川 祐樹	福 岡 地 方 検 察 庁 検 事	令和8年5月8日

(2) 福岡県薬物乱用対策推進本部

① 福岡県薬物乱用対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 福岡県における薬物（麻薬・覚醒剤等）乱用対策について、関係行政機関相互の緊密な連絡を図るとともに、総合的かつ効果的な対策を強力に推進するため、福岡県薬物乱用対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(組織)

第2条 本部の組織は次のとおりとする。

本部長 1名
副本部長 4名
本部員 若干名
幹事 若干名
代表幹事 若干名

2 本部長は知事を充てる。

3 副本部長は次の職に在る者を充てる。

副知事
福岡県教育委員会教育長
福岡県警察本部長
福岡県保健医療介護部長

4 本部員は機関の長又は機関の長が適任と認めた職に在る者を充てる。

福岡地方検察庁	刑事部長検事
九州矯正管区	総務企画部長
福岡刑務所長	
福岡少年院長	
福岡少年鑑別所長	
福岡保護観察所長	
福岡出入国在留管理局	監理官
門司税関	監視部長
九州厚生局麻薬取締部長	
第七管区海上保安本部	福岡海上保安部長
福岡労働局雇用環境・均等部長	
福岡県教育庁	教育振興部長
福岡県警察本部生活安全部長	
福岡県警察本部暴力団対策部長	
北九州市保健福祉局長	
福岡市保健医療局長	
久留米市健康福祉部長	
福岡県政策企画部長	
福岡県人材育成・活躍推進部長	
福岡県福祉こども政策部長	

5 幹事は次の職に在る者を充てる。

福岡地方検察庁	麻薬係検事
九州矯正管区	更生支援企画課長
福岡刑務所	矯正処遇部首席矯正処遇官
福岡少年院	統括専門官（調査担当）
福岡少年鑑別所	地域非行防止調整官
福岡保護観察所	統括保護観察官
福岡出入国在留管理局	首席入国警備官
門司税関	密輸対策企画室長
九州厚生局麻薬取締部	主任情報官

第七管区海上保安本部福岡海上保安部	警備救難課長
福岡労働局雇用環境・均等部	企画課長
福岡県教育庁教育振興部	高校教育課長
福岡県教育庁教育振興部	義務教育課長
福岡県教育庁教育振興部	体育スポーツ健康課長
福岡県教育庁教育振興部	社会教育課長
福岡県警察本部生活安全部	少年課長
福岡県警察本部生活安全部	生活保安課長
福岡県警察本部暴力団対策部	薬物銃器対策課長
北九州市保健福祉局保健所	医務薬務課長
福岡市保健医療局保健所地域衛生部	医薬務・衛生推進課長
久留米市健康福祉部	総務医薬課長
福岡県政策企画部	広報課長
福岡県人材育成・活躍推進部	
私学振興・青少年育成局	私学振興課長
福岡県人材育成・活躍推進部	
私学振興・青少年育成局	青少年育成課長
福岡県人材育成・活躍推進部	男女共同参画推進課長
福岡県福祉こども政策部	福祉総務課長
福岡県人材育成・活躍推進部	人材活躍・労働総務課長
福岡県人材育成・活躍推進部	
労働政策局	就業支援課長
福岡県保健医療介護部	保健医療介護総務課長
福岡県保健医療介護部	健康増進課こころの健康づくり推進室長
福岡県保健医療介護部	生活衛生課長
福岡県保健医療介護部	医療指導課長
福岡県保健医療介護部	精神保健福祉センター所長
福岡県	保健所長会長
福岡県保健医療介護部	薬務課長
6 代表幹事は次の職に在る者を充てる。	
福岡保護観察所	統括保護観察官
九州厚生局麻薬取締部	主任情報官
福岡県教育庁教育振興部	高校教育課長
福岡県教育庁教育振興部	義務教育課長
福岡県教育庁教育振興部	体育スポーツ健康課長
福岡県教育庁教育振興部	社会教育課長
福岡県警察本部生活安全部	少年課長
福岡県警察本部暴力団対策部	薬物銃器対策課長
福岡県人材育成・活躍推進部	
私学振興・青少年育成局	青少年育成課長
福岡県保健医療介護部	健康増進課こころの健康づくり推進室長
福岡県保健医療介護部	薬務課長

(本部)

第3条 本部を福岡県保健医療介護部薬務課に置く。

(所掌事務)

第4条 本部は次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 薬物乱用対策に関する総合的な計画の検討。
- (2) 薬物乱用対策に関する情報交換及び相互連絡。
- (3) 薬物乱用対策に関する啓発指導

(会議)

第5条 会議は本部員会及び幹事会とする。

会議は必要の都度本部長が召集する。

会議の議長は本部長とする。本部長に事故ある場合は、副本部長がその職務を代理する。

幹事会は本部員を補佐する。

代表幹事会は、幹事会に付議する事項及び幹事会より委託された事項について検討する。

(庶務)

第6条 本部の庶務は保健医療介護部薬務課で処理する。

(補足)

第7条 この要綱で定めるもののほか本部の運営について必要な事項については、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は昭和38年8月19日から施行する。

附 則 (第一次改正)

この要綱は昭和48年8月28日から施行する。

附 則 (第二次改正)

この要綱は昭和58年8月29日から施行する。

附 則 (第三次改正)

この要綱は昭和63年6月 8日から施行する。

附 則 (第四次改正)

この要綱は平成 6年6月17日から施行する。

附 則 (第五次改正)

この要綱は平成 7年6月14日から施行する。

附 則 (第六次改正)

この要綱は平成 8年6月14日から施行する。

附 則 (第七次改正)

この要綱は平成 9年7月 9日から施行する。

附 則 (第八次改正)

この要綱は平成10年7月17日から施行する。

附 則 (第九次改正)

この要綱は平成12年6月16日から施行する。

附 則 (第十次改正)

この要綱は平成13年6月15日から施行する。

附 則 (第十一次改正)

この要綱は平成14年6月12日から施行する。

附 則 (第十二次改正)

この要綱は平成16年7月 7日から施行する。

附 則 (第十三次改正)

この要綱は平成17年7月 6日から施行する。

附 則 (第十四次改正)

この要綱は平成18年8月11日から施行する。

附 則 (第十五次改正)

この要綱は平成19年9月 4日から施行する。

附 則 (第十六次改正)

この要綱は平成20年9月 9日から施行する。

附 則 (第十七次改正)

この要綱は平成22年9月 9日から施行する。

附 則 (第十八次改正)

この要綱は平成24年11月20日から施行する。

附 則 (第十九次改正)

この要綱は平成26年2月17日から施行する。

附 則 (第二十次改正)

この要綱は平成26年7月30日から施行する。

附 則（第二十一次改正）

この要綱は平成28年7月26日から施行する。

附 則（第二十二次改正）

この要綱は平成29年7月24日から施行する。

附 則（第二十三次改正）

この要綱は平成31年1月15日から施行する。

附 則（第二十四次改正）

この要綱は令和元年7月29日から施行する。

附 則（第二十五次改正）

この要綱は令和2年8月 7日から施行する。

附 則（第二十六次改正）

この要綱は令和3年8月19日から施行する。

附 則（第二十七次改正）

この要綱は令和4年8月19日から施行する。

附 則（第二十八次改正）

この要綱は令和6年8月 6日から施行する。

附 則（第二十九次改正）

この要綱は令和7年8月21日から施行する。

附 則（第三十次改正）

この要綱は令和8年7月 日から施行する。

1 はじめに

福岡県は、昭和 38 年に福岡県地方麻薬対策本部を設置し、関係機関が連携しながら薬物乱用防止に取り組んできた。平成 10 年 5 月に「薬物乱用防止五か年戦略」を国が策定して以降、国の戦略に合わせて、5 年毎に「福岡県薬物乱用防止五か年戦略」を策定している。

平成 23 年度から 26 年度頃にかけて社会問題化した危険ドラッグに対し、平成 26 年 12 月に議員提案により福岡県薬物の濫用防止に関する条例を制定し、有害な未規制物質を特定危険薬物として指定するとともに、薬物乱用対策推進本部を中心に、関係機関が連携して販売店舗への徹底した立入調査を実施した結果、県内の販売店舗が低水準となるなど、一定の成果が得られている。

しかしながら、覚醒剤事犯の検挙人員は、長期的に減少傾向にあるものの依然として高い水準で推移しており、大麻事犯の検挙人員についても近年急増し、検挙人員の約 7 割を 30 歳未満が占めるなど、若年層の乱用問題は深刻な状況となっている。

また、インターネット上のサイバー空間を悪用した薬物の密輸・密売が急速に拡大し、供給・入手手段の巧妙化といった新たな脅威への対策も重要になっている。

このような中、国は令和 5 年 8 月に「第六次薬物乱用防止五か年戦略」を策定し、「青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止」をはじめとする 5 つの戦略目標に積極的に取り組むこととしている。

福岡県でも、国の新しい戦略を踏まえ、「第六次五か年戦略」を策定し、関係機関が相互に連携を図り、様々な取組を推進していくことにより、福岡県から薬物乱用の根絶を図る。

2 現状と課題

(1) 現状

○薬物事犯検挙者数は、過去 5 年を見ると約 900 人前後と依然として高い水準で推移している。

このうち、覚醒剤事犯検挙者数は、第三次乱用期のピークであった平成 11 年 1,190 人と比べて、令和 4 年は 412 人と約 3 分の 1 になったものの、薬物事犯全体として見ると、最も検挙者数が多く、再犯者率が高い薬物である。

一方、大麻事犯検挙者数は、令和 3 年に 398 人と過去最多の検挙者数を記録し、令和 4 年も 349 人と高い水準で推移し、覚醒剤事犯検挙者数に迫る勢いで急激に増加している。特に 30 歳未満の割合が平成 30 年 55.9%から令和 4 年 73.1%に増加している。

また、シンナー等乱用少年の検挙補導者数は、平成 25 年まで連続全国ワースト 1 位だったが、平成 26 年に脱却し、近年大幅に減少している。

○危険ドラッグに起因する救急搬送者数は、平成 24 年には 84 名であったが、平成 29 年以降低水準で推移しているものの、大麻の有害物質の構造を一部変えた成分などを含む危険ドラッグの健康被害が報告されるなど、危険ドラッグ販売店舗に復活の兆しが見え始めている。

○近年、若年層での市販薬の過剰摂取(オーバードーズ)による乱用・依存が広がっている。

(2) 課題

ア 啓発について

○若年層の大麻事犯急増の背景としては、インターネット等において「大麻には有害性がない」等の誤った情報が氾濫していることや大麻の所持・使用を合法化する国が現れていることが考えられる。

- 令和3年に福岡県警が少年の検挙者を実施した調査では、大麻を始めたきっかけは「誘われて」が65%であることが判明している。大麻の有害性や危険性に関する正しい知識の普及及び誘いに対する対処方法について、若年層の目に触れやすい広報媒体を活用した広報・啓発を強化する必要がある。
- 近年、若年層での市販薬の過剰摂取(オーバードーズ)による乱用・依存が広がっており、医薬品の適正使用を推進する必要がある。

イ 取締りについて

- 営利事犯においては、依然として、暴力団や外国人犯罪組織等と薬物事犯との深い関与がうかがわれ、その犯罪収益が組織の大きな資金源となっていることから、効果的な取締りが求められる。
- 大麻事犯の摘発者が後を絶たず、大麻乱用期の渦中にあり、早期の沈静化に向けた徹底した取締りが必要である。
- 薬物の密売にサイバー空間が用いられるなど、その手口の巧妙化・潜在化が進んでいる。
- 薬物の供給源となる薬物密売組織並びに需要側の大麻をはじめとする末端乱用者に対する取締りを強化する必要がある。
- 大麻と類似した精神活性を有する未規制物質も発見されており、大麻に関する乱用状況がめまぐるしく変化する中、未規制物質や多様化する薬物乱用形態に対する規制や取締りを徹底する必要がある。

ウ 再乱用防止について

- 薬物乱用者の中には、犯罪をした者であると同時に、薬物依存症の患者である者も含まれることから、薬物依存症からの回復に向けて、関係機関との連携を強化し、地域社会の医療機関等につなげる必要がある。また、薬物依存症者が地域で相談や治療を継続して受けられるようにするための医療提供体制の充実が必要である。
- 薬物依存症は適切な治療・支援により回復可能な病気であるため、薬物依存症の正しい知識と理解について広く県民に浸透し、薬物依存症者やその家族が適切な治療や支援に結びつく社会を実現するため、積極的かつ継続的な普及啓発を実施する必要がある。

3 目標及び目標達成のための取組

本戦略を推進するに当たっては、以下の3つの目標を設定し、薬物乱用対策推進本部の下に関係機関が緊密に連携して、各目標の達成に向けた取組を推進する。

目標1：若年層を中心とした社会全体への啓発活動の強化・推進により、覚醒剤、大麻等違法薬物及び市販薬の乱用の未然防止を目指す。

(1) 小・中・高等学校等における薬物乱用防止教室の開催など大麻等薬物乱用防止に関する指導・教育の充実強化及び大学、専修学校等に対する啓発の推進

薬物に係る正しい知識を習得させるため、小・中・高等学校・大学等における薬物乱用防止教室等の開催を徹底する。適切な指導・教育を行うことができるよう薬物乱用防止指導員や学校薬剤師等の指導者へ必要な研修の実施や科学的知見に基づいた資材等の充実を図る。

主な関係機関：福岡少年鑑別所、門司税関、九州厚生局麻薬取締部、教育庁（高校教育課、義務教育課、体育スポーツ健康課）、県警（少年課、薬物銃器対策課）、福岡市、北九州市、久留米市、私学振興課、精神保健福祉センター、薬務課

(2) 有職・無職少年に対する啓発の強化

有職・無職少年は、少年の覚醒剤・大麻事犯検挙者のうち、大きな割合を占めているが、薬物乱用防止教育が十分に行き届いていないのが現状である。有職・無職少年の生活状況を考慮した啓発を実施する。

主な関係機関：福岡少年院、県警（少年課、薬物銃器対策課）、労働政策課、薬務課

(3) デジタルツール等を効果的に活用し若年層を中心とした県民への規範意識向上に向けた大麻を中心とした広報啓発活動の推進

様々な広報媒体を活用して、大麻をはじめとする違法薬物について危険性・有害性等に係る最新の科学的知見に基づいた効果的な広報啓発を実施する。

主な関係機関：福岡矯正管区、福岡刑務所、福岡少年院、福岡少年鑑別所、福岡保護観察所、福岡出入国在留管理局、九州厚生局麻薬取締部、福岡労働局、教育庁（高校教育課、義務教育課、社会教育課）、県警（少年課、薬物銃器対策課）、福岡市、北九州市、久留米市、県民情報広報課、青少年育成課、健康増進課こころの健康づくり推進室、精神保健福祉センター、薬務課

(4) 国際的な人の往来の増加に向けた海外渡航者、訪日外国人に対する広報・啓発活動の推進

日本と諸外国の薬物規制状況の違いに関する正しい知識を伝えるとともに、「運び屋」への勧誘に応じることの危険性等について注意喚起する。

主な関係機関：門司税関、福岡海上保安部、県警（薬物銃器対策課）

目標 2：暴力団等薬物密売組織の壊滅、巧妙化・潜在化する薬物密売への対処及び多様化する乱用薬物に関する監視指導・取締りの強化により、覚醒剤、大麻等違法薬物の供給遮断を目指す。

(1) 暴力団、準暴力団等薬物密売対策の推進

暴力団等薬物密売組織に打撃を与えるため、関係機関が連携し、取締りを強化する。

主な関係機関：福岡地方検察庁、九州厚生局麻薬取締部、県警（少年課、薬物銃器対策課）

(2) 大麻をはじめとする薬物乱用者に対する取締りの徹底

乱用が拡大している大麻をはじめとする薬物の流通阻止及び規範意識の維持向上による需要の削減を図る。

主な関係機関：福岡地方検察庁、九州厚生局麻薬取締部、福岡海上保安部、県警（少年課、生活経済課、薬物銃器対策課）

(3) インターネット等サイバー空間による密売等の監視・取締り

秘匿性の高いメッセージアプリ、暗号資産等の利用等、巧妙化・潜在化するあらゆる密売手口に対応するため、関係機関と連携した情報収集を強化する。

主な関係機関：福岡地方検察庁、九州厚生局麻薬取締部、県警（少年課、生活経済課、薬物銃器対策課）、薬務課

(4) 条例に基づく未規制物質の特定危険薬物指定と、多様化する薬物の種類・使用形態に応じた分析体制の強化

乱用拡大が懸念される未規制物質等の流通を防ぐために、鑑定方法の研究を進め、高度化を図るとともに、収集した薬物情報に基づく迅速な規制を実施する。

主な関係機関：薬務課

(5) 医療用麻薬及び向精神薬等の正規流通に対する指導監督の徹底

医療用として正規に流通している麻薬、向精神薬等が、不正な売買や譲渡譲受等を通じて乱用されるのみならず、重大事犯に悪用される事例を防止するため、徹底した取締りを行う。不正流通阻止を徹底することに加え、関係者等による不適正な使用等についても監視を強化する。

主な関係機関：九州厚生局麻薬取締部、薬務課

(6) 薬物密輸入阻止に向けた関係機関が連携した薬物取締りの徹底

密輸入事犯の取締りを効果的・効率的に実施するため、水際と国内の関係機関が十分に連携して取締りを行う。

主な関係機関：福岡地方検察庁、福岡出入国在留管理局、門司税関、九州厚生局麻薬取締部、福岡海上保安部、県警（薬物銃器対策課）

目標3：医療機関や民間団体などとの連携を強化し、薬物乱用者の治療、回復及び社会復帰へ包括的かつ継続的に息の長い支援を実施することにより、再乱用のない社会を目指す。

(1) 薬物依存症に関する正しい理解の促進

薬物依存症は適切な治療・支援により回復可能な病気であるため、薬物依存症に対する正しい知識の県民への啓発を行い、薬物依存症からの回復や、社会復帰を目指す者を地域共生社会の一員として社会全体で支えるなどの偏見の解消に努める。

主な関係機関：福岡刑務所、福岡少年院、福岡少年鑑別所、福岡保護観察所、九州厚生局麻薬取締部、県警（少年課、薬物銃器対策課）、福岡市、北九州市、精神保健福祉センター

(2) 医療機関、民間団体など関係機関が連携し、薬物乱用者を回復、社会復帰につなげるための「息の長い支援」の実施

薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持たせ、適切な治療・支援を受けさせる等、継続的かつ長期的な指導・支援を充実させる。

主な関係機関：福岡矯正管区、福岡少年院、福岡保護観察所、九州厚生局麻薬取締部、福岡市、北九州市、精神保健福祉センター、薬務課

(3) 薬物乱用者の特性に応じた効果的な指導・支援の推進による再乱用防止と社会復帰支援

薬物事犯者に対し、大麻や覚醒剤などの乱用薬物や乱用者の特性に応じた教育・指導を実施し、地域移行に至るまでの社会復帰支援を行う。

主な関係機関：福岡地方検察庁、福岡矯正管区、福岡刑務所、福岡少年院、福岡少年鑑別所、福岡保護観察所、九州厚生局麻薬取締部、県警（少年課）、福岡市、北九州市、精神保健福祉センター、薬務課

（４）薬物依存症者に対する医療提供体制の充実と就労等の支援

薬物の再乱用防止には、薬物依存症からの回復に向けて適切な治療を継続して実施する必要があり、認知行動療法に基づく治療回復プログラムの実施を中心とした医療提供体制の充実強化を行うとともに、就労や帰住先の確保などきめ細かな支援を行う。

主な関係機関：福岡地方検察庁、福岡保護観察所、健康増進課こころの健康づくり推進室、薬務課

（５）薬物乱用者の家族に対する相談体制・支援等の充実と周知

薬物依存症からの回復に向けて、薬物依存症者の家族を切れ目なく支援するため、相談体制や支援等の充実と周知を図る。

主な関係機関：福岡矯正管区、福岡刑務所、福岡少年院、福岡保護観察所、九州厚生局麻薬取締部、県警（少年課、薬物銃器対策課）、福岡市、北九州市、久留米市、精神保健福祉センター、薬務課

福岡県薬物乱用対策関係組織一覧表



(3) 福岡県薬物乱用防止指導員

① 福岡県薬物乱用防止指導員設置要項

1 目的

覚醒剤、大麻等薬物乱用によって生じる健康被害を防止し、県民の健康で快適な生活環境づくりをすすめるため、積極的な啓発活動を推進する薬物乱用防止指導員（以下「指導員」という。）を置く。

2 指導員

(1) 指導員は、次に掲げる者のうちから福岡県薬物乱用対策推進本部長が委嘱する。

ア 保護司、麻薬中毒者相談員。

イ その他社会的に指導的立場にある人。

(2) 指導員の任期は、4 年とし再任を妨げない。ただし補欠の指導員の任期は、前任者の残留期間とする。

(3) 指導員の定数は、400 人以内とする。

3 指導員の業務

各地域の特性に応じた地域住民の覚醒剤、大麻等薬物乱用防止に関する啓発活動。

4 庶務

庶務は、福岡県保健医療介護部薬務課において行う。

5 この要綱は、昭和 54 年 12 月 15 日から施行する。

附則（第一次改正）

この要綱は、平成 10 年 8 月 26 日から施行する。

附則（第二次改正）

この要綱は、平成 11 年 12 月 21 日から施行する。

附則（第三次改正）

1 この要綱は、平成 20 年 1 月 30 日から施行する。

2 この要綱施行の際現に指導員である者の任期は、平成 22 年 1 月 30 日とする。

附則（第四次改正）

この要綱は、平成 20 年 5 月 9 日から施行する。

附則（第五次改正）

この要綱は、平成 20 年 9 月 30 日から施行する。

附則（第六次改正）

この要綱は、令和 2 年 5 月 8 日から施行する。

② 福岡県薬物乱用防止指導員について

平成 11 年 12 月 21 日

1 主旨

福岡県における薬物事犯は、関係機関の努力にもかかわらず依然として高水準にあり、しかも薬物乱用者が青少年、婦人等一般層へ深く浸透し、あわせて従来福岡、北九州の大都市中心であったものが、地方都市にも多くの検挙者を見るようになり、全県下に拡大しております。また、青少年のシンナー等乱用者が覚せい剤へ移行するといった薬物乱用禍は、極めて憂慮すべき状況にあります。

さらに、覚せい剤の密輸の大半が、本県の対岸にある韓国ルートであるため、今後はなお県内に覚せい剤禍が蔓延することが考えられます。検挙されない潜在的覚せい剤乱用者は、通常の検挙者の 10 倍から 15 倍かといわれていることを考えあわせるとき、覚せい剤等の薬物乱用防止活動の推進を早急に図らねばならない状況にあります。

薬物乱用の問題点は、薬物の個人の心身を腐敗されるばかりではなく、各種の凶悪な犯罪の増加に伴い、社会の福祉に計り知れない害毒を及ぼすものであることを県民が十分に理解していないことで、薬物の乱用防止は、関係行政機関の対策のみでなく、行政と民間が一体となった啓発活動を行わねばこの問題点を解決することはできません。従って、薬物の恐ろしさを県民一人一人に訴え、自覚を促すことにより薬物乱用によって生ずる健康被害を防止し、健康で快適な生活環境づくりを進めるためにも「薬物乱用防止指導員」（以下「指導員」という。）を設置し、薬物乱用防止を主体とした啓発活動を実施しております。

2 指導員

指導員の設置にあつては、人格及び行動について社会的信望が厚く、日常生活において地域社会の浄

化を図り、公共の福祉に寄与されており、さらに薬物乱用問題に関心のある民間の方に委嘱するという見地から「保護司」、「麻薬中毒者相談員」から 400 名を福岡県薬物乱用対策推進本部長（知事）が指導員として委嘱しました。

3 指導員の業務

指導員の主な業務は、薬物乱用防止に関する啓発活動です。すなわち薬物乱用によって生ずる社会及び個人に対する影響を地域の特性に応じ啓発していただくことです。

啓発活動としては、まず身近な人から、次いで日常生活の中で機会を有効に利用することにより啓発の実効をあげていただけます。

従って、指導員は、地域における啓発活動の中心となる重要な役割を持つことになります。

4 研修会等の実施

指導員は、県が年一回実施する薬物乱用の実態、人体に及ぼす影響等啓発活動に必要な項目についての専門分野の講師による研修会に出席し、薬物乱用の現況を十分に把握していただきます。

なお、県は、指導員用のテキスト、リーフレット等を作成し、配布し、指導員からの要請があれば、薬物乱用防止に関する映画フィルム・ビデオ等の貸し出し、又は関係職員を講師として派遣します。

(4) 薬物乱用防止県民運動

① 薬物乱用防止県民運動実施要綱

昭和 56 年 10 月 19 日

福岡県薬物乱用対策推進本部

1 目的

福岡県における薬物乱用防止の啓発活動を地域に密着した住民運動に盛り上げる啓発体制を確立して、薬物乱用の根絶を期することを目的とする。

2 実施主体

福岡県・福岡県薬物乱用対策推進本部

3 組織

① 「福岡県薬物乱用防止指導員」（以下「指導員」という。）を軸として、保護司である指導員が所属する 30 区毎に、関係行政機関、民間団体及び本運動に協賛できるボランティア活動体を含む地域層の代表者で組織する「薬物乱用防止指導員地区協議会」（以下「地区協議会」という。）を設置し、その地域における本運動の企画、実施に当たる。

② 地区協議会との連絡、調整を図り、本運動を効果的に推進するための各区の指導員の代表者による「指導員代表者会議」（以下「代表者会議」という。）を設置する。

4 実施事項

① 福岡県薬物乱用対策推進本部

- イ 薬物乱用防止に関する啓発実施事項を定める。
- ロ 「県民大会」を開催し、講演、表彰等を行う。
- ハ 一般県民から覚せい剤等乱用防止のポスター等を公募し、入選者は「県民大会」で表彰する。
- ニ 地域で開催される啓発活動のための講習会、集会等に講師を派遣する。
- ホ 地域における啓発活動用として、映画フィルム、ビデオテープ等の貸し出しをする。
- ヘ 啓発活動用のパンフレット、リーフレット、ポスターを作成する。

② 指導員

- イ 指導員は、地域あるいは団体を通じて啓発活動に努める。
- ロ 指導員は、地区協議会を主催し啓発活動を推進する。
- ハ 指導員の効果的活動を推進するため福岡県保健医療介護部薬務課に庶務を置く。

③ 指導員代表者会議

代表者会議は、次の事項を協議し、指導員の意向を代表する。

- イ 各地区における実践事項の検討、報告並びに連絡調整
- ロ ブロックごとの合同事業の企画
- ハ その他本運動の推進に必要な事項

④ 薬物乱用防止指導員地区協議会

- イ 効果的住民集会（講演会、座談会、映画会等）の開催
- ロ 主要市街地における街頭展示会、キャンペーン等の実施
- ハ 啓発資料（ポスター、リーフレット等）の配布
- ニ 社会を明るくする運動、青少年の非行防止運動等関連のある各種運動の活用
- ホ その他地域の特性に応じた啓発活動

附 則

この要綱は昭和 56 年 10 月 19 日から施行する。

附 則（第一次改正）

この要綱は平成 13 年 6 月 15 日から施行する。

② 地区別指導員数等

(令和8年6月現在)

地区	地区名	指 導 員 内 訳				代表者名
		保護 司	医 師	薬 劑 師	計	
福岡地区	東	20			20	堺 知行
	博 多	18	1		19	池野 まち子
	中 央	13			13	坂田 理枝子
	南	14			14	貞方 俊勝
	城 南	8			8	岩崎 信之
	早 良	14			14	淵 正
	西	12			12	矢野 鉄也
	糸 島	9			9	田中 三香子
	筑 紫	20		1	21	大鶴 和人
	朝 倉	9			9	大内田 正芳
	糟 屋	16			16	清永 義弘
	宗 像	9			9	内田 龍男
小 計		162	1	1	164	
北九州地区	遠 賀	10			10	吉岡 学
	八 幡	15			15	上村 英樹
	若 松	8			8	末吉 政人
	戸 畑	9			9	大西 松雄
	小倉北	21			21	渡部 公元
	小倉南	10			10	白石 保彦
	門 司	11			11	中園 明美
	京 都	12			12	角杉 清貴
	豊 築	7			7	高橋 美輝
小 計		103			103	

筑豊地区	田 川	18			18	高岡 茂俊
	直 方	6			6	内藤 憲雄
	飯 塚	21			21	大森 成順
小 計		45			45	
筑後地区	久留米	20			20	星子 光記
	うきは	3			3	佐藤 敬一郎
	大 川	7			7	浦田 澄男
	柳 川	12			12	長瀬 憲治
	大牟田	8			8	徳永 淳
	八 女	11			11	上村 正広
小 計		61			61	
合 計		371	1	1	373	

事務局	〒810-0044 福岡市中央区六本松 4-2-3 福岡保護観察所内	会 長 矢野 鉄也 事務局長 糸永 雄二	TEL 092-713-7969
-----	---------------------------------------	-------------------------	------------------

(5) 福岡県覚醒剤・麻薬禍対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 覚醒剤・麻薬等による薬物乱用は県民の保健衛生上の危害とこれに関連する犯罪の続発及び環境の悪化を生じ、大きな社会問題となっている。

これらの覚醒剤・麻薬禍等の撲滅を推進するため「福岡県覚醒剤・麻薬禍対策協議会」(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、覚醒剤・麻薬禍等を撲滅する諸施策を推進するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 啓発広報活動に関すること。
- (2) 情報交換及び相互連絡に関すること。
- (3) その他覚醒剤・麻薬禍等撲滅対策に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) その他知事が適当と認めた者

(役員)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は委員の互選により知事が指名する。

3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 知事は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないとき、又は委員に適しない行為があると認めるときは、解嘱することができる。

(会議)

第6条 会議は、会長が召集し、主宰する。

2 協議会は、必要と認めるとき、他の関係機関又は関係者等から意見を聴取することができる。

(委員の費用)

第7条 委員の報償費及び旅費は毎年度予算の範囲内において支給する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は福岡県保健医療介護部薬務課で所掌する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

1 この要綱は昭和60年6月17日から施行する。

2 「福岡県麻薬禍対策推進のための会」は、協議会が設置されるにともない廃止する。

3 この協議会が発足するまでに「福岡県麻薬禍対策推進のための会」が行った第2及び第5条の規定は、協議会要綱に基づき行った事業とみなす。

附 則

この要綱は平成26年2月25日から施行する。

(6) 注射器の取扱指針

昭和 61 年 8 月 23 日
平成 5 年 3 月 22 日改正

(目的)

医療上使用される注射筒及び注射針（以下「注射器」という。）が覚せい剤乱用者等に不正に使用されることのないよう取扱基準を設定し、医療関係者の協力を得ることを目的とする。

(取扱基準)

1 注射器販売業者

- (1) 常に、注射器の在庫を把握するとともに、盗難などの防止に努めること。
- (2) 医療関係者以外の者には、注射器の販売を行わないこと。

2 病院、診療所、飼育動物診療施設、衛生検査所、医療関係試験研究機関等業務上注射器を取り扱う施設（以下「医療関係機関」という。）

管理者は、注射器を適正に管理するため、次の措置を講じ、その指導、点検に努めること。

- (1) 常に、購入した注射器の在庫数量を把握するとともに、盗難などの防止に努めること。
- (2) 糖尿病患者に交付した注射器は、使用後の回収に努めること。
- (3) 使用済み注射器は、不正使用を防止するため、医療関係機関内で、破碎、溶解、焼却等により、再使用不能な形状にした後排出すること。

ただし、医療関係機関が特別管理産業廃棄物処理業者にその処理を委託する場合であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に規定する特別管理産業廃棄物管理票により、再使用不能な形状に処理することが確認できる場合については、この限りではない。

- (4) (3)の処理をするまでの間、保管する場合は、盗難などの防止に努めること。

(7) 福岡県薬物乱用防止啓発窓口事業実施要領

1 目的

覚醒剤・大麻等の薬物乱用者は、依然として減少の気配がみられず、青少年等一般市民層への拡大が憂慮されている。

薬物乱用を防止するためには、取締りの強化を図るとともに、一般市民に対して薬物乱用の弊害等について正しい知識と自覚を深めるための努力が何よりも重要である。

このことから、県下の各保健福祉（環境）事務所に薬物乱用防止啓発窓口を開設し、地域社会における予防啓発活動を一層推進して、薬物乱用の未然防止を図り、もって県民の保健衛生の向上に寄与することを目的とする。

2 名称

福岡県薬物乱用防止啓発窓口事業

3 実施機関

福岡県

4 実施事項

薬物乱用の防止啓発の観点から、保健福祉（環境）事務所における啓発業務を充実させ、関係行政機関及び関係団体並びに関係職員との連携を密にして、次の事業を行う。

① 啓発事業

薬物乱用の弊害等に関する正しい知識の普及を図るために、地域住民に対して広報啓発を積極的に推進する。

② 相談事業

薬物乱用の未然防止を図るため、啓発活動及び薬物乱用に関する相談に応じる。

5 窓口職員

原則として薬務担当職員が任にあたる。

6 報告

啓発窓口事業の実施状況については、啓発・相談窓口事業記録カード（様式 1）及び啓発資材の貸出・提供状況表（様式 2）により、その翌年度の 4 月 15 日までに保健医療介護部薬務課長あて報告すること。

附則

この要領は昭和 63 年 4 月 8 日から施行し昭和 62 年度事業から適用する。

附則（第一次改正）

この要領は令和2年4月1日から施行する。

(8) 薬物乱用防止啓発資材一覧

令和8年3月現在、薬務課又は県保健福祉（環境）事務所にて貸出している啓発資材は次のとおり。

① DVD

【薬物全般】

番号	作品名／企画・製作等	制作	上映	内容
Z-31	未来を選ぶ力 ～薬物についての大切なメッセージ～／ (公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター	R7	20分	薬物乱用防止教育に初めて触れる小学校高学年の児童にも、分かりやすく親しみやすい内容となるよう制作されています。 1コマの授業時間内で無理なく活用できるよう、「A：薬物って何だろう？」（13分）と「B：薬物乱用と社会」（7分）の2つのメニューに分かれており、それぞれを独立した教材として単独で使用することも可能です。 アニメーション形式で展開される本作では、擬人化された「ダメ。ゼッタイ。」博士が、小学6年生の「そうたくん」に向けて授業を行う形でストーリーが展開され、子どもたちにも親しみやすく、自然に内容が理解できる工夫がなされています。
Z-30	Think about drugs!～私たちの選択～／ (公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター	R5	15分	薬物の問題についてはこれまで学んできており、『ダメ。ゼッタイ。』は知っていて、ある程度の知識と悪いことだとの認識は持っている。それでもついネットやSNSで交わされる様々な情報、身近な友人同士との会話などを通じて、興味を持ってしまうかもしれない。そんな年代の若者を対象に、まずは「事実を知ること」が重要であり、それが自分自身の健康を守ることになり、同時に「大切な友人を救うこと」にも繋がることを気づかせる内容になっています。
Z-29	「薬物のはなし～どうして学ばなきゃいけないの？～」／ (公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター	R4	15分	「薬物乱用」という行為が自分の心とからだにどれだけの危険なことなのか、またその行為は自分の周りにどのような影響を及ぼすのか、更にもしも薬物乱用が広がってしまったら私たちの社会はどうなってしまうのか、まずは身近に迫る危険な薬物乱用について気づいて、手を出さないための知識について知り、その上で自分たちに出来ることは何かを考えるきっかけにしたいとの願いを込めた啓発動画です。
Z-28	それってホント？事例で見る薬物乱用／ (公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター	R3	16分	「1回だけなら大丈夫？」「いつでもやめられる？」 「合法的な国もあるから安全？」「個人の自由？」 4つの事例をもとに、自分はどうか、他の人の意見はどうか、みんなで意見や感想を出し合って考えてみませんか。 ダメ。ゼッタイ。博士が、分かりやすく解説します。
Z-27	「今、薬物問題を考えよう！～私たちの未来のために～」／ (公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター	R2	18分	普段の生活の中でなかなか実感しにくい薬物問題のリアルな実態を元麻薬取締官から聞くことで「今まで自分が持っていたイメージが実は違っていた、これまで見聞きしていた理解だけでは足りなかった」ことに気づいて、改めて自分や家族や社会にとって何が大切な

				ことかを考えてみる。大人への入り口年齢であり、情報吸収力の豊かなデジタルネイティブ世代の行動変容に繋げることを企画のテーマに設定されています。
Z-26	身近にひそむ薬物乱用／ (公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター	H29.8	15 分	身近にひそむ薬物乱用の危険を現役の小学校養護教諭がやさしく子供たちに伝えています。 (手話による通訳つき) 伊丹信子(手話通訳士)
Z-25	薬物乱用から自分を守る／ (公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター	H30.8	15 分	違法薬物だけでなく身近な一般薬でも乱用になること、脳へ与える3作用別の代表薬種の特徴とその影響、大切な脳を破壊する構造についてなどに加え、最新調査による大麻拡大の実態を通じて「薬物乱用から自分を守る」を学ぶ。
Z-24	薬物乱用はダメ。ゼッタイ！ ～やさしい解説！～／ (公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター	H28.8	15 分	埼玉県立精神医療センター協力のもと、薬物乱用がいかに危険で恐ろしいかを医師の話を交え、身体に及ぼす影響や薬物依存について分かり易く解説しています。なぜ、薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」なのかを学びましょう。
Z-23	愛する自分を大切に！ 薬物乱用はダメ。ゼッタイ！／ (公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター	H27.7	15 分	「ダメ。ゼッタイ君」と「ダメ。くま君」の薬物乱用防止教室 パート2 薬物乱用はなぜ「ダメ。ゼッタイ。」なのかと危険ドラッグの恐ろしさ。とくに、中身が何が入っているか分からないことなどを解明します。
Z-22	薬物乱用はダメ。ゼッタイ。 ～脳を科学する～／ (公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター	H25.6	15 分	「ダメ。ゼッタイ。」君、博士にプラスで「ダメくま君」が初登場。薬物乱用がなぜ「ダメ。ゼッタイ。」なのか、脳への弊害を科学します。また、最近猛威を奮っている危険ドラッグ(違法ドラッグ)についても取り上げています。
Z-21	薬物汚染を許さない！～未来の日本のために～／(公財)警察協会	H29	40 分	大麻や覚せい剤などの「規制薬物」、危険ドラッグに代表される「指定薬物」そうした危険な薬物を乱用することで心や体はどのようなダメージを受けるのか？やめたくてもやめられなくなる「依存の悪循環」とは？薬物の専門家に話を聞く。
Z-20	「ダメ。ゼッタイ君」と「ダメ。くま君」 の薬物乱用防止教室 ／(公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター	H26.7	15 分	薬物乱用がなぜ「ダメ。ゼッタイ。」なのか、一番大切な脳が破壊(破壊)されるからです。このことを「ダメ。ゼッタイ。君」と「ダメ。くま君」がわかりやすく説明していきます。また、最近猛威を奮っている危険ドラッグについても取り上げています。
Z-19	福岡県薬物乱用防止啓発用DVD ／福岡県保健医療介護部薬務課	H25.3	43 分	解説編とドラマ編の2つのチャプターで構成しています。 (1) 解説編(約18分) 薬物の種類や身体に与える影響などの基本的な解説に加え、薬物に誘われたときの断り方などを分かりやすく説明しています。 (2) ドラマ編(約25分) 友人に誘われ、薬物に手を出してしまった少年。薬物乱用により、彼と彼の家族にどのような結果が待っているのかをドキュメンタリータッチで描いたドラマです。

【危険ドラッグ】

番号	作品名／企画・製作等	制作	上映	内容
D-1	危険ドラッグは“毒”だ！ ／(公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター	H26.9	15 分	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター和田清前部長監修のもと、危険ドラッグの解説をしています。

【大麻】

番号	作品名／企画・製作等	制作	上映	内容
T-5	みんなで考えよう！大麻乱用防止教室 ／福岡県保健医療介護部薬務課	R4	32 分	中学生と専門家によるトーク番組風の動画で、中学生がクイズに挑戦したり、対処法を実践したりしながら学ぶ内容となっています。 ①大麻による健康影響編（約 14 分） 大麻乱用の実情、健康影響、困った時に相談することの大切さを学びます。大麻を使ったらどうなるのか？についてのクイズに挑戦します。 ②大麻の誘いへの対処編（約 18 分） 少年たちが大麻を使ってしまったきっかけ、誘いから身を守るコツを学びます。トークアプリ、対面の場面での誘いを想定し、断ることに挑戦します。
T-4	大麻警報発令中！～アイメッセージで断ろう～ ／(財)麻薬・覚醒剤乱用防止センター	R1.9	16 分	乱用が拡大している大麻についてその危険性・有害性を分かり易く伝えながら、それでもなぜ使用してしまうのか、どう断ればいいのか、その対応と対策について具体的に提示します。全編最新の大麻特集ですが、その他乱用される薬物についても共通する大切な身の守り方を学ぶことができます。

【再乱用防止対策】

番号	作品名／企画・製作等	制作	上映	内容
R-2	薬物の乱用・依存・中毒の違いを理解する／福岡県保健医療介護部薬務課	H21.3	57 分	薬物相談担当者向け。薬物の乱用・依存・中毒の違いを分かりやすく解説。国立精神・神経センター精神保健研究所の協力により作成。
R-1	薬物依存症者からの回復のメッセージ／福岡県保健医療介護部薬務課	H21.3	39 分	薬物相談担当者向け。当事者としての体験に基づく、薬物依存症に関する知識や薬物の恐ろしさについての講話。九州ダルクの協力により作成。

② CD-ROM

番号	作品名／企画・製作等	発行	内容
C-3	薬物乱用はダメ。ゼッタイ。スタディシヨップ 4（指導者用） ／（財）麻薬・覚せい剤乱用防止センター	H18.3	下記 C-2 のパート 2 です。
C-2	薬物乱用はダメ。ゼッタイ。スタディシヨップ 2（指導者用） ／（財）麻薬・覚せい剤乱用防止センター	H16.3	効果的な講演を行うための準備、講演の組み立て方、説明力のある講演のポイント、話し方等とともに、講演サンプル集が収載されています。
C-1	薬物乱用はダメ。ゼッタイ。スタディシヨップ（指導者用） ／（財）麻薬・覚せい剤乱用防止センター	H15.3	学校等での薬物乱用防止講習会の講師（外部講師又は教諭）のための教材です。乱用薬物の種類、有害性、データベース等とともに、実際の講習で使用できるツールも収載されています。

③ パネル

番号	内容
P-4	薬物乱用防止啓発用パネル（B2、10 枚セット、(財) 麻薬・覚せい剤乱用防止センター作成）
P-3	薬物乱用防止啓発用パネル（B1、5 枚セット、(財) 麻薬・覚せい剤乱用防止センター作成）
P-1	薬物ってな～に？（B3、9 枚セット、日本学校保健会作成）

④ 模擬麻薬

番号	内容
O-5	模擬麻薬（ドラッグイミテーションキット）

第7 その他

1 資格別現員

令和 8 年 5 月 1 日現在

区 分	本 庁	保健福祉(環境) 事務所	計
薬 事 監 視 員	17	36	53
毒 物 劇 物 監 視 員	17	36	53
家 庭 用 衛 生 監 視 員	17	36	53
麻 薬 取 締 員	7	—	7
麻 薬 立 入 検 査 員	17	36	53
覚 醒 剤 監 視 員	17	36	53
あ へ ん 監 視 員	17	36	53
大 麻 立 入 検 査 員	17	36	53
福岡県薬物の濫用防止に関する条例第 18 条第 1 項の規定に基づく立入調査等 を行う職員の身分証明書	17	36	53

2 保健福祉（環境）事務所・保健所の所管区域及び所在地

保健福祉（環境）事務所		郵便番号	所 在 地	電 話 番 号	F A X
筑 紫 （ 環 ）		816-0943	大野城市白木原 3 丁目 5-25	092-513-5610	092-513-5598
糸 島		819-1112	糸島市浦志 2 丁目 3-1	092-322-5186	092-322-9252
粕 屋		811-2318	糟屋郡粕屋町戸原東 1 丁目 7-26	092-939-1529	092-939-1186
宗 像 ・ 遠 賀 （ 環 ）		811-3436	【本庁舎】宗像市東郷 1 丁目 2-1	0940-36-2045	0940-36-2592
嘉 穂 ・ 鞍 手 （ 環 ）		820-0004	【本庁舎】飯塚市新立岩 8-1	0948-21-4876	0948-24-0186
田 川		825-8577	田川市大字伊田 3292-2	0947-42-9311	0947-44-6112
北 筑 後 （ 環 ）		838-0068	【本庁舎】朝倉市甘木 2014-1	0946-22-4185	0946-24-9260
南 筑 後 （ 環 ）		832-0823	【本庁舎】柳川市三橋町今古賀 8-1	0944-72-2112	0944-74-3295
京 築 （ 環 ）		824-0005	行橋市中央 1 丁目 2-1	0930-23-2379	0930-23-4880
北 九 州 市		802-8560	北九州市小倉北区馬借 1-7-1	093-522-8726	093-522-8774
福 岡 市	保健所	810-0073	福岡市中央区舞鶴 2-5-1	092-791-7263	092-406-5075
	東衛生課	812-0053	福岡市東区箱崎 2-54-27	092-645-1081	092-651-3844
	博多衛生課	812-8514	福岡市博多区博多駅前 2-8-1	092-419-1090	092-441-0057
	中央衛生課	810-0073	福岡市中央区舞鶴 2-5-1	092-761-7325	092-734-1690
	南衛生課	815-0032	福岡市南区塩原 3-25-3	092-559-5115	092-541-9914
	城南衛生課	814-0103	福岡市城南区鳥飼 5-2-25	092-831-4208	092-822-5844
	早良衛生課	814-0006	福岡市早良区百道 1-18-18	092-851-6567	092-822-5733
	西衛生課	819-0005	福岡市西区内浜 1 丁目 4-7	092-895-7072	092-891-9894
久 留 米 市		830-0022	久留米市城南町 15-5	0942-30-9724	0942-30-9833

所	管	区	域
筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市			
糸島市			
古賀市、糟屋郡一字美町・篠栗町・志免町・須恵町・新宮町・久山町・粕屋町			
中間市、宗像市、福津市、遠賀郡一芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町			
直方市、飯塚市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡一小竹町・鞍手町、嘉穂郡一桂川町			
田川市、田川郡一香春町・添田町・糸田町・川崎町・大任町・福智町・赤村			
小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡一筑前町・東峰村、三井郡一大刀洗町			
大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、三潞郡一大木町、八女郡一広川町			
行橋市、豊前市、京都郡一荻田町・みやこ町、築上郡一吉富町・上毛町・築上町			
北九州市			
福岡市東区			
福岡市博多区			
福岡市中央区			
福岡市南区			
福岡市城南区			
福岡市早良区			
福岡市西区			
久留米市			

3 都道府県薬務主管課名簿

No.	都道府県名	主 管 部 課 名	〒	所 在 地	電 話
1	北海道	保健福祉部地域医療推進局医務薬務課	060-8588	札幌市中央区北 3 条西 6	011-204-5265
2	青森県	健康医療福祉部医療薬務課	030-8570	青森市長島 1-1-1	017-734-9289
3	岩手県	保健福祉部健康国保課	020-8570	盛岡市内丸 10-1	019-629-5467
4	宮城県	保健福祉部薬務課	980-8570	仙台市青葉区本町 3-8-1	022-211-2652
5	秋田県	健康福祉部医務薬事課	010-8570	秋田市山王 4-1-1	018-860-1407
6	山形県	健康福祉部健康福祉企画課	990-8570	山形市松波 2-8-1	023-630-2662
7	福島県	保健福祉部薬務課	960-8670	福島市杉妻町 2-16	024-521-7233
8	茨城県	保健医療部医療局薬務課	310-8555	水戸市笠原町 978-6	029-301-3393
9	栃木県	保健福祉部医薬・生活衛生課	320-8501	宇都宮市塙田 1-1-20	028-623-3119
10	群馬県	健康福祉部薬務課	371-8570	前橋市大手町 1-1-1	027-226-2663
11	埼玉県	保健医療部薬務課	330-9301	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-830-3622
12	千葉県	健康福祉部薬務課	260-8667	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-2618
13	東京都	保健医療局健康安全部薬務課	163-8001	新宿区西新宿 2-8-1	03-5320-4503
14	神奈川県	健康医療局生活衛生部薬務課	231-8588	横浜市中区日本大通 1	045-210-4967
15	新潟県	福祉保健部感染症対策・薬務課	950-8570	新潟市中央区新光町 4-1	025-280-5187
16	富山県	厚生部薬事指導課 〃 くすり振興課	930-8501	富山市新総曲輪 1-7	076-444-3234
17	石川県	健康福祉部薬事衛生課	920-8580	金沢市鞍月 1-1	076-225-1442
18	福井県	健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課	910-8580	福井市大手 3-17-1	0776-20-0347
19	山梨県	福祉保健部衛生薬務課	400-8501	甲府市丸の内 1-6-1	055-223-1491
20	長野県	健康福祉部薬事管理課	380-8570	長野市南長野幅下 692-2	026-235-7157
21	岐阜県	健康福祉部薬務水道課	500-8570	岐阜市藪田南 2-1-1	058-272-8285
22	静岡県	健康福祉部生活衛生局薬事課	420-8601	静岡市葵区追手町 9-6	054-221-2412
23	愛知県	保健医療局生活衛生部医薬安全課	460-8501	名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-954-6303

No.	都道府県名	主 管 部 課 名	〒	所 在 地	電 話
24	三重県	医療保健部薬務課	514-8570	津市広明町 13	059-224-2330
25	滋賀県	健康医療福祉部薬務課	520-8577	大津市京町 4-1-1	077-528-3634
26	京都府	健康福祉部薬務課	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入藪/内町	075-414-4790
27	大阪府	健康医療部生活衛生室薬務課	540-8570	大阪市中央区大手前 2-1-22	06-6944-6699
28	兵庫県	保健医療部薬務課	650-8567	神戸市中央区下山手通 5-10-1	078-362-3269
29	奈良県	福祉保険部医療政策局薬務・衛生課	630-8501	奈良市登大路町 30	0742-27-8670
30	和歌山県	福祉保健部福祉保健政策局薬務課	640-8585	和歌山市小松原通 1-1	073-441-2660
31	鳥取県	福祉保健部健康医療局医療・保険課	680-8570	鳥取市東町 1-220	0857-26-7226
32	島根県	健康福祉部薬事衛生課	690-8501	松江市殿町 1	0852-22-5259
33	岡山県	保健医療部医薬安全課	700-8570	岡山市北区内山下 2-4-6	086-226-7340
34	広島県	健康福祉局薬務課	730-8511	広島市中区基町 10-52	082-513-3222
35	山口県	健康福祉部薬務課	753-8501	山口市滝町 1-1	083-933-3020
36	徳島県	保健福祉部薬務課	770-8570	徳島市万代町 1-1	088-621-2232
37	香川県	健康福祉部薬務課	760-8570	高松市番町 4-1-10	087-832-3307
38	愛媛県	保健福祉部健康衛生局薬務衛生課	790-8570	松山市一番町 4-4-2	089-912-2391
30	高知県	健康政策部薬務衛生課	780-8570	高知市丸/内 1-2-20	088-823-9682
40	福岡県	保健医療介護部薬務課	812-8577	福岡市博多区東公園 7-7	092-643-3284
41	佐賀県	健康福祉部薬務課	840-8570	佐賀市城内 1-1-59	0952-25-7083
42	長崎県	福祉保健部薬務行政室	850-8570	長崎市尾上町 3-1	095-895-2469
43	熊本県	健康福祉部健康局薬務衛生課	862-8750	熊本市中央区水前寺 6-18-1	096-333-2242
44	大分県	福祉保健部薬務室	870-8501	大分市大手町 3-1-1	097-506-2650
45	宮崎県	福祉保健部薬務感染症対策課薬務対策室	880-8501	宮崎市橘通東 2-10-1	0985-26-7060
46	鹿児島県	保健福祉部薬務課	890-8577	鹿児島市鴨池新町 10-1	099-286-2804
47	沖縄県	保健医療介護部薬務生活衛生課	900-8570	那覇市泉崎 1-2-2	098-866-2055

令和 8 年度 薬務行政概要

令和 8 年 8 月発行

編集 福岡県保健医療介護部薬務課

発行 〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

大 代 表 (092)651-1111

(ダイヤルイン) (内線)

	薬 事 係	(092)643-3284	3113	3142
電話	監 視 係	(092)643-3285	3114	3115
	生産指導係	(092)643-3286	3116	3118
	麻 薬 係	(092)643-3287	3117	3143
	F A X	(092)643-3305		